

参議院地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会会議録第一号

平成六年十一月十六日(水曜日)
午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

地方行政委員会

委員長
理事

委員

大蔵委員会
委員長
理事

委員

白浜 一良君

片山虎之助君

佐藤 泰三君

清水 達雄君

須藤良太郎君

増岡 康治君

一井 淳治君

鈴木 和美君

谷畑 孝君

堂本 暁子君

森 暢子君

池田 治君

寺崎 昭久君

野末 陳平君

牛嶋 正君

吉岡 吉典君

村山 富市君

武村 正義君

野中 広務君

阪田 雅裕君

河野 昭君

陶山 皓君

伏屋 和彦君

小川 是君

田波 耕治君

日高 壮平君

西村 吉正君

加藤 隆俊君

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

佐藤 勝君

小林 正二君

松川 隆志君

太田 義武君

阿部 正俊君

小林 守君

吉田 弘正君

速藤 安彦君

滝 実君

成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案及び平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、以上四案を一括して議題といたします。

四案の趣旨説明は、既にお配りいたしました資料により御了承願ひ、その聴取は省略いたします。

これより四案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○竹山裕君 自由民主党の竹山裕であります。

総理、お帰りのないまま。御苦労さまでございました。先ほどお着きで、旅のお疲れをいやす間もなく我が委員会にお出掛けをいただきまして、御苦労さまでございます。

御慰労すべきところでございますが、早速質問に入らせていただきます。

お帰り早々でありますので、最もホットなテーマといたしましてAPECの関連のお話を二、三伺わせていただきたい。民族衣装のジャワサラサのまだ着心地も薄れないところで、多忙な日程を精力的におこなひになられまして、テレビを見ておりまして、我々日本国民として本当に誇らしく思っているところでございます。

APEC首脳会議、非公式首脳会議、そして日米首脳会談等をおこなひになったわけでございますが、昨晚テレビでもじきじきのお話を聞かせていただきましたが、当委員会の場でそれらの事々を含めて、会合に出席された御感想をまず伺わせていただきたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 旅のねぎらいの言葉もいただきます、どうも本当に恐縮いたします。私は、もちろん初めてAPECの会合に参加をしたわけでありまけれども、もう皆さん御案内のように、このAPECに加盟している国の中に

国務大臣

内閣総理大臣

大蔵大臣

自治大臣

政府委員

内閣法制局第三部長

総務庁長官官房審議官

兼内閣審議官

総務庁行政管理局長

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

伏屋 和彦君

小川 是君

田波 耕治君

日高 壮平君

西村 吉正君

加藤 隆俊君

石渡 清元君

笠原 潤一君

関根 則之君

野沢 太三君

服部三男雄君

真島 一男君

松浦 功君

上野 雄文君

篠崎 年子君

細谷 昭雄君

山口 哲夫君

渡辺 四郎君

小林 正君

長谷川 清君

星野 朋市君

続 訓弘君

西川 潔君

西田 吉宏君

竹山 裕君

梢崎 泰昌君

志苦 裕君

峰崎 直樹君

は、アメリカ等を中心としたような先進した国もあればあるいは発展途上の国もある。言うならば多様な国が果実として構成されているわけでありまして、それだけに、それぞれの国が持つておる力とよさをどのように出し合って、そして進んだ国もおくれている国もともに手を携えてアジア・太平洋地域全体がどのように経済発展を遂げることができるか、同時に平和と安定の確保ができるかと、こういう問題について真剣な話し合いができる場がつけられているということは、私はある意味では大変いいことだというふうに思っています。

これは単に経済だけの問題ではなくて、文化から芸術からすべての分野にわたって交流し合えるような場ができて、そしてお互いに一層の理解を深めていく、そして手を差し伸べ合うということこそは本場の意味で安全保障の大きな基盤をつくることになるのではないかと。これはもうアジア・太平洋地域全体の平和と安定のためには欠かせないものだといような私は強い印象を持っています。いま少しけれども、平和憲法を持っていた日本の国がこれからますます役割を果たせるような時代になってきておるといふ確信も深めて、責任の重さといふものも感じ合ひながら、非常に意味深いという会合であったというふうに私は思っています。

これは単に、アジア・太平洋地域というものが、例えばEUとかそういう地域と対立した形でもってつくられるというのではなくて、アジア・太平洋地域の皆さん方がそういう協力をし合うことによって世界全体の扉を開いて、そして世界全体の繁栄と平和と安定のためにも大きな役割を果たすことになるんじゃないか、そういう心組みと心がけでお互いに議論をし合えたということには非常に良かったというふうに私は考えています。

○竹山裕君 格調の高い御感想をお述べいただきまして。
APEC、アジア・太平洋経済協力関係会議

は、一九八九年、当時のオーストラリアのホーク首相の提唱によって、アジア・太平洋地域の経済協力について話し合う緩やかな協議体としてスタートをしたわけでありまして、このAPECが通商交渉型組織としての性格を持ち合わせるようになってきて、また今回二〇〇二年までの域内貿易自由化が提唱されております。

新聞情報等では、APEC非公式首脳会議で採択されたボゴール宣言において、域内の貿易・投資の自由化を西暦二〇〇二年を目標に達成されることが織り込まれるわけでありまして、貿易・投資の自由化を目標として、APECにおける一連の会合の成果を改めて表明していただければありがたいと思うわけでございます。

○国務大臣(村山富市君) 今、答弁の中で申し上げましたように、非常に先進的に進んでいる国もあればおくれている国もある、そういうものを一律にくくってしまうことについては問題があるのではないかと。ですから、先進した国は二〇〇一年から一〇年を目標にそうした自由化、開放をしていくと。同時に、おくれている国で発展途上の国は二〇二〇年ぐらいを目標にするというようにすることが大まかな政治的目標として設定されておる。

しかし、例えば我が国のように、農業問題等については必ずしもそうはいかないわけでありまして、それぞれの国のやっばり事情があるわけでありまして、そうしたそれぞれの国の持つ事情については十分含んだ上で、一応の目標としてそういう目標を設定して、これからその目標が達成できるように努力をしていこう、こういう宣言の中身だったというように理解しておりますから、個々の問題についてはこれから関係レベルやら事務当局レベルの段階でさらに詰めて行われていくということになるかと思っております。

○竹山裕君 日本の特性等もありということでございますが、APECの性格づけについて、緩やかな協議体にとどめるべきだと主張するマレーシアあるいは中国、一方で、制度化を進めてAPEC

Cを自由化のための新たな交渉の場とすべきだと考えるアメリカ、オーストラリアあるいはシンガポールなどの間で話のとおりの若干の考え方の相違があるようにございます。

また、APEC内の自由化措置を域外諸国にも無条件で供与すべきであるという考え方がある一方、自由化措置をAPECの域外諸国に対しては条件付きで供与して域内と域外を区別すべきであるというような主張もあるようにございますが、こうしたものも背景を前提にして、我が国として、日本国として、そういう中でどういうスタンス、立場で臨もうと。今後のお考えをお聞かせいただければと思うわけであります。

○国務大臣(村山富市君) 先ほども申し上げましたように、アジア・太平洋地域という地域の中で、加盟の申し入れをしている国はたくさんあるといふふうに聞いておりますけれども、やっばりこれからのアジアというのには発展する地域として非常に注目をされていると思ふし、話に聞きますと、もう一年ごとに町の様相が変わってきておるといふぐらいに早いテンポで発展を遂げている、こういう地域ではないかと思ふんです。

したがって、先ほど申し上げましたように、非常に進んだ国もおくられた国もあるけれども、進んだ国は進んだ国で手を差し伸べるし、おくれた国はおくれた国で見習って協力し合っていく。そして、アジア・太平洋地域全体がレベルアップできるような条件といふものをどうして整備していくかといふことを真剣に話し合って手を差し伸べ合おうと。これは私はテレビでも申し上げましたし、ASEANに行っているような国とお話をするときも、もうこれからは、自分の国がよくならうと思えば、相手の国も周辺の国もよくならなければ自分という心でこれから取り組んでいきたいと思います。

○竹山裕君 これは単にアジア・太平洋地域というだけではなくて、それはEUも含めて世界全体でそういう開かれた状況がつけられていくということが大事

ではないか。そんな意味では、ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意事項についても、あるいは一月一日から発効が予定されておりますWTOにつきましても、そういうものとの連関の中でやっばりアジア・太平洋地域も発展をしていくんだというふうな受けとめることが私は大事だと思ひますし、そういう意味における日本の役割ということは大変大きいものがあるんじゃないかということとを自覚しながら会議に臨んでおった次第でございます。

○竹山裕君 日本の役割、立場が明確なイメージとしてわいてまいります。世界の中のAPECであり、またその中の日本の役割の重要性ということ、しかも来年は我が国が議長国になり、大阪で開催が予定されているやに伺っております。

そういう中で、来年の議長国としてのお立場を踏まえて、日本のまずまずのAPECの中の中心的な役割について、総理の意向といひますか、御決意のようものを伺えればと思うわけであります。

○国務大臣(村山富市君) インドネシアで開かれたAPECの閣僚会議におきましては、もう既に外相の閣僚会議あるいは通商産業大臣の閣僚会議では、日本の河野外務大臣や橋本通産大臣が名実ともにそれぞれ議長を務めて取り仕切ってきているわけですから、非公式首脳会議というのは、インドネシアのスハルト大統領が議長を務めましたから、来年大阪で開かれる場合には日本がその議長を務めるといふことになるわけですね。

首脳会議が終わる寸前のときにフィリピンの大統領から、ぜひ来年は日本でやってほしいと、こういう提案がありまして、タイや韓国やいろいろな国から支持の発言がございました。それを受けて、アメリカで第一回首脳会議が開かれた、今回またジャカルタで第二回首脳会議が開かれた、これはこの会議の状況に反映されておりますように、大変大きな中身を持った、いい成果を生み出す期待のかけられたAPECであ

る。その実績を二つの国でつくっていただきたました。その実績を引き継いで、さらに内容のある確実なものにしていくために、ぜひ大阪の会議が成功されるようにこれから全力を挙げて取り組んでいくつもりでありますから、何分の御指導と御協力をお願い申し上げます、こういう心掛けでこれを申し上げましたけれども、そういう心掛けでこれから取り組んでいきたいというふうに思っております。

○竹山裕君 大変心強く、来年の大阪での開催が待たれるわけでございます。

もう一点APEC関係になりますが、いろいろマスコミ等を通じて伺っておりますと、参加メンバーの議論の中でいろいろ錯綜している部分もあるようでございまして、域内の貿易自由化についても、総理おっしゃるように、特におくれているといえますか、発展段階の国とアメリカ、先進国との間の考え方の対立という点で、今後、来年以降も含めて、APEC自体のいろいろな先行きの若干の不安もないわけではありませんが、我が国もそうした非常にバランス感覚を要する難しい立場だと思っておりますが、もう一度その辺の御意向を聞かせていただきたいと思います。このホットなテーマは終わらせていただきたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 先ほど来申し上げておりますように、国の事情によっていろいろ違いがあるわけですが、個々の具体的な問題をどうするかという議論になりますと、私はなかなかまとまりにくいんじゃないかと思うんです。しかし、ガットやあるいはWTO等々、世界全体の流れというものはもう自由化の方向にずっと向いているわけですから、したがって全体として自由化の方向に向かいながら、具体的な問題についてどうお互いに譲り合って協力し合っていくかという個々の問題については、個々の問題についてやっぱり相談をお互いにし合なさいいかぬというふうに思いますから、私は少なくとも来年大阪で開かれるAPECは、そうした

個々の具体的な問題に対する取り扱いについて写真をつくらなきやならぬという段階に入っていないではないかと。

ですから、ある意味では昨年とことしのAPECの会合というのは、そうした意味における前段の総括的な話でできたんであって、これからいよいよ具体的な話になって難しい時代を迎えてくるんじゃないか、それだけに責任が大変重たいというふうに思います。

しかし、このAPECというのは緩やかな形でお互いに協力し合うというのが前提ですから、十分話をすればそれなりに協調体制はできていくのではないかと。協力し合えるような条件をどうつくっていくかということが来年に課せられた日本の役割だということに思っておりますから、そういう心組んで準備にかかっていきたいというふうに思っております。

○竹山裕君 帰国早々のお疲れも見せず、総理から力強いAPECとして世界の中の日本の立場を明確に御披露いただきまして、重ねて御苦勞さまで申し上げると同時に、大きく御期待を申し上げます、今回のお勤めの貢献の大きかったことに国民の一人としてありがたく御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本論の税制改革に入らせていただきます。

今回の税制改革は、二十一世紀の少子・高齢化社会に向けての高齢者介護や子育てなどの支援体制の確立、基礎年金の改革等、年金制度の拡充を図るなど、福祉プログラムを推進するために必要な財源の確保に向けて、所得、資産、消費のバランスのとれた税体系を構築するという観点でございまして、二十一世紀の少子・高齢社会に向けての税制改革の第一歩として考えているわけでありますが、今回の税制改革の位置づけについて、また意義について総理の御所見を承りたいと思っております。

○国務大臣(村山富市君) これから日本の社会は急速に高齢社会を迎えるわけでありますが、その

高齢社会を迎えると同時に、一方では少子化というものが懸念されておると。こういうことから日本の現状というものを考えた場合に、その高齢社会の要する経費というものをだれがどういう形で負担をしていくかということは大変重要な問題だと私は思います。しかもそれを支える力というのは、日本の経済なり生産というものがどういう状況で活力を持っておるかということがやっぱり支えになると私は思うんです。

そういうことを前提にして考えた場合に、今の所得税というものについて検討してまいりますと、昭和六十二年に税制改革をやりましたけれども、そのときには比較的所得の低い方々に対する減税を中心に行われた、そのために税率のカップが中堅所得者層に向かって大きく上向いてきておると。そういうギャップが生まれてきておりますから、この際はひとつこの中堅サラリーマン層を中心にした減税をしてできるだけ税率構造をなだらかにする、そして平均的なサラリーマンがサラリーマン生活を終えるまでの間に二〇〇程度ぐらゐの税率でもって終わるような状況をつくる、それが、生産に携わっている皆さんに重税感を超えさせずに活力を持って働いてもらえるのではないかと、こういう配慮をする必要があるということが一つです。

もう一つは、その中堅サラリーマン層と言われる人々の年齢というのは大体考えてみますと五十年代前後ですから、子供さんがもう高校から大学に入るという年齢で子供の学費にも金がかかる。と恐らく、両親がおればその両親も一定の年齢になつて介護を要するぐらゐのものになっていくんじゃないかと。そうしますと家庭的な負担も大変大きいわけですから、したがって、そういう方々に大変な重税感があるということも配慮してなだらかな税率に変えていくというので所得税の改革をやったわけです。

同時に、それだけでもいけませんから、可能な限り所得の低い方々にも配慮するという意味で課税最低限も引き上げて若干の手直しをします。そして、可能な限り金のかかる福祉の方に充当する必要があるというので、特別養護老人ホームの施設の拡充のために、あるいはまた少子化のために保育所の改善をするとかという面について歳出的な配慮も行っていく必要があるのではないかと。

ですから、よく所得に対する逆進性というように言われますけれども、できるだけ逆進性を解消する努力をすると同時に、歳出面でもってそういう配慮をしていくためのやっぱり税のあり方というものも十分考えていく必要があるんじゃないかというふうな意味で今回の税制改革は行われたというふうに御理解を賜りたいというふうに思っています。

○竹山裕君 思い返しますと、細川政権のときに、深夜に突如として国民福祉税という名称に変えた七〇%の消費税が提案された思いがあるわけでありまして、当時の武村官房長官、今の大蔵大臣すら発表間際までそれを知らされていなかったと私どもはマスコミを通じてそんなふうには伝えないておりますが、それに引きかえまして、今回の消費税率の引き上げについての協議は大変オープンなプロセスの中で行われていると思っておりますが、武村大蔵大臣のそれらのプロセス等についての御感想と申しますか、思いがありましたら。

○国務大臣(武村正義君) ことしの二月でございましたか、当時、細川内閣としては、総理の発表として国民福祉税構想、草案と申しておりました。が発表することになりまして、その直後にまた撤回をするということになりました。

當時を振り返りますと、これだけ国民的な関心事であり、国民の皆様の一一人の暮らしを直撃する消費税率のアップという大きな政策テーマが一体どういうふうにして決められたのかということに対しては、その後もいろいろ疑問が投げかけられていたわけでありまして、前年にさかのぼりますと、政府税制調査会が中間報告を答申という形でされました。それはまさに今回の税制改革の基本をなしている、今総理がお答え申し上げた中堅層以上の税率緩和ということが基本にございま

した。その答申を受けて政権の内部でも、特に与党の中では議論はされていたわけですが、実際に消費税率を上げる上げない、あるいは所得税減税と消費税を一体にするかしないかという判断はどこでもなされていなかったように私は思います。

ですから発表の当日、今思い出しますと、総理とも話をしておりましたが、総理も私も午後まで分離だなど、これは分離でいこうという話でありました。それが夕方から変わっていったわけですが、これは豹変したというよりは、あえて弁解として申し上げますと、三年間インターバルを置く、減税先行で三年置いて平成九年四月一日に消費税を上げる、こういう案でございましたから、後から細川総理と思い出話でありましたが述懐しておられまして、私は三年間のインターバルがあるからこれなら分離でいける、実質分離だ、こう判断したのですということでありました。

細川総理はそういう意味で判断をされていたようでありますが、しかし一本の法律で通常国会に提案をするわけでありますから、まさにその時期の一体処理には違いないわけですから、インターバルがありましても国民からは大変唐突な政策の発表ということに映ったようでありますし、直ちに翌日撤回をするということになりました。

そして今回であります、そういう反省の上に立って村山政権も誕生していると私は見ていますし、それだけに三党としては、時間はそうないけれども精いっぱいオープンな形で議論をしていこう、そしてまず三党の担当者を税制改革プロジェクトチームという形で組織をいただきまして、そこでかなり密度の高い議論を進めていただきました。それを土台にしながらだんだん責任者の方へ上げていただき、最終は政府と一体で総合判断をさせていただくという、民主的といいますか、オープンで民主的な手法を精いっぱい心がけていただいたというふうに思っております、そういう意味では、少なくともこの税制改革をまとめる進め方は、私は両方の体験をしながらも、今回は

まさに前車の轍を踏むことなくその反省の上に立って立派にお進めをいただいたし、進めることができたというふうに思っております。

○竹山裕君 大変、両方のお立場の体験に基づいた御意見、また示唆に富むお話だったと思います。

そこで、税そのものは国家権力に基づいて強制的に徴収されるものであるだけに、その手法、手続は民主的なプロセスが大事ではないかと思うわけであります。少なくとも、議院内閣制において内閣は国会における多数派を占める政党のもとに成立する場合が大半でありまして、そうでない場合もございますが、政府提出の法律案は、多数決が原理という中で多数を占める与党の政府提出案どおりに成立することがほとんどだと。

こういう現実を踏まえまして、国会での議論は
 もちろんであります。政権党内での、今も三党
 での与党連絡というのに力を入れておられるとい
 うようなお話もございました。これを含めて民主
 的でなければならぬという考え方を強くするわ
 けでありまして、与党内の意見調整に戸惑ったと
 か、御不満のある筋の説得に時間がかかるとい
 うことも御批判があるようですが、議院内閣制のも
 とでの国会の姿を現実としてとらえるならばこう
 した批判は当たらないのではないかと、いうふう
 に思うわけでございますが、総理のこれらの過程、
 プロセスについてのお考えなどをお聞かせいた
 ければと思います。

○國務大臣(村山富事君) 今、大蔵大臣からも御答弁がございましたけれども、私どもも旧連立政權には与党として参加をしておりました。これは本当に唐突、突然に当時の細川総理から国民福祉税という構想を聞かされたわけでありますけれども、私はそのときに、これは率直にありのまま申し上げるわけでありますけれども、余りにも唐突で今出された国民福祉税については賛成できません、これは消費税という名前を国民福祉税という名前にかえただけで、中身は全く同じで税率を七%に上げるといふだけのものではありませんか、

そういう国民を欺くようなものについては私は同調できません、こう言って拒否したことを思い出すんです。

私はやっぱり税というのは国民の皆さんに負担をせよというわけですから、納めてもらうわけですから、納めていただける納税者の皆さんがよく理解をして、ある程度やむを得ないというぐらゐの気持ちになつてもらはないとうまくいかなんじやないかというふうに思いますから、それだけにその反省も踏まえて、より透明度の高い議論を三党でぜひやってほしいというふうに私はお願いを申し上げます。

三党ではその気持ちも体しいたがきまして十分あらゆる角度から議論はする、党だけで議論をするのではなくて三党が集まって議論をする。そして同時に、各団体の意見やいろいろな方々の意見もその三党の会議の中にお入れをいただきたい、できるだけ民主的に公平な結論が出るように努力をしていた。その経過については私はそれなりに満たしていただいたというふうに思っております。

しかし、それだけでもまだまだ、国民の皆さん方に税率を引き上げということをお願いするわけですから、やっぱり公聴会も開いたりいろいろな角度を通じて国民の皆さんによく中身について御理解をいただく必要があるという努力もしなきゃならぬと思いまするし、こういう国会の審議も通じて国民の皆さんにはまた理解も深めていただいて、そして、それなりに納得もしていただける努力をする必要があるのではないか。税というものはやっぱりそういうものだというふうには私には受けとめておりますから、これからもそういう心がけて努力をしていきたいというふうに思っております。

○竹山裕君 おっしゃるとおりに、今回の税制改革は所得税の減税のみでなく、必ずしも国民に評判のよくない消費税の税率の引き上げをあえてすることによって財源手当てに対応しているということでありまして、責任ある政治への評価、敬

意を払ふと同時に、責任ある政治というのは結果について責任をとるということでありますから、これは選挙という私ども政治家にとつての国民からの洗礼によつてその結果が出てくるわけでありまして、政權の座にある者として与党はより政治的に厳しさを求められるわけでありまして、村山政權の消費税引き上げについての御決断、そのプロセスについての厳しい対応があったこともわかりますので、重ねて御決断に至る経緯をお述べいただければと思うわけであります。

○国務大臣(村山富市君) 議論と結論を出す過程の中で、これだけ消費税率を引き上げるといふことを国民にお願いするわけですから、やっぱり行政も政府も身を削る思いで、これだけのことはやりました、だからひとつ国民の皆さんも納得してくださいという手だてを講じてやるのが当然ではないか、こういう意見も随分あったんです。したがって、そういうことを踏まえた上で税率を決めるということがいいのではないか、そのためには税率を決めることは先に送った方がいい、こういう意見もあったことは私は率直に申し上げたいと思うんです。

しかし、それではやっぱり責任を先送りにするだけで責任ある態度とは言えないのではないか。だから、詰めて詰めてぎりぎりやむを得ないというところまで議論を深めていって、そして国民の前に政治の責任というものを明らかにする必要があるというので、そういう議論も深めた上で、ぎりぎり抑えて五％ぐらいの税率に消費税を上げていくことについてはやむを得ないのではないか、これはもう責任を持って国民の皆さん方に理解をし、納得していただけるというぐらいの決意で取り組んでいくことが大事ではないかというので、最終的に決断をしたということについても御理解を賜りたいというふうに思います。

○竹山裕君 勇気ある決断をお伺いさせていただきます。

大蔵大臣にお伺いしたい。

所得、消費、資産のバランスのとれた税体系を

構築するという表現として、今回の税制改革で所得、消費、資産のバランス、所得課税五〇％、消費課税二七％、資産課税等二四％程度となるということであり、この所得、消費、資産のバランスについてどのようなイメージというか方向としてお考えをお持ちになっているか、ちょっと伺いたいと思います。

○国務大臣(武村正義) 御指摘の所得、消費、消費のバランスと一言に申し上げておりますが、私どもはこれを具体的な数字で特定して、こういう比率であればいいんだというふうには、あらかじめそういうものを念頭に置きながら申し上げているものではありません。そのときどき、あるいは税制のさまざまな組み合わせの中で、あるいは経済情勢の変化とともに決まってくるというふうを考えております。

税そのものが大変数多く存在をいたしておりますもの、なかなか一つの税だけでは公平公正な仕組みというのは構築できない。我々の暮らしの中で、まず所得、稼働といいますが、稼働に対する課税、これが所得税であります。それから、使うときに課税が消費税でございます。そしてもう一つは、蓄えるといいますが保有することに課税が資産課税でございます。いわばこの三つの要素をどういうふうに組み合わせたいか、今の日本の税制としては一番いいのかということをお考えを議論をしなければならぬと思っております。

今御指摘いただいたように、今回の税制改革によって所得課税は少し下がりました。正式に申し上げますと、五四％から四ポイント下がりまして、御指摘のように五〇％になりました。片方、消費課税は上がります。二二％から五ポイント上がりまして二七％ぐらいになる。最後に、資産課税のウェイトは今まで二五％、約四分の一でありましたものがポイントダウンして二四％ぐらい、こういう比率になるわけでございます。

直間比率という議論も片方ございますが、いずれにしても税の持っている性格、総理もたび

たびおっしゃっていただいておりますが、水平的な公平、垂直的な公平という概念もございますが、そういうことも含めてこの問題を今後も理解していきたいというふうに思っている次第でございます。

○竹山裕君 消費税のいわゆる見直し規定があるわけですが、この中で行政改革の進捗状況を勘案して消費税率については検討を加えるとしておりますし、さきの閣僚懇談会で特殊法人等の見直しについて、今月の二十五日までに所管法人の見直し状況について総務庁に報告し、来年二月十日までに結果を最終報告する、そして、最終案としては来年三月に閣議決定することを決めておりますが、今盛んに整理合理化の必要性が問われております公益法人も特殊法人等の中にも含まれるのでしょうか、いかがでしょうか。

○政府委員(河野昭憲) 特殊法人の見直しに公益法人が含まれるかということでございますが、先生今御指摘になりました十月十八日の閣僚懇談会におきまして官房長官から、公益法人については「民間の発意により設立されるもので特殊法人等と事情が全く異なったものであります。その適正運営の一層の推進を図るため、いわゆる休眠法人の整理の促進を図るとともに、公益法人設立の本旨に沿ったものであるか、また、行政の代行的機能を果たしているものについて、その役割と事業運営及び国の関与の在り方等が適正か、などについて、現在総務府の中に設けられている「公益法人等指導監督連絡会議」において、今後、検討を進めると致したい」、各省庁の協力をお願いしたいと、そういう御発言があったわけでございます。

○竹山裕君 ということは、入るという理解でよろしいのでしょうか。

○政府委員(河野昭憲) 公益法人につきましては、各省、現在自主的に見直しを行っているというところでございます。

○竹山裕君 それでは、公益法人の整理合理化も進める必要があるわけでありまして、この際、公

益法人の設立許可基準の見直しも考えるべきではないかと思っておりますが、総理、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(村山富市) 特殊法人の見直し、改革につきましては、これはもう閣議でも決めていた見直しをして出してほしいということはお願いをいたしております。

公益法人までその中に含めてまいりますと余りにも範囲が広くなり過ぎて難しい問題も出てまいりますから、そこまですませんけれども、しかし今お話もございましたように、当然公益法人につきましてもその全体の見直しはやらなきゃならぬことなので、年度内に見直しをする案を出しなさいという中には含めておりませんけれども、しかし、それと同じような扱いで当然改革の対象としてすべての見直しをしてほしいということはお願いしてありますし、各関係もその気持ちで取り組んでいただいているものと私は考えています。

○竹山裕君 みずから身を切る思いでという総理の御信念が感じられます。

行政改革はかつて中曽根内閣のもとで積極的に進められた思いがいたします。当時は長期政権が持続しておりましたし、これは必ずしも積極的でなかった官僚諸君の協力が得られたということも思い出されるわけでございます。

ついでには、村山政権も行政改革を長期にわたってリーダーシップをおとりにする必要があると思っておりますが、先日、新聞の囲み記事ではございますが、いつやめてもいいという趣旨の発言があったような記事もちょっと見かけたのでございますが、これはそういう意味ではなくて、虚心坦懐な覚悟を持って最高責任者としての衝に当たるといふ意味だとは思いますが、何となくもお食事された相手の方も、一年間で四人も総理がかかるんでは困るよというようにも言ったとか伝えられておりますので、どうか総理におかれても、中曽根行革にまさるとも劣らな

い成果が得られるように、政権維持と同時に行革へのお取り組みについて一度御決意を聞かせていただければと思うわけでございます。

○国務大臣(村山富市) こんなことを言っちゃ大変変な話になるかもしれませんが、なりたいたいと思つてなつたわけでもないし、だれも想定もしなかった者が忽然として総理の席に着いた。これは私は、ある人は天命だという言葉で私に言った方もありますけれども、やっぱり世の中が変わつていく、政治が変わつていく、歴史の変動期における一つの所産ではなかったかというふう

に思います。それから、それだけに歴史的に私に与えられた役割と課題というものがあるのではないかと、いう使命感を感じております。したがって、その与えられた使命については全力を挙げて責任を果たしていきたい。その責任を果たした後はもう一つ私はやめても結構ですと、こういう気持ちで申し上げたので、その決意を披瀝したというふう

に御理解を賜りたいと思っております。

○竹山裕君 御本人の口からじかにこうした場合で伺いまして、安心をいたしましたし、心強い限りでございます。

特殊法人整理合理化論の若干続きでございますが、これはなかなか言うはやすく行うはかたいというところも存じている一人でございますが、公務員の天下り先の確保という点で、公務員の定年が六十歳となつておりまして、若干それ以前から退職をせざるを得ない現在の仕組み、この点についても何らかの対応をしていかないと、天下り先の整理合理化を唱えてもなかなか現実問題としては難しいのではないかと。公務員の雇用関係を検討、是正していく必要があるのではないかとと思

います。

確かに、現在採用されている公務員諸君の中には、もう既に天下り先の雇用を前提に就職している者があるようなことも聞きますが、そうなりますと、長期的な視点に立つて特殊法人等の整理合理化を進めていかなければならない。単に民営化、統合理化で済まない問題ではないかな、大

きく踏み込んだ改革が必要ではないか、こんな気持ちを持つわけでございますが、総理の御見解をお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(村山富市) 天下りと言われる扱いにつきましては、閣議でもこれまでずっと議論をされてきている問題でありまして、一定の基準と申しますか、そういうものも設けられておるといふふうに私は承っております。

したがって、そういう決められたことはきちっと守ってもらいたいということももちろん必要です。同時に、先ほど来議論もありますように、それぞれつくられた時点では必要性があったけれども、一応の役割は済んでもうその必要性はなくなったのではないかと、ただ、ある意味では、表現はいいか悪いかわかりませんが、情性としてやっぱりそのまま引き継がれてきておるといふようなものの中にはあるのではないかと、いふようなことも含めて、私は全体の見直しをして、そして正すものは正すということが必要ではないかというふうにも思いますから、そういう厳しい視点でこれから検討していく必要があるというふうにも考えています。

○竹山裕君 税制改革の大きな柱であります消費税制度の抜本的な改革、消費税率のアップ等、これは当初大変な国民の批判があった中で導入し、はや五年半が経過したわけでありまして、国民の皆さん方の生活の中に定着しつつあるというふうにも思う一方で、現行制度に対して、中小特例措置についてのいわゆる益税問題、あるいは先ほど出ましたが所得に対する逆進性の問題についてまだ国民の間に強い批判がある、アレルギー的なものもあることも事実であります、この点からの消費税に対する総理の現在の御認識を伺えればと思います。

○国務大臣(村山富市) 資産と消費と所得、それぞれバランスのとれた公平な課税を考慮していくということがよく言われるわけでありましてけれども、しかし、どういふバランスの率になれば公平なのかという点については、私はその定説が

あるとは思っていません。しかし、所得税だけに負担を強いていくことについては、やっぱり動いている皆さん方の重荷というものが一層大きなものになっていくから、それだけに負担をかけていくことについても問題があるのではないかと。

しかし、税というのは本来応能負担というものが原則だと私は思いますから、したがって、能力に応じて税金を納めていただくという意味からすれば、垂直的な所得税というものが税体系の根幹になることはやむを得ないのではないかと。しかし、それをカバーする意味で薄く広く多くの国民にそれなりの負担をしていただく、そして社会全体を支え合っていくということもある意味では必要ではないかというふうにも思われますから、そういう意味から申し上げますと、垂直的な所得税をカバーする意味で、水平的な間接税というふうなものもやっぱり必要になっていくのではないかと、いう意味で消費税というものが設けられてきておるといふふうに私は理解しておるわけです。

しかし残念ながら、その消費税の中には、同じものを買えば同じ税を負担する、力の強い者も弱い者も、金を持つ者も持たない者も同じものを買えば同じ税金を払うことになるわけですから、それだけ所得の低い方々にはやっぱり同じ金を払っても重みは違うという意味での逆進性というものがあから、これはできるだけやっぱり改善をする必要があるという意味で、私はその視点も大事にしなきゃならぬというふうにも思います、ただ、税だけの中で逆進性を緩和するという点については限界があるから、したがってそれは歳出面でもってさらにカバーしていくというふうな配慮が必要ではないかというふうには私は考えています。

○竹山裕君 いろいろとお伺いしたいこともございますが、時間が迫ってまいりました。いや、ゼロになりました。

今回の税制改革にかかわって論議されている重要な論点、批判をめぐる総理じきじきの、そして大蔵大臣からの見解を伺ったわけでありまして、

今後残された課題があることももちろん忘れられないわけですが、見直し規定の存在などを含めて、今回の税制改革案は現段階では最良のパッケージになっていると認識してよいと考えております。

今後、資産課税の問題等を含めまして総合的な検討の俎上に上げられる必要もあらうし、消費税率を改正する平成九年に向けて、見直しのタイムリミットであります平成八年九月まで引き続き精力的に行革、福祉への取り組みがなされていかなければならないということは言うをまたないわけでございます、こういう点につきまして政府の今後の取り組みに大きく期待を持ちつつ、税制改革についての私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(西田吉宏) 以上で竹山裕君の質疑は終了いたしました。

○鎌田要人君 村山内閣総理大臣、御苦労さまでございました。お帰り早々当委員会の質問を申し上げまして大変恐縮でございますが、私からは地方税法等の一部を改正する法律案を中心にしたしまして御質問を申し上げたいと思います。

まず一番目に、今度の地方税制改正の問題でございます。

今度の地方税制改正は、地方消費税という従来の懸案、長年の懸案でございましたものが実現を見たという意味で非常に大きな意義を地方財政の上でも与えるものでございますが、ここで改めまして今度の地方税制改正の意義と、なお今後に残されました問題点につきまして内閣総理大臣並びに小村自治行政次官の御見解をお伺いいたします。

○政府委員(小村守君) 野中自治大臣が別の委員会の方に出席しておりますので、かわりまして答弁をさせていただきます。

今回の税制改革の意義といたしましては、やはり活力ある福祉社会の実現を目指すという大きな課題に対応いたしまして、まず第一点は個人所得

課税について、先ほどもお話がございましたけれども、働き盛りの中堅所得層に対してその負担増感を解消しようというふうなねらいがございます。

それからもう一点は、御指摘のように社会の構成員に広く薄く税負担を分かち合っている点、そういう点で消費税の現行制度を改革いたしまして、税率を引き上げることに伴って消費課税の充実を図ることになります。

それから、地方六団体の方からも強く要望しておられました地方消費税につきまして、御指摘のように地方分権の時代を迎えているわけでありまして、そのためにも地方税財源の確保というものが最大の課題になるわけでありまして、地方分権の推進、そして少子・高齢化社会に向かって財政需要が増高していく、そのようなことに対応いたしまして、地域福祉の充実という観点から地方消費税を創設することにしたものでございます。

これらの改革は、地方税制あるいは国税、地方税を通じた税制全体にとって大きな意義を持つものであると認識をいたしております。

特に、地方消費税の創設につきましては、地方分権の課題が時代の流れという中で、昨年六月の衆参両院において分権の決議をいただいたものでありますし、その趣旨に沿ったものでございまして、そのことによりまして地方団体の税収構造も安定性を増しまして、全体としてバランスのよい構造になっていくものと考えられます。この地方消費税の導入によって地方分権に向けての議論や地域福祉の充実にもさらに弾みがついていくというふうに大きく期待をさせていただきたいと思っております。

また、今後の残された課題につきましてでございますが、税制は絶えず社会経済情勢の変化に対応できるように見直しされていくべきものでありまして、このような意味から、税制改革は今回だけで完結するものではなくて、今後引き続き検討すべき課題が残されているということでございます。

地方税におきましては、まず一つは、法人所得課税の見直しの一環として、法人事業税の課税標準のあり方、これらが見直しすべきものではないかということが挙げられますし、もう一つは、利子、株式譲渡益等を初めとする資産性所得に対する課税の適正化、これらを図ることが課題になっておるかと思ひます。今後ともこれらの課題につきましましては、政府税制調査会等の審議を通しまして協議、検討を進める中でこれらの課題についても対処してまいりたいと考えているところでございます。

○国務大臣(村山富市君) もう今、政務次官から答弁があったとおりだと思いますけれども、鎌田議員はこの方の御専門ですから今さら私から申し上げるまでもないと思ひますけれども、現行の消費譲与税というのは国税の一部を地方に譲与するというものでありますけれども、今度はそうではなくて、地方独自の税として位置づけられておるといふ意味では、これはもう純然と地方独自の財源になっていくわけでありますから、大きな違いがあると思ひます。

私は、税というのは受益と負担という関係がでるだけわかりやすすくなるのが大事だということに思ひますし、今もお話がございましたように地方分権というのはもう時代の流れであります。分権をするからには自主的な財源を保障していく、裏づけていくというのは当然でありますから、これから分権が進められていく一つのはしりとして私は大きな意義を持つものだというふうに理解をいたしております。

○鎌田要人君 今、御両所から御高見をお伺ひいたしましたので、まことに適切な御意見だと思ひます。どうかこの趣旨で今後とも奮励されることを希望いたします。

次に、地方消費税の創設の問題について入ってまいりたいと思ひます。

まず、消費譲与税にかえて、消費に広く負担を求めめる地方消費税を創設することにより、地方税源の充実を図ることとした云々とうたわれておる

ところでございますが、消費譲与税によつても地方税源の充実が図られるという意見があるのでございますが、この点につきましましてどう大蔵大臣お答えいただけますか、お願いいたします。

○国務大臣(武村正義君) やはり譲与税というのは、譲与という言葉の意味で理解ができますように、国が国税として徴収をさせていたいただいてそれを地方に譲与するということであります。交付税も、これも交付税という税はないのであります。三つの、所得税、法人税、酒税を国が徴収してその三二%を地方に交付するということであります。一般財源でありますし、実質は最終的に地方に税は来るわけでございますから、余り違わないじゃないか、地方譲与税でもいいじゃないかという考え方が一部にあるかもしれません。

しかし、本場の地方税であるかないかということとは大変大事なことで、今回の地方消費税はまさしく地方税源、地方財源として自主独立してその存在が認められたわけでございますから、これは画期的なことだと私は思ひます。

加えて、やはり受益とサービスの関係もやや今までよりは身近に理解しやすくなつてまいります。地方でそれぞれ消費が活発になることが、それがその地方の収入につながってくるんだという親近感もあるいは期待ももちをいただくことになるのではないかと、そんなふうに思つております。

加えて、鎌田議員御存じのように、六年前に料飲税、娯楽施設利用税、電気ガス税等々幾つかの地方間接税が廃止されました。それが地方譲与税という形になつていったとも言えるわけですが、地方の自主財源が消えて、いわゆる国と地方の税の比率は一層地方に不利な状況になつております。ただだけに、今度の改革はそういう意味で一つの地方自治を強化する方向の流れに沿うものだというふうに思つております。

○鎌田要人君 大蔵大臣のおっしゃるとおりでございます。地方税と地方自治の関係を考えます場合に、税金を使う自由、税金を使う自主権とい

うことだけにとどまりませんで、そもそも税金、税源として調達する面での自由、自治権というものが必要でありまして、両面相まって自由あるいは自治、自主権ということが確立されるものだと思ひます。

そこで、地方消費税の中身の議論に入つてまいりまして、古典的な財政論の中には、消費税というのは全国的にあるいは国境を越えて全世界的に広がる税であるがゆえに地方税としては向かないんだ、こういう議論があるのでございますが、このような見解、議論についてどうに大蔵大臣お考えでございますか、お伺ひをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(武村正義君) おっしゃるやうに、財政の議論の中にはそうした議論がございます。理論的には、例えば小売売上税というふうな形にしてこれを地方の消費税にしたらどうかという意見もあるわけでございますけれども、これは税制調査会においても検討されたこともございますが、国の消費税が既にもうできていて日本の税の仕組みの中では、さらに小売売上税というふうなものをこれに新しく加えるような形で制度化することは大変難しいという結論でございました。

要は、消費に至るまでには多段階の経済取引が行われるわけでございます。この多段階の消費課税をそのまま地方税として仕組んでいきますと、税の最終負担者でございます消費者が消費を行った地域と、それから税収が帰属する地域とが一致しないということになることも多いわけであります。また、今御指摘のやうに国境税の調整という問題も出てくるわけでございます。

そういう中で、今回政府として御提案をいたしましたこの地方消費税の考え方は、消費税と同じやうに広く消費に負担を求め多段階型の消費課税であつて、なおかつ、地方消費税の収入は消費に關連する指標に基づき各都道府県に帰属するやう清算されることにより、消費者の負担した税は最終消費地の収入になるという考え方でございま

して、国境税調整については国の税関で実施をさせていただきます。こういう考え方に立つて今回提案をさせていただきます。

○鎌田要人君 大変御苦心の作であることはよくわかるのであります。我が国の場合、地方分権はまさに時代の要請でございます。そういう地方分権の時代にふさわしい地方税財政制度というものをどういふふう構築していくか、我々一体となつて取り組んでいかなければならない今後の大きな課題だと思ひます。

そういう中で、地方税の場合に今までと大きく言われておりましたことは、直接税と間接税の比率で、間接税が今や一割を割っているわけですね。直接税の方が九割なんです。だから、これをどうしても直接税、間接税のバランスをとらなきゃいかぬ。その問題もありますし、特に地方分権という時代になつてまいりますと、地方税源の充実ということをやはり瞬時も忘れちゃいかぬと思ひます。

そういう意味で、大蔵大臣にもう一点お伺ひしたいのは、国内の地方消費税、これの譲渡割の配分について「当分の間」ということが入つておるわけですね。当分の間、国が取つてそれを地方にあげますよ。この「当分の間」というのが地方自治制度であつても御存じの非常に苦しい例があるんですね。半永久的に続いている例があるんですね。そういうことにならないやうに、「当分の間」をできるだけ近い間に地方団体の手で取れるやうにしたい。これが一つの希望でございます。

○国務大臣(武村正義君) おっしゃるとおり、当分の間はまさに当分の間でなければいけないというふうに入つておるわけであります。

前段でお話したやうに、これから地方分権の議論を進めてまいりますと、まずは事務、権限をどう地方に移譲していくかということに關心がございいます。事務、権限を移譲していくに比例して、当然財源の面でも国から地方に実質移譲が行われなければなりません。交付税とか補助金という道

もございしますが、事務、権限がふえれば本当は地方の自主的な財政能力、特に収入の面における財政能力が高まることややはり基本でなければいけないと思うわけであります。

私自身も地方自治の経験をしてまいりまして、鎌田議員も同様ですが、つくづく思いましたのは、歳入の面の自治というのは余り与えられていないというか、あるいはみずからも努力を欠いているという思いでありました。歳出については、何をどう使うかということについてはかなりの権限を持ってきておりますが、当時の地方税法を見ましても、大体制限税率で決まっていたものも多いし、標準税率で多少動かせるものもありました。さらには、みずから税目を設定する道も一応は開かれておりますけれども、実際は余り動いておりません。だから、地方自治の歳入の面の自治というのは我が国ではまだ育っていないということは今も思い起こしているわけでございまして、地方分権の議論の中では、そういう意味で地方の財源をどう強化していくか、国と地方のシステムをどう分かち合っていくかということが大変大きなテーマだということに認識いたしております。

その中で、この「当分の間」という言葉も、一部例がございするように、百年以上続くというようなことがあってはならないというふうに思っております。

○鎌田要人君 武村大臣の御意見、よくわかりました。その方向で今後とも自治大臣と一体となられて内閣総理大臣の指揮のもとでひとつ頑張っていたらどうか、私はエールを送りたいと思います。

そこで次に、地方消費税の税率について、「社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずる」旨、改正法附則第十二条で定められております。

私も長い間地方税法の改正作業に携わってきた経験がございしますが、こういう規定が設けられたのは初めてであると私の乏しい記憶の中では残っております。そういうことで、このような規定を設けなければならなかった理由はいかなるものであったのかお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(小林守君) 御指摘の見直し条項の件でございしますが、御承知のように、今回の地方消費税の導入につきましては税制改革全体の案の中で減税等と相互に関連して決定されたものでございします。すなわち、個人所得課税の累進構造のゆがみをなくするとともに、課税最低限を引き上げることによりまして三兆五千億円規模の制度減税を実施したこと。さらには、緊急に整備すべき老人介護対策等の財源として、国民にお願いをする消費課税の負担をぎりぎり抑えていきたいというような観点から、地方消費税については消費税と合わせて五%、そしてその中で地方消費税一%としたところでございします。

税負担の水準のあり方については、国民の必要とする地方の公共サービスの水準と表裏一体のものでございまして、それらは国民の選択が行われるべき事柄であるということでございまして、要は今後とも国民的議論を尽くされていくべきであると考えております。

見直し条項の御指摘のことにつきましては、税負担の水準の議論を行うに際しては、地方の行政改革の推進状況とか、非課税等の特別措置等に係る課税の適正化の状況とか、地方財政の状況等を総合的に勘案した上で行うことが必要でございします。

以上の点を踏まえまして、今後とも地方消費税のあり方を議論していくことを明らかにするため、今回の法案に地方消費税の税率の見直し条項を設けた次第でございします。

○鎌田要人君 私は、この条文というのは非常に危ないと思うんです。抑える方に働くのか、ふやす方に働くのか。そもそもこの条文を条文化したことがおかしいと思うんです。それは、私は財

をやっております。税を来年度どうするかということはぎりぎりまで決まらないんです。ちよっと誤解を恐れず言いますと、ある程度歳入が伸びておりますときは税収は抑え目でもいいんです。今日のこんな財政状況の場合には、歳入というのは私は五%で足りない、そのおそれがあると思うんですね。そういうことは法律の条文に書かれなくても、現実具体の大蔵省なり自治省なりその折衝の中で決まることで、こういうことを条文に書かれること自体がおかしいという感じがするんですが、その点、再度恐れ入ります。

○政府委員(小林守君) いずれにいたしまして、負担と給付という関係で地方公共サービスの水準と一体のものであるということになるかと思っておりますが、地方の行政改革の推進状況とか、それから非課税等の特別措置に係る課税の適正化、このような行政、税制改革を通してやはり国民の負担をぎりぎり抑えていきたい、そのような観念の趣旨でこの附帯条項がつけられたものと理解しております。

○鎌田要人君 これ以上この点は聞きませんが、私は非常にこの条文を設けられたことについて疑問があるということをおし上げて、次の質問に移ります。

次に、道府県は、当該道府県に納付された譲渡額の額及び国から払い込みのあった貨物割の納付額の合算額から国に支払うべき徴収取扱費を減額した額について、他の道府県に對し、各道府県ごとの消費に相当する額に応じて案分してそれぞれ支払うものとされております。非常に難しい条文でございしますが、ここで「各道府県ごとの消費に相当する額」というのは、条文をこらんにありますとわかるのとおり、各道府県ごとに、指定統計であります商業統計の最近に公表された結果による各道府県の小売年間販売額と、消費に関連する指標基準として算定したその他の消費に相当する額を合計した額とするということで、一見して読みますと何が何やらわからぬ条文でございします。

が、この点がまさに今次地方消費税の最大の問題でありますだけに、この点の運用が適切に行われることがこの税の成否を決する大きな要因になると思うのでございしますが、この点につきまして政務次官の御意見をお伺いできれば幸せだと思ひます。

○政府委員(小林守君) 御指摘の、地方消費税についての消費地と課税地との一致を図るために、また税源の偏在を解消するというような意味もございしますが、都道府県ごとに、消費に相当する額に応じて都道府県間で税収を清算するというようなことになっております。

この清算の基準となる消費に相当する額につきましては、最終消費の状況を都道府県レベルでとらえることのできる正確で客観的な指標に基づいて算定されるというような必要性に基づきまして、指定統計による指標に基づく算定ということになります。具体的には、商業統計、小売年間販売額とその他のサービス等に係る消費に関連する指標によって、各県ごとに最終消費状況に応じて適切な配分がなされるよう努めてまいりたいというところでございします。

○鎌田要人君 これからじっくりと時間をかけて検討されるわけですが、ただ、この点に関連しまして税務局長にお伺いしたいのであります。

私は生来そこかしこものですからこの条文を読み違えておまして、消費が同一の道府県で行われる、その場合はその額をそのまま地方消費税の課税標準にされると。それで、この条文で必要があるのは、数都道府県にわたって製造が行われ、販売が行われ、消費が行われる、その場合を想定してこの条文があるのかと思つていたのであります。

ところが、どうも読んでみますと、同一都道府県内であろうと数都道府県にまたがって生産、消費が行われる場合であろうと、総じてこの条文によってそれぞれの府県ごとのやりとりを決める、こういうことになっておるよう思うんです。

が、それで間違いないのか。そのところをお伺いしたいのであります。

○政府委員(滝実君) これは鎌田先生がおっしゃいましたように、基本的にはそういうようなこととして私も考えさせていただきます。

国内取引に関する部分は国の税務署が賦課徴収をしていただくわけでございますから、その税務署所在の都道府県に税として収入される、そういうことでございます。それから、輸入取引の部分は税関が賦課徴収をしていただくわけでございまして、税関が賦課徴収をしていただくわけでございます。すけれども、保税地域の所在する都道府県に輸入取引に係る地方消費税は収入される、こういうことでございますから、地方消費税の税の世界では、その税関ないし税務署が賦課徴収して、その関係の都道府県にそのまま納めてもらったところで完結する、こういうのが地方消費税のまず第一段階の姿でございます。

その後において清算システムを導入いたしておりますので、税の世界とは一応切り離しまして、そこでもって清算をさせていただきます、こういうことでございます。その清算の基準が今御指摘になりましたように消費に連関する指標でもって清算をする、こういうことでございますから、特定の県だけが消費に連関する指標で清算するわけではございませんで、四十七都道府県すべてにわたって消費に連関する基準でもってメルクマールをつくっていただいて、それによって四十七都道府県間で清算をしていただく、こういうことでございます。その辺のところ、第二段階のところの読み方として、私もそういう趣旨でこの規定を書いているところで、今までにない制度でございますから若干の誤解が生じるおそれがあるわけでございまして、先生の御指摘のような格好で私も考えさせていただきます、こういうことでございます。

○鎌田要人君 この清算システムの問題は地方税として初めて取り入れられる制度だろうと思っております。そういうことで慎重な運営を要望しておきます。

なお、もう一つ滝税務局長にお伺いしたいんですが、日本経済新聞に「やさしい経済学」という欄がありますね。あれで「地方消費税を考へる」ということで、東京大学の神野先生がこういうことを十一月十一日付の結びの中で書いておられるんです。「地方消費税の創設は、ドイツのように中央政府と地方府県の共同意思決定機関を持たない日本が選択した、日本型共同税の誕生ということができる」、こういうふう述べておられるのであります。これを日本型共同税ということに割り切っているのかどうか、私は非常に疑問を持っておりますが、この点についての滝税務局長の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(滝実君) ただいまの神野教授の見解についてでございます。

まずその前段階として神野教授は、税源と申しますか、課税権を共有するような税の国と地方の分け方について実は三つの類型をその前でお述べになっております。

まず、国が課税権を持つ、地方は持たないという類型が、これは税とは別でございますけれども、いわゆる譲与税あるいは交付税の世界、これは国が課税権を持って地方にその一部ないし全部を分与するというのが一つの形態。それからもう一つは、逆に地方が課税権を持って国に分与するという、日本ではまずない制度でございますけれども、そういう分与の仕方もある。それから三つ目が、問題になっておりますドイツの共同税のように、国と地方が共同で課税権を持って国と地方が分け合う、これが共同税であると。

こういうような三つの分類をした上で、今回の地方消費税は譲与税方式から脱皮するものでありますから、譲与税方式ではない。また逆に、もちろんのことながら地方が取っていくわけじゃありませんから分賦税でもない。そうすると、残りの一つの類型は共同税的なものではないか、こういうようなことをお述べになられているわけでござい

ます。その中で神野教授がおっしゃっておりますの

は、ただドイツの共同税は、今先生がお読みになった中にもございますように、もともとドイツの議会の仕組みが連邦参議院という組織を通じて、日本の場合とちよつと異なるわけでござい

ますけれども、連邦参議院は州政府の職員が州政府を代表して構成されるところでございまして、州に連関すると申しますか、地方に連関する法案、規則等については連邦参議院の同意を要する、こういう部分が相当多いわけでございまして、そういう連邦参議院を持つようなドイツにおいては共同税というのがなじみやすい、こういう事情にあるわけでございまして。現実にドイツの場合には、法人税、所得税それから営業税、営業税は日本の消費税に近いものでございすけれども、この三つについては連邦と州との共同税とするというのが日本の憲法に当たりますドイツの基本法の中で規定されております。

そういう国柄でございまして、共同税というのがそのままでございまして、共同税というも、その中で神野先生がおっしゃっておりますのは、ドイツの場合に共同税が成り立つのは、連邦と州が対等で意思表示をして、対等の立場でもって物事を決めていく仕組みでございまして、そういう中では共同税が成り立つ。しかし日本の場合には、そういうドイツの連邦参議院のような、国と地方が対等の立場で税の世界で物事を決めていくという仕組みがありませんから、日本の場合には共同税がとり得ない。しかし、性格はこの共同税的な性格を考へるべきじゃないかという

ことは、私もこういう受け取り方をさせていただきます。ただいっております。

要するに今回の地方消費税は、結論的に言いますと、共同税という文言は今回全く私どもは使っておりません。使っておりますけれども、神野先生は恐らくは、国と地方がいれば対等の気持ちでございまして、今後ともお互いに考へていくべき性格の税であるべきだと、こういうふうないわば私どもに対する一種の励ましと申しますか、御注意と申しますか、そういう意味でその辺のと

ころを強調されておっしゃっているらうと、こういうふう私どもは受け取らせていただいている次第でございます。

○鎌田要人君 以上で地方消費税の関係は終わります。次に、個人住民税の問題でございます。

本税の改正のねらいは、中堅所得層を中心として税負担の累増感を緩和するため、所得割の税率適用区分につきましてそれぞれ改正を加えようとするものでございまして、所得割の課税最低限は既にかなりの高額に達しているものと思われま

す。この点についてどう考へられますか、同じく滝税務局長の御意見を伺いたしたいと思います。

○政府委員(滝実君) 仰せのとおり、住民税の課税最低限につきましては、特に住民税がその団体における会費的な性格を持つものだという意識を私どもはかねがね強調してまいりました。そういう立場から申しまして、課税最低限はなるべく据え置いていた方がいい、できるだけ低く抑えた方がいい、こういう考へ方を持っております。

そういうような観点から、今回のこの住民税の改正につきましてはそのような考へ方を基本にして、ただし、それは申しまして税率の適用範囲の拡大だけでは特に所得の低い層の方々のところがなかなかうまくいきませんものから、そういう課税最低限はなるべく据え置くべきだという考へ方を持ちながらも、やはりそれなりの引き上げをやらざるを得なかったというのが今回の実情でございます。

○鎌田要人君 次に、地方財政法の改正の関係で

ございます。

地方税法の改正に伴います平成六年から同八年度までの個人住民税に係る減税による減収額を埋めめすために、地方債の発行措置を講ずることとしておのりありますが、減税の穴埋めを借金でやらせるというのは、これはとんでもない話でございまして。この点につきまして、村山総理大臣、いかがお考へでございますか、お伺いをいたした

いと思ひます。

○政府委員(遠藤安彦) お答えを申し上げます。

平成六年度から平成八年度まで個人住民税それから所得税の減税が行われまして、これに對しまして地方財政としては、所得税の三二%が地方交付税でございまして、住民税及び地方交付税について減収が生ずることになるわけでございます。

これらについては、平成六年度の場合もそうでございますけれども、一種緊急的な措置として、個別の地方団体において、特に個人住民税については財源が減少したことによって財政的に非常に運営が困難になるという状況が生ずるわけでございますので、それを回避するために起債、地方債で処理をするということとさせていたわけでございまして、この措置を平成七年度、平成八年度もとらせていただくということでございます。これは、地方財政の運営、個別の団体が非常に多くの財政需要を抱えて財政運営に支障がないようにするためには、やはり緊急的にこういう措置をとらざるを得ないということでござい

す。しかしながら、今回の税制改革に伴います措置といたしまして、これらの先行減税の部分につきまして、元利償還をする際のその手当てとして、先行減税償還財源として二千六百億を手当てするということにはいたしてございます。したがしまして、全体としては減税を地方債で処理をいたしまして、全体として、最終的には、地方消費税の創設でありますとか、消費税に係る地方交付税を二四%から二九・五%に引き上げるといったようなことの中でその償還財源が賄われるという意味では、将来にわたって地方財政の運営には支障がないように財源措置が講じられるというように私どもは考えております。

○鎌田要人君 これで終わります。どうもありがとうございました。

○委員長(西田吉宏) 以上で鎌田要人君の質疑は終了いたしました。

○志吉裕君 総理、御苦労さまでした。APERCの話も伺いたんですが、時間の関係もありまして、直接本題に入ります。

まず私の立場を申し上げておきます。私は昭和六十三年の税制改革に際しましては消費税の導入に強く異論を唱えました。それは消費課税一般を否定したものではありませんで、消費課税にはそれなりのメリットもあればデメリットもある。ですが、これは税制のわき役として欠かれないものなのであって、問題は、税制の主役である直接税の改革がなおざりにされておはいかぬ。これをきっちり納得のいく形にした上でほかの税目と組み合わせる税体系というものを構築しないと、不公平がそのまま温存されてしまつて、やがては社会の不公平までつくり上げる。税に対する不信を醸し、政治不信につながることは言うまでもないという立場で強く異論を申し上げたわけであつて、その考え方は今も変わっていません。

そこで、今次の改正ですが、政府は税制改革と位置づけておられます。経済情勢にマッチをさせて、年度の支出を賄うための現行税制の技術的な修正を一般に改正と言うようでありまして、税体系を変える、あるいは国民の負担状況に大きく変化を及ぼす、こういうことを意図するものを改革というふうに一般に理解をされていると思うのであります。ちなみに、昭和三十三年の減税は歳入予算の一割に当たる大規模なものでしたけれども、これは別に改革とは言わなかったようでありまして、戦後で改革といへば、昭和二十五年のシャープ税制。そして二回目が、六十二年から三年にかかりますけれども、いわばあの抜本改革と言われるものが改革の二回目。したがって今度は三回目という位置づけになるんです。

ところで、この十年の歳月をかけて大変な物議を醸しながら消費税を導入した税制改革というのは、例のない、税制改革をやるんだよという基本

法みたいなものをつくって抜本改革をうたい上げたんですが、率直に言ひまして、あれから五年しかたっていない。しかも抜本的な税制改革が行われてその二年後に政府はまた新しい税制改革の諮問をする。それがずっといろいろな内閣の変遷を経ながらどうやら今日まで来たようにも見えるんですが、この今度の抜本改革、抜本というのは抜本なんです。その絡みで今度の改革の位置づけはどんなものになるんですか。まず、所管の大臣どうですか。

○国務大臣(武村正義) そうですね。抜本改革、一般改革、改正、いろいろ言葉はあるのでありますから、別に厳格な定義に基づいて使われているわけではないと思ひます。

ただ今回の税制改革は、私どもの自己評価ではやはり改革だということに思ひしております。なぜならば、単なる減税をやつてその財源、おっしゃるように財源探しで一部増税をする、つじつまを合わせるといふそういう当面对応というよりは、まさに日本の行く末をしっかりとらんで、それはもうたびたび議論がありますように大変な迫力でぐんぐん高齢化が進んでまいります。進んでまいりますと言ひよりも、もう進んでおります。つじつまの間までは一〇%に満たなかった高齢人口がもう一四%を超えるところへ来ておりますし、毎年相当な数でふえてきているわけでありまして、こういう日本の社会の変化を見ながら、十年、二十年、三十年先を見ながらこれにどう税制が対応していったらいいのか。

結局、何回も申し上げておりますように、特定の税目で特定の階層に負担が大きいのしかかるといふような仕組みはよくないと。特に、所得税法で中堅層以上に、一番金の必要な世代に税がぐつと重くのしかかっているこの状況は、働く人のむしろ相対的な比率がぐんぐん減つていく中で、そういう人たちにしっかり負担をしていただくという活力ある福祉社会を目指していかうとします。

と、これはやはりまず真つ先に直さなければいけない。そのことによって、世代間の公平もござ

いますし、広く社会の構成員に負担を分かち合う、みんなを支え合う日本の福祉を目指していく、この方向をまずしっかりと見据えたいと思ひのであります。

ただし今度の改革が、十年、二十年先の福祉もすべて考えて、もう今後一切改革が要らないような、そういうものだと私は思ひておりません。大きな第一歩というふうに申し上げておきまして、所得税や消費税の手直しには違ひありませんけれども、やはり日本の社会の行方、その中における税制の位置づけをしっかりと見ながら、その第一歩をする改革だということに思ひております。ぜひ御理解をいただければと思ひ次第でございます。

○志吉裕君 ちょっと気になる点を尋ねて、さほどの違いがないのか、何か意味があるのかだけ伺つて午前中の質問としますが、私、手元にたまたま抜本改革のときのデータがあつたものですが、そのときの議論などもちょっと振り返るんですが、微妙な表現の違いがあるんです。

どこにあるかということをお示し申し上げますと、まず第一、租税理念に關しまして抜本改革の文言は、租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分ち合うためのものと書いてあります。そういう認識を示しております。今次の改革は、しばしば答弁にもありますし、文言もありますが、社会の構成員が広く負担を分かち合うものと書いてあります。公平という二文字が抜けていますね。ちよつと忘れたという程度なのか、意味があるのかわかりませんが。

それから、税負担に關して抜本改革のときには、全体として税負担の軽減を図るとしておられるのに対して、今度の場合にはそういう税負担全体に触れないで、中堅所得層、ある部分の負担の軽減を図るという非常に小範囲な表現ではないかなという感じがいたします。

(委員長退席、地方行政委員長岩本久人君着席)
肝心の消費税に關しては、薄く広く負担を求め

る、薄くというんですね。これはあのとき消費税をとにかく導入したいですから、いろいろ調子のいいこと言ったのか、いいこと言ったのかどうかは別にしまして、割合に文言には公平理念というようなものがある程度念頭に置いて気を使ったかなという感じがちょっと今度の文言と違うんですが、特別の意味はおありですか。これは実務者からでも総理でもいいですが。

○政府委員(小川是憲) 今お尋ねの点につきましては、まず政府の税制調査会が昨年の秋以来議論されましたときに、まさに前回の抜本改革との関係がスタートでございました。

税制調査会の昨年の答申におきましては、前回の六十三年度の抜本改革は「公平・中立・簡素の基本理念に基づき、社会共通の便益を賄うための基礎的な負担はできるだけ国民が広く分担し合うことが望ましい」との考え方の下に、「全体の税体系の見直しが行われた」といたしまして、「このような考え方は、先般の抜本改革から五年を経過した現在においても基本的に支持しうるものと考えられる。」というのが今回の税制調査会の一審最初の書き出しでございます。その上で、「現行の税制が先般の抜本改革で目指した姿となっていないかどうか、どこかに不都合が生じていないかどうかについて点検し」、「総合的見直しについて検討を進めたところである。」というところから議論を説き起こしております。

実は、全体の議論に入ります一番最初のところに、どのような考え方で今回の総合的見直しを進めるのかの第一が税負担の公平の確保というところから入っております。また、行財政改革の推進であるとかその他細々とその後の考え方が展開されている。今御指摘の点はそういう形で今回の議論の背景に生かされているという事情を御説明申し上げました。

○志苦裕君 総理にお伺いしますが、私がいきなりささいな文言の違いのようなものを取り上げましたのは、実は昭和六十一年の政府税調の抜本的見直しの答申、これは五十八年に中曽根内閣が諮

問したもののじゃないかと思うんですが、それ以来、租税の基本理念が公正、公平から効率とか中立とか活力とかそういうものに、大体、効率、中立、活力、似たようなことを言っているんだと思うんですが、公正、公平から中立とか効率、そういうものにシフトをしておることに、応能負担原則あるいは最低生活費非課税原則といったそういうふうな原則が後退をいつたあのかなというところに私は強い懸念を覚えるわけです。後ほど政府税調と連立与党、さらに内閣の税制改革大綱の要綱との対比は若干いたしますが、特に政府税調のあれを読んでみると今私が懸念した傾向が大変強くにじみ出ているんですね。

世界的な潮流から見ても公平と中立の優先順位というのは、保守主義とリベラルの分かれ目といえます。対向軸にもなっているというふうに思うので、リベラル政権を標榜する我が村山内閣でありますから私の懸念はないのかもしれないが、しかし大きい流れとして少し気になるところがあるもので、そんな懸念は要らぬなら要らぬというふうに確固たる話を伺いたい、こう思います。

○国務大臣(村山富市君) 六十三年度の税制改革の際には税制改革法という法律が出されて、その法律の中には、租税というものは公平、中立、簡素ということの基本にするというところはきちっと位置づけられておったわけですね。今度の場合には別に改革法というものを出したわけではなくて、所得税法やら地方税法の一部改正案という形で出されていますから、したがってあえて基本になる部分の用語は使わなかったというだけでありまして、租税というものは、委員が指摘されましたように、本来これは公平であり中立性が保持されるというものは当然の話でありまして、税制を見る場合にはできるだけ公平という視点というものを重視して見なきゃならぬことは、ある意味では私は当然だと思っております。

そういう意味では、今度の改正は、やっぱり税の一番根幹である、能力に応じて負担をしていた

大きくという所得税が根幹であることについては間違いない。しかし、所得だけに税を課することは、完全に捕捉できるかといえはなかなか捕捉できない面もやっぱりあるというので、必ずしも万全な公平が期せられないという意味からすれば、消費税というのは、間接税というのはある意味では実態に見合っただけに税を負担していただくわけですから、そういう意味における公平というものはある程度確保されるんではないかというので、やっぱり欠陥を補い合っただけに税制全体として公平が期せられるというふうなものにしていくことが大事ではないかというふうに考えております。

委員が御指摘の公平というものは、何よりも大前提として大事なものであるということについては変わりございません。

○委員長(若本久人君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時一分開会

〔地方行政委員長若本久人君委員長席に着く〕

○委員長(若本久人君) ただいまから地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会を再開いたします。休憩前に引き続き、四案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○志苦裕君 午前中、どうも私が気になっておる租税理念の転換があるのかという点につきまして、明確な総理のお考えを伺ったところで、念を押すようですけれども、確かに公平の原理と中立の原理はトレードオフの関係にあって、税制の改革論の議論が分かれるところではありますけれども、やっぱり税制改革の原点は公平であってほしい、目標は公正な社会の構築ということに置いてもらいたいということは総理のお考えと一致しましたので、念願を述べて次にまいります。

気になる傾向というのは率直に言いましたけれどもあるんですよ。正鵠を射ているかどうかはわからないんですが、すべての道はローマに通ずるというんじゃないんですが、この税財政の世界では最近すべての道が消費税に通ずるというんですね、こういう傾向なきにしもあらず。先ほどもちょっとお話が出ましたが、よくしばしば総理もまた武村蔵相も御答弁になります、所得、資産、消費、これのバランスのとれた税体系と言う場合、それはそれなりの意味合いは持つんですが、バランスをとるには消費税を上げる以外にあるまいと、こうずっと話がいくのはいかにも納得ができません。直間比率の是正、それなりの意味があるんですが、間接税すなわち消費税を上げてつり合いをとると、ずっとそっちにいく。

それからまた、例えばあれですが、福祉社会を展望すると当然のことながらお金がかかる、その財政需要を満たすには消費税しかない、こういいますね。先ほどちょっとここでもやりとりがあったように、例えば今度の消費税の見直し規定にもちょっと気になる文言があるというのは、さっきも出てきたが、社会保障との関連で財源を確保、消費税のところにそう書きますね。消費税の見直し規定のところで社会保障とか社会福祉と書きますと消費税と、その財源はそこから探せみたいな意味合いになっちゃうわけですよ。

話は別ですが、年金改正法案のときに衆議院で修正が行われました。衆議院で行われたのかな、附則がありましたね。そこでも年金の負担率を高めるには財源を確保しと、こうなっています。年金の財源を確保、社会福祉の財源を確保と。こういいますと、必然的に消費税の方にいくような雰囲気になってしまふ。この傾向、最近率直に言うて気になります。

バランス論に関して言えば、私なんかはむしろ、消費税なら消費、資産なら資産、所得なら所得の中に、同じ所得でも事業所得と給与所得のバランスが随分崩れた課税システムになっているんじゃないか、そういうもののバランスもちゃんととり

なさいよという意味にも、我々はそちらの方にどちらかというウエートを置いて見る可能性もあるんですが、そういう意味で何か標語のように使われて、財源といえは消費税につながっていくというところに非常に懸念を感じています。

言うまでもありませんけれども、税金は一般の人から一般の経費に充てるために、言葉は悪いが権力で徴収するものですから、特定の目的のために取るんじゃないんです、特定の人からちやうだいいするんじゃないんです。福祉といえはすべてが福祉なんだ。乱暴な言い方しますが、もう教育だって文化だってあらゆるものが全部福祉なんですから、それに一般的な財源を充てる。どのテーマにどれだけの財源を使うかというのはプライオリティーの問題であって、この問題のために消費税を上げなきゃならぬというそういう誘導が必ずしもないわけじゃない。

気になるところですけども、これを財政を預かる武村さんと総理からちょっと答えてくれますか。そんな懸念に及ばないなら及ばないと言ってください。

○国務大臣(武村正義君) いみじくもすべての道は消費税に通ずるとおっしゃっていただいて、そんなことがあってはならないと改めて強く感じた次第であります。

確かにおっしゃるように、議論の中にはそういうふうにとられる議論もございます。消費税一〇％論というのも国会の中にも一部あるわけですし、消費税一本でもう所得税はゼロでいいじゃないかというふうな言い方をする人も時々おられます。片方、学者の中には所得税をむしろ強化していいという議論もございます。いやいやもっと資産課税にウエートを移すべしという主張もございます。

これだけのさまざまな税が存在をいたしてあります。三つの所得、消費、資産というふうに分け方においても、まさに全体のバランスで今後の日本の税体系というものは維持をしていくべきではないかというふうに思っておりますし、午前中の

公平の論議も、もちろん公平という価値観も人によってかなり違いがありますから、公平の議論から所得税をもっと強化していいんじゃないかという公平論もありますし、いや、水平的公平を重視すべきだ、消費税だとおっしゃる方もあるかもしれません。

そんな状況でございますが、所得税は今回も中堅層の減税を提案いたしておりますし、法人税に付きましても、どちらかといえば諸外国との比較においては日本の法人税率は一番高い、課税ベースを拡大するにしろ、これを下げるべきだという主張が今強まっております。

これはそれなりの理屈があるわけでありまして、片方、財政当局としましては、何々税をやめたらどうかという、衆議院でも随分さういう、有価証券取引税を初めとしてなくしたり減税の議論はいっぱい出てくるわけでありますが、消去法かというわけですが、そういう中で何となく結果として消費税だけが期待される。諸外国に比べて低いということが一つの論拠かもしれませんが、そういう傾向があることは事実でございますが、安易にそんな考え方を肯定するような考え方はとるべきでないというふうに思っております。

○国務大臣(村山富市君)　今も大蔵大臣から答弁をされたことで尽きると思いますがけれども、委員御指摘のように、公平な課税を通じて公正な社会を実現させる、言うならば能力に応じた負担をしていただくと同時に、力の強い者も弱い者も公正に生きられるような社会をどう維持していくかというところに私はやっぱり政治の課題があるのでないかというふうに考えております。

これから高齢社会になって福祉にうんと金がかかる、年金をやるのに金がかかるということはだれでも想定されることでありますけれども、これは単に消費税だけを財源にして考えていくということは間違いでありまして、その行政サービス、公的サービスの水準をどの程度に維持することがいいのかということが一つと、それを維持していくための財源というのは、例えば租税負担をどの

程度にして保険料負担をどの程度にするのがいいのかと、こういった観点からも十分検討しなければならぬ課題ですから、直ちに消費税につなげていくというものでは絶対にあってはならないということについては、私もするように認識をいたしております。

○志苦裕君 次に入りまして、今のところちよつと後でまた戻るかもしれません。

今次の税制改正あるいは税制改革は、当然のことながら与党の税制改革大綱に基づくものであります。その大綱は去年の十一月の政府税調の中期答申あるいはことしの改革答申というようなものが踏まえているんだと思うんです。

しかしながら、子細に見ますと、税調答申が、所得課税から消費課税へのシフトを図ること自体が税制改革のあるべき方向で、それに若干景気浮揚策としての減税先行を結びつけたというそういうスタンスをとっておるのに比べまして、大綱は大変複眼的であります。所得税の恒久減税と消費課税の規模とともに圧縮をする一方で、所得減税の内容に課税最低限とかあるいは最高税率等々々にそれぞれ引き上げないし抑制を盛り込んでもありますし、不公平是正に向けた検討も強くうたっておりますし、それから、まだわずかであります

が、消費課税の増税に関して使途を社会福祉に支出する等々の内容で、政府税調の答申に比べますと大変目配りのきいた要綱あるいは大綱になっているというふうに思います。

しかし、先ほど大蔵大臣お答えになったようでした。が、中長期的な財政対策としての税制改革はどうやら入口に入ったかなという程度のものなのかもしれないという感じがしないわけでもありません。不公平税制の是正にかかわる重要な課題を初めとして、豊かな社会の、福祉社会のビジョンあるいは負担などが検討課題として残されております。とりわけ、所得減税と消費税率の引き上げが時間差を置きながらも一応パッケージにしています。そして、とりあえずの景気対策に配慮をした特別減税をちよつと除きまして、一応

平成九年度からで見ますと差し引き増税。今どき財政事情を考へて差し引き減税という選択なんがあるわけではないので、それはそれで結構だと思ふんですが。

問題は、所得減税と消費税の増額をパッケージで行うというときには最低限、先ほども申し上げましたけれども、所得税や消費税の税目自体にあるゆがみやひずみや不公平や、そういうふうなもののをきれいに取り去っておかないと、パッケージでありますだけに、それが不満の種になっちゃうというふうには私は思いますし、それを大前提にしない限りやっぱりタックスペイヤーの納得は絶対に得られない、こういうふうに思います。

先ほどもちょっと出ましたけれども、確かに直接税の中には、所得の捕捉が困難で、追いかければ追いかけるほど逃げていくものもあるわけです。しかし、そういうものはいつかどこかで何か使うんだから、使うときにちゃんと取れというので消費税をかければ、逃げたやつが幾らかでもつかまるんだから幾らか公平になるじゃないかという論理もないわけじゃないが、しかし、課税当局が最初から逃げていくものを是認するような税制もないものだと思うんです。

しかし、いづれにしましても、そういう論理を使うんじやなくても、可能な限り消費課税あるいは所得課税の問題点は何が何でも直す。それをいづれおおいとやろうかと二十一世紀の課題なんて、二十一世紀というときぐんだけれども何となく遠いような感じしますが、そういうふうに逃げないで、もっと真つ正面からぶつかるといふ気概をやつぱり国民に向かって鮮明に表現なさるべきだと思いますが、総理、いかがですか。

○国務大臣(村山富市君) 別に逃げてゐるわけじゃございせんけれども、いろんな角度から検討し、いろんな意見もそれぞれあるわけでありますから、聞きながらできるだけ公正、公平、妥当な結論を出していくという意味では、やっぱり拙速でなくて慎重に判断を要するような問題もある

わけでありませう。気持ちとしては逃げるんではなくて、眞っ正面から立ち向かつて責任ある態度をとっていただくことは大事なことでございふうに思っておりますから、委員御指摘のとおり認識でもってこれから取り組んでいきたいというふうに思っています。

○志苦裕君 特にこれは租税当局は承知のところなんだけれど、消費税と所得税をパッケージにして差し引き増税を図る場合は、両方の税の持つておける特徴からしまして、所得の低い人から所得の高い人が減税財源を取り上げるといふ構図になるんです。これはもう紛れもないことなんです。パッケージで減税なら緩和できますけれども、パッケージ増税なら必ずそういう形になる。それが今七百万が分岐点だとかんとかいふふうに言っておりますけれども、私ら勉強のデータですが、所得階層別に見ますと、第一位、第二位あたりがやっぱり増税になって、第三位から第五分位の方が減税になるという構図はこれははっきりしています。

これはもうわかりやすいことなんです、所得税を納めていないような人から消費税という税金をちよだいをして、比較的所得の高い人の財源に回すという構図なんです。パッケージはそうなるんです。そうであればあるだけに、先ほど言いましたように、消費税なら消費税の中自体、所得税なら所得税の中自体にあるというゆがみ、ひずみ、不満、不公平の増幅する材料になるようなものはちゃんと取っておいてほしいということをお願い申し上げまして、先ほどお答えがありましたからこれは要望だけにしておきます。

いみじくも竹下税制のときに、私はやりとりを聞いたんですが、竹下首相六つの懸念というのがあります。六つの懸念はいろいろあるんですが、その一つの重要な柱に安易に消費税の税率が引き上げられることのないようにといううのがどうも入っていたようでありませうけれども、その辺は、特にパッケージで増減税をやる場合には、大体税制改革は、基本的には所得階層間の負

担割合はあんまり大きく変えない方向で税制を組み立てないことやばり対立が起きちゃう。それこそ公平でない。今度の増減税が所得階層間に一体どのような配分割合になっておるのかはまだ大蔵省からデータをいただいておりますけれども、いづれ見せていただきたいと思いますけれども、その辺にも十分配慮してほしいと思います。

そこで、今の両大臣のお答えをいただきましたが、具体的に私は、三つの現行のゆがみ、ひずみを直すことを逃げておらないでひとつ真正面から取り組みましよう。たくさんありますけれども、それぞれ税目一つだけでいきたいと思います。所得税で利子課税、原資の面でもそう小さいものではない。データにはいろいろあるようだけれど、データーかどうかわかりませんけれども、正当に課税をされれば三兆あるよ、四兆あるよというレベルのものになります。地方税も含めまして。そんなようなことになりまして、しかも利子課税について言うならば、利子を自分の所得に加えてもお税金がかからないレベルの人からめちゃんと一割五分をいただくことになっている。一緒にまとめれば五〇％という税額をもらわなきゃならぬのが一五％にまで減ってやっております。しかもその原資が大きいとなれば、これはもう悠長なことを言っておりますので、あらゆる工夫をしてこれに取り組みませう。

まず、専門家の話を聞いてから総理の決意も聞きましょう。私は答弁わかってるんだ。というの、やっぱり総合課税となりますと、それは譲渡益から何かみんな入ってきますから、そうするとなかなか面倒だということ検討の時間がかかって二十一世紀まで行っちゃうんですが、私がむしろここで提案したいのは、利子課税なら利子課税一つに絞りました。やってみる。なかなか総合課税とかさういふものについてはアレルギーマもあるかもしれないけれども、何か一つ一つを題材にしてやってみてもらう、工夫してもらおうという意味でデーマに利子課税を選ぶ。かつてグリーンカードを取り入れたら、どこの政党は翌

年やめちゃったんだけれども、そういう歴史もありまして、利子取ればその資金がどこかへ逃げていかいろいろありますけれども、だめな理由を考えないで、やれることに手をつけてみる。これどうでしょう。

○国務大臣(武村正義) もう志苦委員が御承知のことではあります、こうした利子とか株式等の譲渡益に対しては総合課税の方向でいくべきだと、これが一つの考え方でありませう。私どもも基本的にはそういう認識を持っております。

ただ今日までは、現在の所得の把握のシステムの中から、実質的な公平性の実現、経済活動等に對する中立性の確保、あるいは制度の簡素性といふうなさまざまな観点から総合的に判断をいたしまして分離課税方式が採用されているわけでありませう。

所得の把握体制を全体で整備していくということになりますと、どうしてもやはり納税番号制度の導入、実現が必要になってまいります。私どもは、そういう意味ではこの納税番号と言われる番号制度の導入に深い関心を持たさせていただいてる。従来、単純に検討という答弁をしてきておりましたが、政府税調も導入を前提に検討というふうな表現が変わってきたんじゃないかなったですかね。

今回、政府・与党三党の議論の集約も、二十一世紀初頭という、初頭というのはちよつともう一つ何年という鮮明な目標年次ではありませうが、それでも一応目標も掲げました。そして、住民基本台帳や年金番号制等が先行する気配といえます。か、そういう状況にもございます中、これと一体に税制の番号制導入を真剣に考えていくこと、大蔵省もそういう勉強会を既にスタートさせておいて、そういうところまで来ている。その中でおっしゃる総合課税の問題に取り組んでまいりたいというふうな考えであります。

○国務大臣(村山富市) 公平という観点から見ますと、確かに一生懸命働いて得た所得に對する税率と、そうでなくて余った金を、余った金と

言つては語弊がありますけれども、預金や貯金をして、それに対する税率が一五％で済んでおるといふのは、客観的に見ればいかにも不公平ではないか、不公平ではないか、こういう意見は多分にあると私は思います。

ただ、この預金、貯金というものの對する考え方は、単に課税というだけの視点から考えられない面もあります。これはもつと言え、仮に税金がうんと少なければ、もつといいところに金を回さうといつて株式の方に回したりなんかして、言うならば考え方はいろいろあるわけですから。したがって私は、利子だけをどうのこうのと言ふんじゃなくて、総合的に全部所得が把握できるやうに、やっぱり総合課税方式といふものをきちつと位置づけていくようなことを考えていかなければ完全なものにならないんじゃないかというふうに思いますけれども、これからいろいろ検討させていただきます。

○志苦裕君 大体予想したお答えなんだけれどもね。百点満点とりたいというのに、総合課税について全然だれも異論ないですよ。しかし、あれは面倒だ、これは面倒だ、こつちはうまいかぬといふことを言つてずっと日が延びるわけなんです。

これは政治の怠慢が租税当局の怠慢かわからぬが、少なくとも六十二年法、六十三年法の附則には利子譲渡益だといふのを五年目にやるんだよと書いた。国権の最高機関がやると言つて書いたんですが、それでもなかなか実現をしないです。する来て、じゃ税調の先生方にお伺いしようといつたら、そつちも余りよくない、しないということですから来る来ているわけですね。ですから、ここで百点とらぬでもいいじゃないか。譲渡益もいろいろあるんですが、今非常に課税物件が大きいかから挙げたわけですが、利子なら利子といふものを選んで、名寄せになるか、資産番号制になるかグリーンカードになるかは別として、何かそれだけでも一つ押さえて、ああそういうやり方でもいいんだという一つの経験にもなるというふうな気構えで取り組んでみてもらえぬかとい

うことを言っているんですが、もう一つどうですか、このところ、やるとかやめとかと云ってこればそれでいい。

○政府委員(小川是憲) 前回の抜本改革のときの見直し事項に基づきまして、今委員御指摘のとおり税制調査会でも大変御議論をいただいたわけでございます。

その結論をいたしましては、先ほどから大臣が申し上げているようなさまざまな事情から、当面、現行の分離課税という一つの税制としてこれはこれでいいんではなからうかという御議論であつたわけでありまして。

委員御案内のとおり、幾つ問題がございます。一つは番号をどうやってつくるかということがございます。それからスタートができないかという点につきましては、そこが一番難しい問題だと存じます。

つまり、お金はいろいろな貯蓄、資産に動くわけでございますから、グリーンカード制のときの問題もそうでございますけれども、どこかに対して課税が行われる体制をつくるぞということが法律ではっきりしただけで、ほかの金融資産その他の資産にお金が動いてしまうという問題が現実にあつたわけでございます。そこで、株の譲渡所得に対する課税、それから利子に対する課税、あるいはこの辺のところは把握の仕方違うのではないかとといったような議論もあるわけでございます。

そこで、御指摘のとおり、番号をどうつくるか、そのコストをどうするか、国民の理解をどう得るかということのほかに、そうした資産の選択あるいは資金の流れにできるだけの影響が小さくなるようにするにはどうやっていったらいいかということにさらに、繰り返しになりますが、より積極的に取り組んでいかなければならない、取り組み始めているという状況でございます。

○志吉裕君 鶏と卵みたいな話ですけども、経済のアングラ化の動向というのは、また別の面では、資産課税の不公平からも来るわけですか。

かしどっかに切り口を見つけないと、そのうちにそのうちにと云っているうちにどうも不満だけは募るという気がします。これは、きょうは宿題にいたしますが、ひとつより大胆な取り組みを要請します。

次に、消費課税では一つ取り上げます。

いろいろあるんですが、私は、増税一般を否定しては将来福祉社会は築けない。問題はどんな形でそれが負担するかという議論に移るんだらうと思ひますし、そういう意味では消費課税、現行消費税という意味ではありませんが、消費課税のウエイトが高まってくることは容認しなきゃならぬだらう。それであればあるだけに、消費課税の持つ逆進性といひますか、これに手をつけなければますますこの税制について、税目についての不満が募るということでありまして、いろいろもうやましく議論されてはいますが、消費税自体の中にもやっぱり所得再分配機能というふうなものを盛り込んでいけば、消費税全体の負担が増加することには納税者によって容認される。さっき言ったように所得ととれる部分と関係があるものだから。一方、物価調整なんかで減税すると、消費税を上げていけば逆になります。逆配分になるということがあるんです。

これはどんな形のものがいいかということは今あえて言いませんけれども、かつて自民党内閣のときに軽減税率一・五％という問題が出て、あのときもこれは賛成していれば通ったのかどうかわかりませんが、つぶれた経緯があるわけですね。だから政府においても、やっぱり消費税の持つ性質等にかんがみて、複数税率というものについて、特に最低生活費非課税原則というこの租税法定主義の原点も踏まえながら、これは何とかしようというところは喫緊の課題ですよ。

ましてや、将来社会を構想して租税負担割合を総体的に高めていかなきゃいかぬわけでありまして、その障害になる。これはひとつ大蔵大臣と総理、お答えください。

○国務大臣(武村正義) 消費税の特色としていわゆる逆進性が問われているわけでございますが、消費税という税の仕組みの中で、逆進性を少しでも緩めていこうという考え方がいいのかどうか。私どもが今までお答え申し上げてまいりました。消費税は確かに水平的公平でございますから、問題は消費税以外の税目、したがって税制全体の中でどう逆進性なるものを緩和する努力をしていくか、今回も所得減税の中では課税最低限、これについてはむしろ引き上げるべきでないという主張もかなり強いわけでございますが、約一兆円前後この減税に充てることになっております。これなんか一つのそういう政策であります。

先ほど来御議論のありますような、他の税目も含めた公平という概念もございしますが、そういった中で、税制全体の中でどう貫いていくかということが一つ、もう一つは、やっぱりちやうどいした税金を使わせていただくときに、いわゆる財政の面で本当に気の毒な方、所得の低い方にどうさまざまな福祉を中心とした政策を進めさせていくかどうか。申し上げたいことは、税制全体なり財政支出全体の中で逆進性緩和の議論というのはやはり基本的には進めるべきではないかというふうに思っています。

生活必需品、特に生命を維持するための食料品、これぐらいはやはり複数税率であるべきだという御主張は、これは真剣に私も耳を傾けているところでございますし、これは国民世論としても強くございまして、諸外国においてもそういう先例は存在します。これからの課題としてこの問題は見詰めなければいけないと思っております。

消費税が欧米よりまだ低いからこの段階ではという議論も確かにありますが、今回の改革においては三党で真剣な議論をいたしまして、今回は公平、中立、簡素の観点からも、また、ここで食料品を軽減税率の対象にすることは結果としては消費税率をもう少し上げなきゃならないという議論にも発展することも考えまして、総合的判断で今回は見送ることにさせていただいたということでございます。

でございます。

○国務大臣(村山富市) もう今の蔵大臣の答弁で全部尽きていると思ひますけれども、これは消費税が創設された当時、当時私どもは野党でしたけれども、社会党、公明党、民社党、野党一体となつて消費税反対の闘いを組みました。そのとき一番やっぱり私どもに訴えられましたのは、一方で減税をする、その減税の恩恵を受ける者は、税金を納めている人は減税を受けると。しかし、税金を納めていない人、年金だけで暮らしている人、こういう人たちは減税の恩恵がなくて消費税だけひつかぶるではないか、これは一体どうしてくれんだ、こういう声が大変強く反映されておつた。

これはもう常々私どもが心しておかなきゃならぬことだというふうに思っておりますから、消費税の中で持つ逆進性は可能な限り緩和する方向で検討されなければならぬものだというふうに思ひまして、今回も三党の税制プロジェクトの中ではそういう議論も真剣にされてきた。しかし、この現状の中で軽減税率を持ち入れたらあるいは食品だけを非課税にするというふうなことにしてはやっぱり無理があるんじゃないか、こういう結論に達してこういう合意点になつたというところについては御理解をいただきたいと思ひます。

あとの問題につきましては、大蔵大臣から答弁をされたとおもひます。

○志吉裕君 あなたの方の答弁はちょっとも進歩してないんだけれども、私はこの消費税というふうなものには、まあ税制の置き役ですけども、それなりにやっぱり重要な役割をこれから果たすと思うんです。それであればあるだけに、この消費税というふうなものについてやっぱり国民が安心してなじめるような税金にしないかどめなんですか。一度に抵抗感が起きる。そのガンは今のところなんですか。

ですから、その部分というもののについて、消費税があつてもぎりぎりの暮らしにはちょっと支

障がないんだと。あとの少々、洋服だったら二年に一遍でもいいじゃないかと選択ができる。しかし、私が今指摘している部分は選択性がないんです。消費税の中でも選択のできるものではないものがある。そのところを納税者の税に対するつき合いをよくして将来の福祉社会の財源を確保していくと。税制全般にわたってですが、この問題がどうしても焦点になるという意味で、ちょっと今の総理の御答弁も大蔵大臣の御答弁も、まあ同じような気持ちでいろいろやってきたんだけど今回実現できなかったんだと。実現できなかったから、私はここに立つて長い時間をかけて解決を早めるように、促進をするようにもう少し骨折してもらえぬか、我々も骨を折るがということを言っているんで、もうちょっと何か張りが出るような答弁してよ。

○国務大臣(武村正義) 何といっても税制の論議でございまして、そうふつと思いつきで、特に志苦議員のすばらしい論旨に感銘してすつと申し上げるわけにはいかないところがございまして、別に役所の答弁をそのまま読もうとは思っておりません。

ただ、先ほども申し上げたように、いつとかそういうことまでしっかり申し上げられないから答弁が締まっていけない感じを与えておりますが、このことは、これから真剣に議論を続けていくべきだし、近い将来のやっぱり大事な課題だという認識は政府としてもしっかり持たせていただきます。

○志苦裕君 これで私の質問は終わりますが、実はもっといい答弁をもらいたかったんだが、まだこの委員会は続いておりますし、今のお二人の答弁は私にとってはなまぬくて気に入らぬ。幸いまだ審議もありますから、締めくくりに質問くらいまでにはお二人でもっと前へ出るような相談をしておいってください。

要望して、終わります。

○岩崎昭弥君 発言の機会をいただきましたので、持ち時間の範囲内で地方消費税を主体に数点

にわたって質問をしたいと思っております。

その前に、首相に対して、ジャカルタでのAP E Cの首脳会議、大蔵御苦勞さまでございまして。

地方分権の推進、地域の福祉政策の充実、法人税関係依存の都道府県財政の不安定などに対応して、地方税財政の安定確保に資するものとして地方消費税の新設は私は高く評価できると思うのであります。

多段階にわたる前段階税額控除方式の消費型付加価値税を地方税として導入したことは先進諸国では今回の日本が初めてであり、一九四九年のシャープ勧告による都道府県付加価値税の提案が、付加価値計算における控除法と加算法の不統一、ドッジ・ラインによるデフレによって価格転嫁が困難となり、企業課税化することを恐れた事業者の反対で延期、廃案となつて以来のことでありまして、関係者の御苦勞をねぎらいたいと思うのであります。

さて、その地方消費税率の1%の関係でありまして、地方消費税は、消費税額を課税標準としてその二五%となつております。地方消費税の税率については、社会福祉等の充実に要する費用の財源を確保する観点、地方の財政改革の推進状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、平成八年九月三十日まで所要の措置を講ずるものとするとしており、国税の場合と同様に将来の税率アップも含意されていると理解できないこともないのであります。鎌田先生や志苦先生の御指摘にもあつたとおりでございまして。

地方消費税の税率は、廃止される現行消費税と税率が一兆四千三百億にとどまるのに対して、平成度ベースで二兆四千五百億と見込まれております。消費税に対する新しい地方交付税率二九・五%と合わせて、消費税全体に対する地方税財源の配分割合は三九・二%から四三・六%となります。これは地方財源重視のあらわれと認識しているのか、自治大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 今回の地方消費税に当たりまして、委員から深い御理解をいただきました。私も大変ありがたく存じておるところでございます。

ただいま御指摘がございましたように、今回の税制改革につきましては、所得税、住民税の減税による減収の補てんや、あるいは社会福祉等の拡充に必要な税財源、二兆五千四百億と存じますけれども、これは地方消費税の創設によりまして、今委員御指摘のように、増収額といたしまして一兆二百億、及び消費税に係ります地方交付税率の引き上げに伴いまして一兆五千二百億を増収することになりまして、地方財源といたしましては完全に確保されたことを認識しておるところでございます。

○岩崎昭弥君 今回の税制改革によりまして、地方財政の安定性は増すことになるかどうかということでございます。

今度の税制改革は、個人住民税の減税一兆三千億に対して、地方消費税の創設等による増収増を二兆四千五百億と予定されております。地方の独自増収は大幅にふえたことになるわけでございます。中身は詳しくは省略しますが、これで地方財政の運営に支障を生ずることはなく、将来の財政基盤の安定化という意味では大きな改善がなされたことと評価していいのだろうと思ふんですが、再度伺いたいと思ふます。

同時に、他方、今回の措置で財政上に不安定要素が出るかどうか、そういうこともあわせて承りたいと思ふます。

○国務大臣(野中広務君) 今、委員から御指摘をいただきましたように、地方消費税の創設によりまして増額及び消費税に係る地方交付税率の引き上げによりまして地方財政対策は一応完全補てんをされ、確保され、かつ安定的な地方財政の運営に資することになったと私も認識をしておるわけでございます。

けれども、地方財政は今後それぞれ地域福祉やあるいは地域のさまざまな課題を持っておるわけ

でございます。さらに今後安定的な地方財政を確保していかなくてはならないと思ふますし、わけても都道府県の税は、委員御承知のように、法人課税によりまして景気に左右される部分が非常に多いので、今回の地方消費税の導入の持つ意義はまさに大きくございまして、より安定的な税財源の確保が必要であると認識をいたしております。

○岩崎昭弥君 地方独立税である地方消費税の賦課徴収を今回は国に委託することになりますが、その理由は何かということ、また、国への委託によって地方消費税は独立税とは言えなくなるのではないかと理論上の心配もあるわけですが、御承知のように、今もお話がありました、地方分権の推進、地方自治の観点から見て、地方税は地方団体がみずから賦課徴収することが大原則であります。しかし、地方消費税が国税である消費税の仕組みを前提に創設されたことから、基本的に同一の課税方式をとる両税を一括して賦課徴収することが納税義務者の事務負担等の軽減となるということで、当分の間、国にゆだねることとしたとされております。

将来どうするかについては、先ほど消費税の方では大蔵大臣からお答えがありました、この当分の間が大変問題でございまして、鎌田先生からの御指摘もありましたが、このことについてお尋ねをする次第です。

○国務大臣(野中広務君) 地方消費税が委員おっしゃいますように地方の独立税であります以上、地方みずから賦課徴収するというのが建前でございまして。しかし、今回の消費税及び地方消費税の性格からいたしまして、それぞれ納税者の事務負担等を考慮しますときに、今申し上げましたように当分の間やはり国に賦課徴収の事務を委託することが適当であらうと選択をした次第であります。

いずれにいたしましても、地方消費税は地方独自の税でございまして、委員御承知のようにこの税は都道府県の議会が条例として定めるものでござい

ございますが、ほかにも現在市町村が都道府県民税を委託徴収しておるわけでございまして、そのような例を考えますときに、今回行政改革等が言われるときに国に事務委託をいたしましたのは一つの選択であると私は認識をしておるわけでございます。

しかし、これからそれぞれ地方分権が進んでいく中において、やはり地方が地方独自の税源としてみずから賦課し徴収するというような方向、あるいは私は従来のみずからの願いとして、国税だから、地方税だから、それぞれ国が徴収しあるいは地方が徴収するということよりも、むしろ納税者は一つでありますから一体的な徴収が行われるような、そういう組織をより目指していくべきではなからうかと、一般的に一人の政治を考える者として考えておる次第でございます。

○岩崎昭弥君 よく似た話ですが、都道府県税でありながら国が税率を固定するというのは憲法の精神に反するという説もあるんです。また、今お話がありましたけれども、都道府県が独自に税率を決められない税を独立税と言えるかどうかというそういう問題もあるんですね。地方自治の観点からすれば、税率は地方団体が自由に定めることができることが望ましいのであります。そのことは十分承知の上で大臣はおっしゃったのであります。地方税法の第六条、第七条は、その一般原則を確認し、国による強制を排除しようとするのがその条文の趣旨だというふうに私は思うんです。

しかし、税の性格にかんがみて、地方団体ごとに課税の有無や税率の差異が生ずることは不適切でもありますので、そうした場合に税率を固定することはやむをえないというふうに思うんです。それからもう一つは、申告のときに地方自治体に申告して、住民がこれは国税だ、これは住民税だ、あるいは地方税だというふうに分かるのが私は原則だというふうに思いますので、もう一度大臣のお話を聞きたいんです。

○国務大臣(野中広務君) 委員御指摘のとおりでございます。それぞれ地方の住民がみずからの税としてこれを納めているんだという認識、これを持つことが私も今回の地方消費税の創設された基本であると理解をしておるわけでございます。

○岩崎昭弥君 それでは、宿題として残っているような感じの問題を取り上げたいと思うんです。それは特別地方消費税のことでございます。特別地方消費税は、消費税が導入された際にも、課税対象とされている消費行為と地方団体の行政サービスとの間に密接な関係があること等から地方の自主財源として存続することとされてきたのでございます。この税の課税対象となるのは、免税点を超える高額の宿泊や飲食等の利用行為に課税されるものでございまして、十分な担税力もあり、課税範囲の広い消費税や地方消費税とは異なる性質の税金だというふうに思うのであります。

また、この税は、平成四年度で千五百億円余りの税収があり、自主財源に乏しい都道府県において貴重な財源となっておりまして、その一部は御承知のように地元の市町村に交付されるのでございます。特に、観光地所在地の市町村の中には、その交付税が税収の割に相当する額になっている団体もあるわけでございます。また、温泉観光地などは、その地方から言えば全国からの来客に、あるいは外国人の来客に、衛生や清掃面で行政のサービスと別段にしている側面もあるんです。したがって、観光税的な側面を有していることも事実だと私は思うんです。このようなことから、特別地方消費税は地方税として存続すべきではないかと私は思っているんです。自治大臣のお考えを聞かせてください。

○国務大臣(野中広務君) 特別地方消費税のあり方につきましては、私は今までの税制論議の中できょう初めて委員から深い御理解の御質疑をいただきました。深い感銘を受けておる次第であります。もう申し上げるまでもなく、委員御指摘のとおり、平成元年度、抜本的税制改正のときにも特別地方消費税としてそれぞれ認められてきましたわけでございます。地方の行政の果たす役割を尊重されましてこれが残されたわけでございます。財源の厳しい府県財政を補うに当たり、あるいはその五分の一が市町村に交付されることによりまして、委員が御指摘のように税全体の割を占めるような町村もあるわけでございまして、これが財源を担保しないで安易に廃止の議論があるというの、まことに残念に思うわけでございまして、

で、仮に減税を実施する場合も、所得税自体の課税ベースの拡大とともに利子・キャピタルゲイン課税強化による所得課税の総合課税化の方向等が要求されると思うのであります。

我が国は、総合課税化された所得課税をこれからは基幹税に据えて、資産課税と消費課税をあくまで補完税として税体系をつくるタックスミックス型の税体系を中長期的に維持確立していく必要があるのではないかと私は思うのであります。

項目として申し上げますと、一つは引き続き消費税の改革、そして益税の完全解消、これをやってほしい。

二番目に、利子・キャピタルゲイン課税の総合課税化は、政府税調の答申にもありますので、これも重要課題だというふうに思います。

三番目に、相続・贈与税の適正強化。

四番目に、赤字法人の課税、法人税法上の特例措置の見直しなど、法人税のあり方も十分検討いただきたいと思っております。

五番目に、租税特別措置法上の不公平税制の是正でございます。

六番目に、社会保険料負担とそれから税負担のあり方を、これは国レベルで十分に検討をいただきたい、そういうことを要求したいと思うんです。

御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(武村正義君) 今、六点でございまして、今後の真剣な論議の対象となりますが、改革の項目としてお挙げになりました。それぞれいづれも税制全体の中で真剣な論議をしなければならぬテーマであると思っております。御指摘の点を真剣に受けとめさせていただきたいと存じます。

○岩崎昭弥君 終わります。

○山口哲夫君 村山総理、APECの会議、大変御苦労さまでございました。お疲れだと思っておりますけれども、早朝から委員会に御出席をいただいて感謝をいたしております。

さて、今回の税制改革の中で、国民が一番不満

に思っているところは何かと言えば、やはり消費税率三%を五%に上げたということではないかと思ひます。しかも、総理大臣が社会党の委員長でございまして、社会党は消費税率を上げることにたいしては反対してきただけではないかというように、大変不満の声も多いわけでありまして、

しかし、連立政権でありますから、それは社会党の考え方だけが、あるいは各党の一致だけの考え方が通るものでないことも、これは国民も理解はしていると思ひます。自民党、新党さきがけ、社会党の三党が真剣にこの問題を論議して、その結果いろいろと譲るべきところは譲って、そしてでき上がったのが今回の三%を五%に上げるという結果ではなかったかと思ひます。

それにしても、やはり国民においてはどうかとも納得できないというふうなこともあるんではないかと思ひますけれども、そういう国民の意見の上に立って、今回の税法の改正の中で、所得税法及び消費税法の附則二十五条にいわゆる検討、見直し条項というものがつけられました。それから地方税法等の改正の中でも、やはり附則十二条で見直し条項、検討をするということがあります。すなわち、これから二年後、平成八年の九月三十日までいろいろな検討を加える。租税特別措置法を改正できないかどうか、いろいろなことを考えながら、その上に立って税率の見直しを二年後に考えようというところでございまして、その点に絞って、四点到わたって質問をしてみたい、こう思っております。

まず第一に、自治大臣にお尋ねいたしますけれども、一番やはり国民が税に対して関心を持っているのは、いかに公平性を確保しているかということだと思ひます。総理は先ほどの御答弁の中で、一番大事なことは公平性であり中立性であるというお答えをいただきました。全くそのとおりだと思ひます。そういう点では、やはり国民は、高い税率になっても、しかしこれだけ不公平を是正してくれたということであれば納得していただけるんではないだろうか。今の税制を見ていると、残念ながら不公平な問題が余りにも多過ぎる、そう思うわけでありまして、そういうものを真剣にこれから一つ一つ公平性に切りかえていくような努力をすることだと思ひます。

そこで、租税特別措置法の問題でありますけれども、私も長年この問題に取り組んできたけれども残念ながら歴代の内閣では余り取り上げてもらえませんでした。村山内閣になって真つ先にこの租税特別措置法の全面改正を言い出したのが野中自治大臣でありました。大変私は拍手を送ったものであります。

そこで、今具体的に自治省に対して指示もしてこの見直しを検討しているということでありましてけれども、簡単に結構でございまして、自治大臣の決意のほど、そしてどの程度進んでいるか、それについて御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(野中広務) 委員御指摘のとおり、また先ほど総理も申し上げましたように、税はあくまで公正、公平かつ中立でなければならぬと考へておるのでございます。特に今回のように国民に新たな負担を求めます場合には、初めに増税ありきじやなしに、大胆に現在の租税特別措置あるいは地方税におきます非課税等の特別措置を見直していくべきであると思ひます。また、委員が御指摘になりましたように、年来私もそう考へながらも、その年々の党税調におきましては、むなしく拡大をされ新規採択されていくことを一人の政治家としてむなしい、悲しい思いで見えてまいった次第でございまして、

それだけに、今回、連立与党のこの枠組みの中で、ぜひ大胆な租税特別措置の見直しや、あるいは地方税におきます非課税の特別措置の見直しは例外なく、そして根本的に見直されなくてはならぬと考へ、既にもう政策目的を達したようなものも散見をされるわけでございまして、今、それぞれ連立与党の税制プロジェクトにおきまして、先ほど申し上げましたように、大綱に基づいて例外なくこれを見直そうという方針でせっかく御努力をいただいておりますところでございます。その成果が得られますよう私も心から期待をしておりますところでございまして、

○山口哲夫君 自治省が先頭を切ってこの租税特別措置の見直しをぜひひとつやっていただきたい。そして、少しでも税源、財源を確保できるようにしていただきたいということを強く期待しておきたいと思ひます。

そこで、次に見直しの問題で、先ほど志吉議員からもお話がありましたけれども、税制調査会の答申の中で、利子所得あるいは株の譲渡所得とかそういったものを総合課税にするべきだということ、そういった答申が出ています。少なくともそういう税制調査会の答申が出ています。に、それを踏まえて二十一世紀初頭なんといううまるつきり随分先の話をしていく時代ではないと思ひます。

私も随分細かく検討してみました。数字を相当たたいてたいて、こんなにきついのではどうかと思ひます。大蔵省と議論しても絶対にこれは負けにくいのかという数字で出した数字で、これは総合課税にしますと国税で一兆六千八百一十億です。地方税で一兆五千六百八十三億です。これだけ大きな財源になるわけですね。

総理が先ほどの答弁の中で、利子に課税をし過ぎると株に動くというふうなお話もありましたけれども、株の方もやはり同じようにそういう総合課税制度をとればいいわけですね、そういうすべの税制をきちんと改正する中でやっばりこの総合課税だけはやるべきだと思ひます。二年間の見直し期間があるわけですから、その中で政府としては少なくとも検討する責任はあるんじゃないんですか。大蔵大臣、どうですか、二年間の中で検討してみる余地もないんですか。

と勉強の会も公式につくって、厚生省、自治省等と勉強を始めていくところでございます。検討はしているというふうな御認識をいただきたいと存じます。

もう今さらここで申し上げませんが、政府税調は時期までは明示をしませんでした。むしろ、この三党の議論の中では二十一世紀初頭という、明確ではありませんけれども一応やっとならば目標を設定したということは半歩前進だと思ひます。すし、たびたび申し上げておりますような、住民基本台帳の番号制とか年金番号制でもそんなに長い時間を要するテーマではありません。かなり真剣にそれぞれ議論がされているテーマでございまして、それぞれ二、三年か数年以内に具

体化して、それぞれ二、三年か数年以内に具そのときがチャンスだと、納税者番号制の問題と総合課税の問題に取り組めるということから二十一世紀初頭というふうなそれなりの目標を掲げたわけでございます。

ただ、一般論であえて申し上げるとなるとございしますが、例えば利子、株式配当等になりますと、税の議論としては、決してこれは私は水をかける意味で申し上げるのじやありませんが、所得を得たときに所得税を払った、税を払った後の所得で預金している、あるいは株式投資をしている、それに課税する場合は一般の所得とは違ったシステムがあつていいのではないかと理論がございまして、これが包括所得課税論あるいは分類所得課税論、最適課税論という、学者の中で随分真剣に議論が今日までも聞かされております。それからもう一つは、最近国際化がどんどん進んでおりますから、やはり世界とのならみといひますか、そこを考へませんと、日本である分野でうんと厳しい課税をいたしますと海外にシフトするといひ、いわゆる租税回避の動きがどう出るのか、その辺もやはりきつちり見詰める必要がござい

す。

もちろん、総合課税による、払う側もいただく側も徴税コスト、納税コストの問題もございま

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。今回改正の対象になりました所得税の累進税率の問題も、最高税率は五〇%でとめ置いておられますが、総合課税になりますと、これは金持ちだからいいじゃないか、利子であろうと何であろうととどろき同じ率でいだろうという議論もあるかもしれないが、このときには一体それでいいのかわからないという所得税のいわば税率の議論も出ていこうかと思ひます。

あえて消極的に水をかける意味で申し上げていくわけではありませんが、ぜひ総合課税を進めていくためには、こういう幾つかのテーマをきちんと議論をしながら乗り越えていかなければならないというふうに思っております。

○山口哲夫君 今お話のあったような分離課税論とかそういうものは一応クリアをして、その上で税制調査会としても総合課税制度というものを考えるべきであるというそういう方針を出してきていくわけですから、私はそういう一部学者もおることは存じておりますけれども、そういうものは超越した上でやはりもう総合課税化に踏み込んでいかなければならないという世論にもなっているし、そういう時代でもあらうというように考えております。

今のお話ですと、二、三年あるいは数年の間には何とかやる方向で検討していかなくやらないような御答弁もありましたけれども、とにかく二十一世紀初頭なんということになりましたともうこれは村山内閣なんかないでしようから、少なくとも村山内閣の間にこの問題に真剣に取り組んでいただくということとぜひひとつ頑張ってくださいたいというふうに思ひます。

次は、脱税の問題に絡みまして、国税職員の増員の問題でございます。実は、本年の三月二十九日、参議院の大蔵委員会の租税特別措置法の一部を改正する法律案の審議の際に附帯決議が出ております。その附帯決議は何かといえば、税務の業務量に見合った職員、税務職員をきちんと確保しなさいという附帯決議があるんです。これはもうしよっ

ちゅう出ているんです。要するに、税務職員をもっとふやして、そして脱税なりそういうものをなくするようにやいなさいということだと思ひます。

今どのくらい税務調査をやっているかということとを調べてみました。御案内だと思ひますけれども国税の時効というのは七年です。ということも七年間に一回は税務調査をしないと、七年過ぎてしまつともう脱税してあつても無効になつてしまふわけです。ですから、きちんとした税務調査をやらないといふことになつてしまいます。七年間に一回やるといふことになつて、一年間に一四・三%の税務調査をやらないといふことになるわけです。

ところが、今どのくらいやっているかということ、所得税は八・三%。しかしこれは表の数字であつて、電話でもって調査をしたやつも全部入つていふんで、実際に調べたのは二%くらいだと言われているんです。そうすると、二%といふと五十年に一回しか税務調査をやらないといふことになるわけです。

それから法人関係はどうかということ、六・八%です。これも限定調査と言ひまして、売上額だけを調べる。仕入れ額だけを調べる。こんなの税務調査にならないですよ。そういうことをやつて六・八%やつたといふ数字は出ていふんです。国税庁では、しかし、十五年に一回しかこれはやらないといふことになつていふわけです。そうすると、もう半分以上の人たちは脱税をやつていてもそのまま時効になつてしまつたという結果になるわけです。

これは、譲渡税では二・七%ですから三十七年に一回しかやられていない。相続税は六・五%しかやられていない。なぜこんなに税務調査をきちんとやらないのかということなんですかけれども、調べてみたらなるほどこういうところに原因があるようです。職員一人当たりの所得申告納税者数は一一・一%、昭和五十七年に比較して平成四年で一一%もふえ

ていふんです。それから法人税が一三%ふえていふ。源泉徴収義務者に至つては九七%もふえていふ。相続税は六五%ふえていふ。譲渡所得は三三%ふえていふ。こんなにふえていふのに税務職員はどのくらいふえていふのかと思つたら、わずかに六%しかふえていふんです。これでは毎年脱税者がふえる一方です。

それで、脱税といふのは一体どのくらいあるのかなと思つていろいろと調べてみました。そうすると、調査は認認といふのがあつて、税務調査をやつてこれは認認できる、正しかったといふのは五%くらいだそうですね。ですから、残念ながら九五%は脱税をやつていふことになるわけなんです。

そういうことを考えたら、行政改革といふのは公務員の数減らすだけが行政改革じゃないんです。やはりこういう不公平な納得できないような行政をもつと国民が納得できるように公平に行政をやつていく、そのための職員を必要とするならば職員をふやすといふことが必要でないかと思ひます。そういう考えについていかがですか。

○岡部大臣(武村正義君) 大蔵大臣にとりましては大変ありがたい激励をちょうだいいたしました。必ずしも納税の額に比例してスタッフをふやす必要はないのかもしれないが、それにしまして、税制改革もたびたびございまして、そんな中で五万六千数百名の国税庁のスタッフでありまして、いろいろな指標から見ましても大変よく頑張つていふふうな思ひしております。

全体の行政改革の姿勢が貫かれてきておりまして、御承知のように総定員法で枠を抑え、政府全体としてはふやさないといふ方針を貫いております。まだ毎年少しづつ国家公務員数は減らす努力をしております。そういう厳しい定数に対する基本方針の枠の中でございますが、総枠はふやさない、やや減らすといふ方針の中で、ほかの省庁あるいはほかの事務との関係でやりくりをしなから少しづつ国税職員をふやしていただいていると

いう状況でございます。そういう中でございすが、先生の激励をありがたく受けとめさせていただきます。

○山口哲夫君 やつぱり総理の決意をお聞きしなきゃならないと思ひます。

賦課関係、税をかけたあたり、それからいろいろと税務調査をやる職員といふのは三万七千人いるんです。それでどのくらい一年間で脱税を挙げたかといふと、一兆三千億円も脱税をちゃんと挙げているんです。職員一人で三千五百万の脱税を挙げたことになるわけですね。それで、人件費とかそういうものを引いていきますと、大体一人ふやせば三百億くらいはふやせる、それから一万人ふやせば三千億くらいといふ、これは計算上そうなるわけです。

これは、脱税が余りにも多過ぎるから、さっき言つたように九五%くらいは脱税しているだろうといふふなことがはつきり今まで調査の中で言われているわけですから、そういうことを考えると、やっぱ行政の欠陥だけは埋めていかなければならないと思ひます。一年間に百人や百五十人ふやしたからといって、これはもう全然だめです。

ですから、国民がとにかく納得できるような税制をやつてもらいたい。隣の人もちゃんと税金を納めている、だから私も払いましょうと。しかし、隣の人は随分もうけていふようだけれども税金全然払っていない、企業でもそういうものがあるわけでしょう、これではやっぱ納得できないと思ひます。そういう税の公平さといふものをきちんと確保することが、国民に対して税に対する公平感、信頼感を与えるものだと思ひます。

そういう点で、税務職員もふやすときにはきちつとふやして、総定員法のあることは知つていふべきけれども、そんなことを考えていたら税の公平性といふのを確保できないんですから、どうかひとつそういう考え方に立つて一度御検討をいただきたい。決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 国民の経済活動が拡大している割合に税を捕捉する税務職員の数が少な過ぎるという御配慮のある御発言に對しましては、心から敬意を表したいと思ふんです。ただ、国民は脱税するものだということを前提に物を考へるわけにはいかないので、そのところは少し若干情勢の認識が違ふところがあるんじゃないかと思ふんですけれども。

ただ、税務に携わっている職員の皆さんもふだんからいろんな調査をやっているわけなんです。調査をやっておつて、そしてこゝはとも危ないところ、そういう可能性はあるんじゃないかというところを目標をつけて、そして税務調査に入るといふようなこともやられておるんじゃないかといふように思ひますから、まんべんなくすべての事業体に対して計画的に税務調査をするといふようなことにはなっていないんじゃないか、こういう氣もいたします。

しかし、いづれにいたしましても、税金を正しくまじめに納めている者もあれば、あるいは節税をしたり、あるいは脱税をしたりして安穩にしている人もあるといふようなことは社会的公正を欠くわけですから、そういうことのないようにやっていく必要があるといふことは委員御指摘のとおりだと思ひます。

さつき大蔵大臣からも御答弁がございましたように、総定員法があつて、一方では公務員が多過ぎるから減らせ、減らせといふ声もあるわけなんです。したがつて、総体的には減らしていく。しかし、事業の必要に応じて再配分しながら効率的に効果の上がるような職員配置でもって仕事をし、議員御指摘のような点も十分踏まえて見直しをし、検討させていただきたいといふふうに思ひます。

○山口哲夫君 終わります。

○野末陳平君 消費税率の引き上げは、これは行財政改革あるいは不公平税制の是正などが前提であるといふような話は一時かなり勢いよくあります。

して、今でももちろんありますが少し勢いが衰えたような感じがするから、ここでもう少しハッパをかけようと思ふんですがね。

この不公平税制ですけれども、今も質問に出ましたが、総理もかねてからこれはおっしゃつていたわけで、いわゆる不公平税制といふのはこの時点であるのかないのか。不公平の中身、いろいろ違ひますが、いわゆる不公平税制はあるのかないのか。あるとすれば何と何が不公平で、今後は正しなきゃいけないという総理の認識をまずお聞きしたい。

○国務大臣(村山富市君) 不公平といふものに対する理解と認識はそれぞれ違ひがあるかとは思ひますけれども、私は、先ほど来議論になつていふように、例えば消費税を考えた場合に、税といふものはその能力に応じて負担をしてもらうものだと、いわゆる応能負担の原則ですね、といふ点から考えてまいりますと、消費税といふのは金のある者もない者も物を買えば同じ税金を負担する。百円を負担するにしても、ある者が負担する百円とない者が負担する百円とは税の重みが違ふといふような意味で不公平があるといふこともあつていふと思ひますね。

それから、課税の仕方に対して、例えば租税特別措置法とか、あるいはさつき議論になつておりました利子の分離課税とか株の譲渡益課税とかといふようなものについては、一生懸命汗を流して働いて得ている所得に対しては税率が高いと、しかし、不労所得と言われるようなものに対する税率が低過ぎるじゃないかと、こういう意味の不公平といふものも私はやっぱり存在しているんじゃないかといふふうに思ひますから、いろんな角度から点検をして、そうした不正ができるだけ正されるようなことにつきましても、ふだんから見直しをしながら検討し、直していく必要がある問題であるといふふうに認識をいたしております。

○野末陳平君 そういう納税者の気持ちに反するような不公平もありまして、それから税制そのもの

のにもあるかもしれませんが、今のようないわゆる不公平な税制を直していくことで財源に結びつくといふそういう認識はおありですか。

○国務大臣(武村正義君) ございませう。

○野末陳平君 それだったら、大蔵大臣、何を直せばどのくらい財源に結びつくんですか。

○国務大臣(武村正義君) 私は不公平税制と言われるものを数字で掌握はできておりません。御承知のように、いわゆる租税特別措置といふ分野がございまして、それから利子、譲渡益課税の分野についても不公平といふ議論がございまして、そういうことも含めて、先ほど来議論のありますようないわゆる総合課税とか納税者番号制といふ議論も出てきていふふうに認識をいたしております。

○野末陳平君 計量的に幾らといふようなそんな話はすぐできるわけありませんので、大蔵大臣のお答えはそれで結構なんですが、しかし、今お話しになった総合課税の問題とか租税特別措置、これはやはり財源に必ず結びつくんですね。しかし、すぐにはできないといふ面もありますから、さつきも質問に出ましたが、これらも含めてこれから質問していきます。

今まで一般の納税者が一番不公平税制と言つていたのは、幾つかありますが、医師優遇税制なんといふものもありますね。これはどうでしょう、かなり是正されてきたんですが、この時点で医師優遇税制といふのは不公平の名に値して是正すべきと考えるかどうか、大蔵大臣。

○国務大臣(武村正義君) 個々の措置に対して、今ここで私が価値判断をさせていただくことを避けさせていたしたいと思います。

先ほど総理に対する御質問も、不公平税制はあるのかといふ御質問もございまして、これはやはり納税者の多くがそう感じているものを私どもは優先的に取り上げて議論をしていかなければいけないといふふうに思つていて、長年の沿革がございまして、これも累次改正が行われてだんだん厳し

くされてきているところでございまして、今の時点でこれが是非か、議論は十分にさせていただかなければならないといふふうに思つております。

○野末陳平君 いや、大蔵大臣、ちょっと認識が違ふんで、消費税率を上げるというこの税制改革の前提のような位置づけで不公平税制が論じられたり、行財政改革は当然のことですが、これ不公平税制といふのは今回それほど時間をかけ熱心には余り議論されていないように思ふので、こゝでやらなきゃいけないんです。だから、医師優遇税制七二%まだ残つていふのと、この残つていふのが不公平なのか、これは是正せずにこのまゝいくのが医療制度のあり方全体から見ていいのか、このぐらゐは言わなきゃだめですよ。

○国務大臣(武村正義君) 私どもは、租税特別措置も二百を超える項目がございまして、最終的にどういふ結論になるにしろ、一つ一つこの時期に精査をし、議論をしていこうといふ考え方でございまして。

今医師優遇税制について問われているわけですが、不公平かどうかで私が明確に答えれば、もうすぐにはこれは廃止とか是正という結論が出てしまふわけでありまして、それはどうも単純なものではありません。そのことを政府・与党側としては、この見直し条項を基本にしながら、再来年の九月いっぱいまでにきちと取り組んでいこうといふことであります。

○野末陳平君 今まだ不公平税制と国民の間に、納税者の間にそういう声があること自体を政治としてはとくに解決していかなければならなかつたんで、まだまだ解決すべき課題はありますが、医師の問題もここでは本当は何らかの結論めいたものを言わなきゃいけないんですよ。まあ、それはいいですけれどもね。

じゃ、法人の課税ベースを拡大するようないろいろ引当金の問題とか、法人税法の中の話ですが、これはどうしますか。

○国務大臣(武村正義) 法人税につきましては、たびたびお答えを申し上げておりますように、課税ベースをむしろ広げていきたい、そのことの結果として法人税率は下げる方向で議論をしていく必要があるという認識でございます。

この引当金の諸制度は、もう御承知のように、いわゆる租税特別措置という扱いにはなっておりません。そのことも認識した上で、あえて法人税の今後のあり方の中で議論の対象にしていきたいという考えでございます。

○野末陳平君 法人税のことも後で時間があれば聞きたいので、もちろんきょうだけじゃありませんけれども、課税ベースの問題はそちらに入れ、租特の中ではもちろん聞きませんがね。

それから、租特の中で言うなら、これは新しい不公平かどうかを議論すべきテーマだと思ふんですが、いわゆるお年寄りのマル優ですが、あれもここ数年のいろいろな様子から、果たして今のような枠が本当に必要であるか、かなり豊かになり過ぎたお年寄りにもその枠を認めることがいいのかどうかと、こういう議論が徐々に出てきましたよ。さて、これについてはどうですか。

○国務大臣(村山富市君) マル優制度の今の現状に対して、今御指摘がありましたように、もう相対年金制度もここ充実をされてきておることだし、そういう優遇をする必要はないんじゃないかという意見もある反面、退職金を預金して、そして退職金の利子の加算されていくことを楽しみに年金で暮らしているという方もある。

そういう場合に、一方的に景気の動向によって金利が下げられると、そうするとせっかく頼りにした利子が下がるというように対して、これはもう全く困ったものだと言つて不満を漏らすお年寄りもおられるというふうなこともございまして、両面からいろいろな意見があるので、今のこの優遇税制の額が妥当かどうかというふうなことにしても、そういういろいろな面からやっぱり検討してみなければなかなか結論が出にくいんじゃないかというように思いますので、これは不十分

にやっぱりそういう公平を期すという意味で検討をする必要がある問題ではあるという認識は持っております。

○野末陳平君 自分の意見も言わなきゃいけませんからね。今の枠は妥当だと思います。それは豊かな老人もいる、それから所得の高い人もいるが、それは総合課税という問題の方がむしろ大事であつて、枠の拡大はともかく、縮小は必要ないと思ふんです。

なぜこれを言い出したかという、これが不公平であるという声が一部に出てきて、新聞を見たから、大蔵大臣が枠の縮小、縮減というのをやるような、そういうことをどこかの委員会でおっしゃったように聞いたので、それ誤報であれば問題ないんですが、どうですか。

○国務大臣(武村正義) 私は、枠を引き下げるといひますか、圧縮するようないかに何らかの感触を持った答弁をしたわけではありません。

ただ、少し申し上げたのは、与党の中でも来年の税制改革、改定をめぐってこの租特の問題は議論が始まっておりますが、私たちの党内でもそうですが、枠そのものはそのままにするにしましても、いわゆる所得制限を設けることは一度真剣に議論してみてもいいんじゃないかというふうな主張がございました。そのことは、そういう主張もあるということを紹介したわけでありま

○野末陳平君 それから、消費税の話が出ていますが、消費税のあり方をいろいろ今回も変えて私などが考えていた線にかなり近くなつていますが、やっぱり一つだけ、三千万円の非課税のあそこね、これは諸外国に比べてもかなり甘いというか優遇し過ぎであつて、これについては疑問なんですよ。

ちょっと大蔵省に聞きたいんだけど、三千万円は日本だ、しかしその国では消費税の非課税のラインを大体、大ざっぱでいいんですがどのくらいに引いているのか、ちょっと説明してくれる。

○政府委員(小川是君) 最近の時点で申し上げますと、日本の事業者免税点が三千万円以下に對しまして、イギリスでは四万五千ポンドと申しますから約七百万円ちょっと、それからドイツにおきましては当年の売り上げが十万マルクと申しますから約六百三十万円で、フランスの場合には十萬フランと申しますので百八十万円ぐらい、なおECの指令におきましては、五千ECUという単位だそうなんですが、日本円に直しますと約六十一万円、これ以下のものが事業者として免税になつていくということでございます。

○野末陳平君 制度も歴史も違いますが、単純な横並びで比較するわけじゃないですよ。しかし、やはり一千万円以下が普通ですよ。まあ税率も違いますけれども。

そこで、今回三千万の非課税という免税枠が認められているけれども、これはいろいろ益税を生ずる要因はあるけれども、これもそう思われているという意味では、買物をする消費者に一番わかりやすいというか、密着している部分でもあるんです。ですから、益税のシンボルであるかのごときこれを見送るというのはいくつか、三千万で、事業者数がどうと分けてやっていますが、あの考え方は甘過ぎますよ。せめて二千万円ぐらいに今回すべきであり、これが妥当な線ですよ。本当はもっと下でもいと思ひますよ、比較では。しかし、それは何といつたって事情がいろいろある。ですから、総理、二千万ぐらいにすべきですよ。どうです。

○国務大臣(村山富市君) 今回の税制改革をするに当たりまして、三党の税制プロジェクトの中では、言われる今の消費税の持つておる欠陥についてどう是正するかというのであらゆる角度から真剣な議論をされてきたと聞いております。

その中で、今御指摘のございました三千万円になつておる免税点、これを引き下げるべきかどうか調べるべきかというのでいろいろな意見も聞いた調査もしたいんですけども、それは俗に言われるように益税として残つておる方もあるかもしれ

れない。しかし、二人か三人ぐらいの家族で商売しておつて、そして隣近所の奥さんが買いくる。もう私のところは消費税なんかかけられぬ。周囲を見たら大きな店があつて、そっちの方に客をとられるというので、私の店は消費税はかけていませぬからどうぞ買ってくださいというふうな形で商売している者もある。しかし、自分のところが仕入れるものについては全部消費税を負担しているというふうな実態もあつたりなんかい

ろするわけです。そうしたものを総合的に判断した場合に、仮に三千万円の売り上げがあつて、どの程度のマージンがあるか知りませんが、仮に一割あるとすればこれは三百万円ぐらいしかないわけですから、そういう方々に対して煩雑な事務をかけたりのんかするのちよつと気の毒だなと、こういう配慮もあつたりして据え置かれたんだと私は思ひますけれども、全然検討しなかつたわけではなくて、今御指摘のあつたような面についてはいろいろな角度からも検討し、実態も調査して、今回は見送ろうと、こういう合意に達したというふう聞いておりますので、その点については御理解をいただきたい。

しかし、これは公平ということが一番大事ですから、これからも不断に検討されなきゃならぬ問題だというふうには認識をいたしておることだけは申し上げておきたいと思ひます。

○野末陳平君 余り個別事情にこだわらなから税制を考えるのもどうかという、それには限界がありますから、一応意見だけ言つておきますね。これはかり言つていって時間もなくなくなつちゃうので、大蔵大臣、さっきいわゆる不公平税制の是正、いわゆるですよ、いろいろな不公平がありますから、情緒的な不公平まで含めてありますから、それから補正率の問題とか広いんですが、いわゆる不公平税制を是正することによって財源に結びつくとおっしゃった以上、これをやはりやつてもらいたい。というのは、これからはお金がた

うんですね。先ほどそういう質問もありましたけれども、やはり消費税以外の財源を政府が行財政改革でつくった、不公平税制の是正でつくった、これをきちんとすることがやはり今回消費税を国民に理解してもらう一番大きな理由になると思うんですね。それは大丈夫ですね。

それから同時に、もうこれは自治大臣に聞きませんよ、自治大臣は相対に対しての強い意欲を示されたが、これは自治大臣がやる話じゃないから、やはり大蔵大臣のところできちんと仕上げなきゃならない。これも含めて。

○国務大臣(武村正義) 御指摘いただいたような考え方に立ちまして、政府としても真剣に対応をさせていただきます。見直し規定による見直し、租税特別措置等の見直しという取り組みと、来年の税制改正の中で何をやるかという見直しと、段階的にはある意味では二段階になりますけれども、真剣にこの問題については議論を重ねながら措置をとっていきたく思っております。

○野末陳平君 前回は、行財政改革を何とでも断行してもらって、そこからまたかりのお金を出してほしいということを予算委員会でもお願いした。不公平税制の是正もそういう線で努力していただけたらというので信用していますけれどもね。

法人税、さっき出しましたので、続きを言いますけれども、法人税ですね、今のレベルが高いというのには大蔵大臣もおっしゃったんですが、もう高いと言って澄ましていられない。空洞化の原因の一つにもこれがあつたので、これは何年も前から言われていますがね、日本の法人税率の高さは、基本税率も高い、実効税率も高い。そこで、このままの高率では経済にマイナスであって、これはやはりここで何か近い将来に手を打たなきゃならぬ、こういう気がしますが、どうですか。

○国務大臣(武村正義) 先ほど申し上げましたが、この問題につきましては今後の税制改正の大きなテーマの一つだというふうに認識をいたしております。日本とドイツが一番高いという状況だったかと思えます。これは国税だけでなくに各

国の地方法人税を足して比較すると、もう六〇%近い率になります。やはり税制の国際化といえますか、企業の空洞化、海外へのシフトがだんだん進んできている中で、これは日本経済を守っていくためにも見過ごせない大事なテーマだという認識であります。

○野末陳平君 まさに日本経済の問題なんですね。ですから法人税の減税ということも、一方で課税ベースの拡大などがあるとしても、やはりほっておけない。極端に言うところ、平成九年に消費税を上げる、それまでには何らかの手を打ちたいが、そうすると財源問題も出てくるから、そう簡単じゃないから、これはやれやれと無責任なハッパかけませんよ。しかし、非常に重要な課題であるということだけは言っておきたい。

さあそこで、今までのそういう経済問題、そこへ出てきたのが年金問題なんです。この年金問題はいろんな角度から論じられますが、法人との絡みで言いますと、これは御承知のとおりで、このまま税率が上がっていきますと個人も法人もきついですよ。個人だって大変なきつさで、今やもう所得税、住民税の源泉徴収税額よりもはるかにこちらの社会保障の負担の方が大きいんですからね。となると、このまま上がっていった場合、法人は、これは年金の税率からいって折半ですから、法人としては人件費の一種ですから、この年金税率の上昇による負担を個人も含めて法人が負担できるか、し切れるかどうかというこういう問題が出てくるんですが、どう考えますか、総理。

○国務大臣(村山富市君) 年金というのは、これは申し上げるまでもないんですけども、もう国民皆年金で相当普及をいたしておりますので、どの階層の人にもいたしまして、老後にはこれだけの年金があるからということが唯一のよりどころになつておるといふように、もう年金制度は確立をされてきていると私は思っています。

その年金の給付水準をどの程度に維持することがいいのかというその水準の持ち方と、その水準

を維持するために租税負担でどの程度賄ってもらう、保険料負担でどの程度賄ってもらうことが一番いいのか。これは行革審の答申なんかによりまして、国民負担は五〇%以下におさめるようにしてほしい、こういう答申もいただいておりますから、可能な限り五〇%以下に抑えたいという方向で、今努力もいたしておりますけれども、そういうものだったと私は思うんですね。

そこで、今御指摘のように、厚生年金等の場合には労使が折半で負担するという仕組みになつておりますけれども、一方今度は労働組合の側から言わせると、折半負担でなくて経営者の負担をもっとふやしてくれ、こういう要求もあるような状況でございます。しかし、それは簡単にいくものではなくて、今の五、五で負担し合うことが一番妥当なのではないかというふうに思っております。法人が負担をするその半分の負担がこれから過重になって、税と保険負担が非常に経営を圧迫して苦しくなつてきている、こういう実態があるとするならば、その実態に見合った形で負担をしていただく。そのかわりに給付水準の方をどのように直していくかというように運動してくるものですから、両にらみで考えていかなきゃならぬ問題だというふうに私は考えております。

○野末陳平君 まさに、個人もそうですが、法人の負担もこれはきつくなると。これは想像じゃなくて実際の数字で出てきますからね。となると、やはり国庫負担率というのは真剣に考えなきゃならぬ、こう思つてゐるんです。ただその場合も、例えば今の三分の一を幾つに上げるか。やはり財源というものが必要になってきますよね。その財源がまた消費税となるわけですから、一部では年金のための消費税という容認もあるけれども、そう簡単に言つていいかどうか。さっきの、すべての道が消費税に通ずるといふことになつても安易だと思ふんです。だけれども、やはりこれは法人にとつても個人にとつても国庫負担の問題は非常に大きい。大事だ。

そこで、総理に聞きたいんですが、総理は

かつて本会議でもそういう御答弁なさいましたけれども、国庫負担率をおっしゃったでしょう、国庫負担率は二分の一に引き上げるといふ主張をなされた。あのときは頭にどういふ財源を描いていたんですか。

○国務大臣(村山富市君) 私はずっと社労で年金問題なんか担当してまいりましたから、今の国民年金の実態を考えた場合、これは市町村あたりの窓口で国民年金に携わっている職員の皆さんの意見を聞いてみますと、もう何とか保険料をつないでほしいということと精いっぱいですが、もうこれだけ保険料が上がつたら、二十五年も掛けて、六十五歳からこの程度の年金では楽しみがないから私はもういいというところで、掛け捨てにするような方がだんだんふえてくる。こういう現状を見ていますと、このままやれば国民年金基礎年金を維持していくことは無理が出てくるのではないかと、基礎から崩れていくのではないかと、こういう心配があるものですから、できるだけ国民に最低の保障をするという意味で、基礎年金ぐらゐは可能な限り国が負担をして国民の最低生活を賄うという考え方があつてもいいんじゃないかというので、二分の一ぐらゐにしたらどうかという意見は申し上げました。

その二分の一にしたらどうかという意見のときは、私は、こういう国民年金の現状ですから、国民すべてにこれだけのものは最低保障します、そのためにはこれだけの金がかかるんですから、このかかる金にこの税金は使います、こう言つてはつきり使途を明確にして皆さん方に負担を求めたいけれども、国民の皆さんも納得してもらえないではないだろうか、そんな意味ではそのための目的税を設定してもいいんじゃないかというぐらゐの考え方であつたことは、私も正直に申し上げましたけれども、そういうことでございました。

しかし、これはだんだん人口もふえていきますし、基礎年金の額というの膨らんでいくわけですから、そうしますと、この金が足りなくなるとまたその目的税を上げなきゃならぬというので、

イタチこつこで税金が上がっていく。こういう状況を想定してまいりますと、これもちょっと困ったものだ、こういう気持ちがいましておりますから、そこらへんも少し総合的に判断をして、いい結論を見出していくことが必要ではないか、こういう今心境であります。

○野末陳平君 ですから、野党にすると無責任と言えるけれども、そういうことも考えられるし言えるんですよ。政権につくとそう簡単じゃなくなるという、そういうジレンマというか苦しい胸の内だ。年金目的税という考えもくはないけれども、半端じゃないんですよ、国庫負担率を引き上げることは、あなた政権についてからわかったでしょう。その前は好きなことを言っていたわけだ。

だから、そういう立場の変化で政策を変えるわけにいかないから、私も国庫負担率を引き上げることは大事なテーマだと。財源その他を考えると大変で簡単じゃないが、しかし法人だけに限って言うと、法人が果たして折半で今後十年二十年後までこの年金の料率にたえていけるかどうかを考えると、つらいから、やはりこれから減税ということには至急、その年金の面から見ても大事だ。ですから、大蔵大臣、法人税はやはりかなり減税すべきじゃないですか。

○国務大臣(武村正義) 国民年金基礎年金の法人の負担を考えて、法人税そのものを軽減していくというお話でございました。それも一つの要素になるかもしれないが、私ももう少し全体として、先ほど申し上げた国際化の中ということも認識しながらひとつこの問題は議論を進めていきたいと思っております。

先ほどの答弁で、ドイツと日本が一番高いと申し上げたのはそのとおりでございましたが、六〇%近いと申し上げたのは五〇%近いということでありました。国税だけで見ますと、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、比較いたしますとほとんど違わないというか三〇%前半ぐらいで、日本は三三、アメリカ三三、イギリス三三、

ドイツ三五、フランス三三。問題は地方の法人事業税ですね、これが日本は一六・五、ドイツも一三。こういうものがございまして、合算すると実効税率としては日本とドイツが一番高いという状況であります。

○野末陳平君 地方の事業税が出たから、ついでにそれも触れますよ。

これは事業税をどうするかよりも、先ほど質疑に出ましたけれども、赤字法人でも事業を営む以上は地域の恩恵を受けているので、そこでそれなりの事業税を負担する、こういうようなことから赤字法人への事業税をどうするか。これどうしますか、自治大臣、最後にお聞きします。赤字法人の事業税のあり方を今後どういうふうにご考えておられるか。やはりこれは知恵を使って課税ということも当然考えるべきときに来たのではないかと。それだけお答えをいただきたい。

○国務大臣(野中広務君) お説のような意見が今与党税調の中でも行われておるところでございまして、そういう意見の合意を待っていききたいと思っております。

○釘宮馨君 新生党の釘宮馨でございます。大分県から初の総理である村山総理に、与野党立場は違いますが、こうして質問の機会が与えられましたこと、大変私自身も感激をいたしております。

きょうはテレビも入っておりますので、今我が会派の野末議員から技術論は質問がありましたので、私は国民の皆さん方がやはりわかりやすい議論を期待していると思っております。そういった観点から質問をしたいと思っております。総理にもできるだけ明快に、そして国民にわかりやすく御答弁をいただきたい、このように思います。

五年前の参議院選を思い起こすわけでありますけれども、当時社会党は消費税反対を唱えられて多数の議席を得られたわけであります。きょうこの中にもたくさんおられると思うわけでありますけれども、当時私も自民党の県会議員として総理と相まみえて参議院選を戦ったわけであります。

そのときに私は、我々の子や孫に将来ツケを残さないためにも、今直接税に頼っているこの税率を間接税に振り向けるためにも、何とか消費税を導入することを御理解いただきたいということでの参議院選では訴えてまいりました。結果は、私も大分県でも自民党候補は惨敗をいたしましたわけでありました。しかし、私は今でもこの主張は間違っていないかというふうにおっしゃるわけでありました。

今、その消費税の税率アップを提案する政府の最高責任者としてここに総理がおられるわけでありまして、改めてその御感想を聞かせてください。

○国務大臣(村山富市君) 先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、消費税が創設された当時の国の財政の状況や経済状況あるいはまた国民生活の状況等々、主目的、客観的条件をお互いに勘案し合せて、こういう消費税を導入することに決めたのは反対であるという、当時の野党であった社会党、公明党、民社党すべての野党が一致して反対をしてきたわけです。しかし、多数でもってこれはもう法律が成立をして、現に経済行為の中で、国民生活の中で消費税というものは施行されておるわけです。したがって、昨年七月の総選挙の際には、ここに私は公約を持ってきておりますけれども、こういう公約を申し上げたわけです。

国民生活優先の予算を実現するためにも、安定的な税収確保の体系は不可欠です。資産と所得の総合課税化をはじめとする抜本的な税制改革に努めます。また、八八年の制度改正以来ほとんど手つかずのまま放置されてきたことによる所得税の実質増税構造の解消や、食料品、非課税化による消費税の逆進性緩和など、国民的な要望に責任をもって応えられる取り組みをすすめます。

こういう党としての全体の選挙公約をしているわけですが、私は、この今読み上げました公約に照らして、昨年七月の総選挙で日本の政治は随分変わってま

いりまして、そして今の新生党や公明党等々の皆さんと一緒に連立政権を組むことになったわけですね。その連立政権を組んだときのお互いの政策合意事項というのがありますけれども、その合意事項の中には、消費税の改廃を含めて間接税の引き上げ云々という文言が入っております。それをまた今の連立政権も引き継いだ形で税制改革に取り組んできているわけです。

こういう一連の経過を踏まえていろいろあらゆる角度から検討した結果、この国会に提案をして御審議を願っておりますような税制改革の大綱をつくり上げたということでありまして、そういう経過については御了解をいただきたいというふうに私は思います。

○釘宮馨君 この議論は村山政権ができてからずっと議論されてきたことでもありますので、きょうはここでこれ以上詰めるつもりはありませんが、共産党を除くすべての会派がこの消費税課税を認められたということでありまして、将来の我が国の高齢化社会を乗り切る税体系を今後いかにするかという意味で、議論をする共通の基盤ができたというふうに私は大変喜ばしいことだと思っております。

したがって、今こそ国民の理解を得ながら本場に真剣になってこの税制改革をやらなきゃならぬわけですが、私は今回の政府案を見て非常に残念なことがあります。それは、私どもが昨年与党の時代に、ちょうど今ごろだったと思うんですが、税制改革議論を真剣になら行っておりまして、その当時は社会党も一緒にあったわけでありました。そのときに私は常に、消費税を例えれば何%にする、それであれば福祉はどれだけ皆さん方に給付をしますよ、サービスを準備しますよということを明確に出さないと、少なくとも国民はこれについては納得してくれませんよということを言っていました。あわせて行財政改革もやって、そして血を流すことを我々もするんだということも言わなきゃいけないということも言わしていただきました。

しかし今回の政府案を見ますと、結局、これから検討するとか、それから慎重に国民の声に耳を傾けるとか、非常に耳ざわりのいい言葉が続いておるわけで、確かな福祉ビジョンということを示してない。また、行財政改革の明確な姿も出てきてないわけであります。二年後にこれを見直すというように言うわけでありますけれども、どうもこのこと自体は私は国民は理解ができないのではないのか、そのように思いますが、総理はこれで国民の理解が得られると思いますか。

○国務大臣(村山富市) 既にゴールドプランというのはいくらもつくられておるわけです。そのゴールドプランに基づいてこれまでずっと福祉行政政策は進めてきているわけです。しかし、改めて各市町村に保健福祉計画をつくっていただいた。それを厚生省が全部集約をいたしまして、それを踏まえた上で改めて新ゴールドプランを作成しよう、こういう段取りになっておるわけです。しかし、新ゴールドプランができるまで福祉政策は進めないのか、やらないのかといえそうではない、これはもう予算にも計上してありますように、不断に必要なものについてはやっていますおるわけです。

ただ私は、極めて残念でありますけれども、政権を預かってからまだ四カ月しかたっていないです。したがって、これまでの政権のやってきたことを引き継ぎながら新ゴールドプランをつくるという計画もありますから、その新ゴールドプランがつくられることを急がせながら、どれだけ医療や年金や福祉、特に介護等に財源が必要なのかということもきちっと計算をした上で、責任を持ってお答えできるような中身のものにすることが必要であるというので、その程度の期間はやっぱり必要ではないかというので、八年の九月までには結論を出したい、こういうふうに申し上げておるわけであります。

しかし、その間何もしないかといえればそんなことはない、これは徐々にやっばり重要度は増してきているわけですから、したがって今度の税

制改革の中でも、平成七年度には一千億円、平成八年度には二千億円、そして消費税率を引き上げるときの平成九年には四千億円の老人福祉のための予算を計上していこうという枠も決めて推進をするような配慮もいたしておるわけでありますから、その点についてはよく事情がわかっていただければ私は皆さん方にも御理解がいただけるのではない、こういうふうにご考慮をお願いします。

○釘宮馨 総理はそういうふうにおっしゃいますが、国民は必ずしもそういうふうにおっしゃってない、私は思うんです。それは結局、来年は選挙の年ですよ。特に消費税に反対をされた参議院選挙、つまり皆さん改選期でありますから、この人たちが選挙を戦うときに、これ以上税率をアップすれば選挙が戦えないという読みがあるのではない、こういうふうにご考慮をお願いします。

今回小選挙区制度が実施されるわけですからけれども、とにかく選挙が終わった後、やれ公共料金の値上げだとか税率アップだとか、そういうような問題がまたぞろ出てくるんじゃない、選挙の前にはっきりと我々はこうするんだということを明確に公約をして、それを国民に選択させるという姿に私はしていかなきゃならないと思うんです。

そうすれば、今回の税率アップというのは、ただ直間比率の問題で所得減税をやるといふことのみで二%という数字を挙げることによって、細川政権で七%という数字が出たために、それよりは値切ったというふうなことで選挙をより有利に戦おうというふうなことがあるんじゃないのか。その辺、私は非常にこういふ姿というのはこれからの姿としてはよろしくない、このように思っています。

したがって、できるだけ早い時期に新制度によってこの税制の問題をそれぞれの立場を明確にして選挙を行うべきだというふうに私は思います、どうですか。

○国務大臣(村山富市) きょうは、この委員会ではテレビで放映されて国民の皆さんが見ていますから、私はお互いに議論は議論として国民の皆さんにわかるようにした方がいいというふうに思うんです。

今、正直に申し上げますと、来年七月に選挙をされる皆様は、前回の選挙のときには今あなたがおっしゃったように消費税反対ということをお訴えて当選をされた方がほとんどなんです。そういう改選をされる議員の皆さんのことを考えた場合、ここで消費税率を上げるといふことは、これは大変厳しいことだということもかみしめながら私も考えてまいりました。それは、その方々の心境を考えた場合には、もうこれは選挙はできないよというぐらゐの私は心境にはなっていると思います。したがって、言われるように、選挙があるから税率はこの程度にして、選挙が済んだらまた上げるんじゃないかとか、そういう安易な政治的な気持ちでやったものでは決まてないということだけは正しく受けとめておいていただきたいと思うんです。

これはいろんな角度から計算をしてみても、ぎりぎりこれだけのことをするにはこれだけの金がかかる、だからこのことは国民の皆さんも御理解がいただけるんじゃないかというのを真剣に議論しながら、そしていろいろな団体の皆さんの意見も聞いた方がいいんじゃないかという結論であって、そんな安易な政治的な判断でもって決めるようなことは絶対にやったことではない、そんなことはできないというこの責任だけは私は明確に申し上げておきたいと思っています。

○釘宮馨 今の総理のお言葉を私は素直に受けとめることはできません。なぜならば、福祉の財源について与党福祉プロジェクトというのは、七月に村山政権ができてからずっと議論をやってきた、例えば福祉の問題については、今それぞれ介護老人を抱えた人たちは大変だということも十分に理解した中で、新ゴールドプランというものを、ついても与党福祉プロジェクトはここにちゃんと

報告書を出していますよね。にもかかわらず、ここに「財源のめどが立たず、やむを得ず白紙要求となつたところである。」というようなことが書かれてあるわけですよ。

要するに、必要性は認めておるにもかかわらず、やむを得ず白紙要求となつた、しかも財源のめどが立たないというように言っているわけですよ。これは本当に責任ある政治をやるとするならば、私はそこで議論をして明確に出すべきだというふうにご考慮をお願いします。

○国務大臣(武村正義) 今御指摘の新ゴールドプランは、素案として福祉プロジェクトチームに厚生省が出したものであります。釘宮委員おっしゃっている福祉全体の展望、財源の議論が一番基本であります。新ゴールドプランはその一部です。さらに年金問題については、先ほど議論がありましたように、二分の一にするかしないかという選択なんかも大変な議論です。片方、もう一つ医療の問題もございします。そういう全体の議論をしっかりと詰めていこう。

おっしゃっているように、国民福祉税のときは、それは議論を全然せずにほんとに発表になってしまった。そこはやはり我々は深く反省をすべきだと思います。その後、細川政権、羽田政権と続きましたが、六月に、羽田政権のときに当時の与党の税調が答申を出されておりましたが、そんな福祉に対して数字の面からきっちり締まった答申は出されておられませんし、税率についてもそこは答申全体はばけておられます。そういう議論で旧連立与党もなかなか税率の問題と福祉の数字の問題はきちっと詰まらなかった。そういう中で村山政権がスタートをして、わずか二月であります、議論をしてこういう集約をさせていただいた。今回は五%です、一体処理をお願いしよう、そのかわり見直し条項を置いて、二年間真剣にこういう大事な問題をこれから議論を詰めていこうという大案というのが私どもの考え方でございます。

○釘宮馨 もう時間がありませんので、今の議論についてはまた後に譲りたいと思いますが、昨

年の七月、細川政権が誕生をしました。その際に国民は、政治が変わる、政治が本当におもしろいというふうに言われたわけでありましたけれども、最近では国民の政治に対する無力感がまた増大してきていると言われています。

その原因は、国民の意思で昨年の七月に総選挙でつくった細川政権以後、国民が全く参画しない中で永田町だけで政治家がくっついていたり離れたりして、そして総理が次々とかわっていった。これは私も含めた政治家が大いに反省しなきゃならないと思うわけでありまして、過渡期でありまして私にはこれはやむを得ないと思えます。しかし、そうであるならば、国民が今世紀初め政治意識に芽生えてきたこの時期に、私はもう一度総理にお伺いしますけれども、いち早くこれは信を問うべきだというふうに思っていますけれども、そのことについて最後にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 国民が選挙前に想定していなかった政権だということに言われれば、これは細川政権もそうですし、羽田政権もそうですしね。

○釘宮警署 いや、違います。細川政権は違うでしょう。

○国務大臣(村山富市君) いや、同じですよ。だけれども細川政権ができたと思って選挙したことはないですよ。

○釘宮警署 同じじゃないでしょう、あれは。非自民ができるということについては……

○国務大臣(村山富市君) いやいや、そんなことはない。ですから、そういう意味からすれば私は同じだと思いますよ。ただ違うのは、政治改革をやってほしいという国民の期待にこたえて小選挙区制度という制度がこの国会で成立すれば、初めて制度が変わるわけです。したがって、変わった制度の中で信を問うて政権をつくるのが妥当ではないか、こういう意見は私はあると思います。しかし、それだけでもって選挙ができるかとい

えば、やっぱりそれは空白をつくるわけですから、今のうちに緊急の課題を持っておったり、内外に大きな課題を抱えておたりするときに空白をつくることはいいかどうかという判断もする必要がありまして、同時に、やっぱり国民の選択を受ける以上は、ある程度の政局の展望も開いて、そして国民が選択できるような条件というものを作りたいというふうな判断が必要ではないかというふうな考えから、今のところ解散というものは考えておりませんということを申し上げます。

○星野朋市君 村山総理、大変御苦労までございました。

時間がございませんで大蔵大臣に端的にお尋ねをいたしますけれども、今度の税制改革によって消費税率が二%上がる。これによって国の税収は幾らふえますか。

○政府委員(小川是君) 消費税率引き上げの実施は平成九年の四月からでございますが、そのときの経済まではわかりません。そこで、平成六年度ベース、現在のところですが、で申し上げますと、消費税率一%当たりで約二兆四千億円の増収。したがって、二%、半分は地方消費税でございますが、国民負担から考えますと約四兆八千億円。ただし、このうち約七千億円は国や地方公共団体が払う消費税が国や地方公共団体に入ってまいりますから、いわゆる国民負担として見ますとネットでは約四兆一千万円、このように試算をいたしております。

○星野朋市君 その四兆一千万円の増収に對しまして、要するに、支出の面では極めて整合性のある単年度の歳入歳出、これはでき上がっているわけですね。その中に、減税が先行しますから、つなぎ公債のいわゆる償還分というのが五千億計上されております。これは何年かかって償還するということ計算になっておりますか。

○国務大臣(武村正義君) 一般の国債は六十年でございしますが、こうした性格でございしますから、なるべく早く償還をしていこうという考え方で二十年でございします。

○星野朋市君 異例の長さなんです。建設国債は六十年ですからよろしいんですけども、いわゆる赤字国債が二十年というのはかなり長い期間で、これが私に問題だと思っております。

実は、そのほかに大蔵大臣にお尋ねしたいのは、今年度の経済成長率二・四%、今は四一六の分しか出ておりません、七一九は多少少し上がると思いますが、二・四%達成は可能だと思っておりますか。

○国務大臣(武村正義君) これは経済企画庁の担当でございしますが、一三が割合よくて、四一六がマイナスになりました。まだその後が見えておりませんが、最近の経済のさまざまな指標から見ると、おっしゃるとおりプラスになると私は予想をいたしております。

年全体を通じてどうなるかは、さまざまな研究所とかエコノミストが今予測をいたしておりますが、まあ一と二の間ぐらいの意見が多いようには何ておっしゃるが、役所としては、大蔵大臣としてはここでフォーメーションを見直しを申し上げる用意はありません。

○星野朋市君 政府の公式な中期にわたる、長期といいますが、中期にわたる経済成長は実質三・五%、名目五%なんです。この数字はまだいじられておりません。

そうすると、ほかの指標は実はこの実質三・五%成長というぐきから逃れられない。エネルギー計画もそうですし、労働政策もこれから逃れられない。この数字によっていろんな制約が出てきてしまう。実は、大蔵省の中期の財政計画はこの数字によっておるわけですね。

○国務大臣(武村正義君) 毎年度の経済見通しに加えて、御指摘のように経済計画がございします。生活大五カ年計画とも申し上げておりますが、これは名目五%、実質約三・五%を目指しております。まして、このことがその後の政府のさまざまな計画の一つのベースになっていることも事実でござ

います。

しかし、御承知のようにバブルの頂点で議論が行われてつづられた五カ年計画でございしますから、昨日私も閣議でこの改定の発言をいたしましたところでございますが、そういうさまざまな政府の計画にも影響を持っているという意味もございしますし、国民がこれからの日本経済はどうなるんだらうと一番真剣に考えていただいているこのテーマに対して、やはり政府がここで新しいさまざまな経済諸情勢を基本にしながら経済計画をつくる必要があるという考え方に立ったからでございします。

今御質問の大蔵省の財政中期計画も、私は細かい数字の根拠は知りませんが、恐らく経済五カ年計画の影響がないとは言えないというふうに思っております。

○星野朋市君 この中期計画では名目成長率五%、さらに税収は弾性値一・一というのを掛けて見積もっているわけですね。弾性値一・一というのは、今までの歴年の結果を見ますと大体一・〇九幾つという数字ですから間違いないんですが、そういう形で税収の見積もりがずっと出ているわけですね。

それで、歳出、これは公債費を含めて中期の計画を見ますと、今年度は多分二・四%、それでよろしいんですけども、来年度は実は要調整額というものが八兆円ぐらいあるんですね。そして、八年度も八兆円ぐらいになっていると。要調整額です。これは歳入歳出の差額を出しただけであって、公債でもって埋めるのか、その他大蔵省特有のいろいろなやりくりによってこれは調整するのにかという問題はありますけれども、名目五%の成長に一・一という弾性値を掛けて税収の見積もりをしておりますから、これが今の状態だと完全に歳入不足になることは明らかです。もともとそれだけの高い数字を見込んで、なおかつ要調整額が八兆円も二年続けてあると、こういう状態では、これまたやりくりがつかなければ赤字公債を発行せざるを得ない、こういうことになると思うんで

すが、大蔵大臣はいかがお考えですか。

○政府委員(伏屋和彦) お答え申し上げます。今先生御指摘のように、財政の中期展望におきましては、要調整額、今おっしゃられましたように、算出いたしました歳出と歳入の差額を計上しているわけでございます。

この調整額といひますのは、結局、毎年度の「歳出の削減又は歳入の増収措置によって調整されるべきものである」というぐあいに記されております。したがって、歳出歳入両面における毎年度の予算編成においてこれは調整していくというものでございます。

○星野朋市君 それはわかつているんですが、もうやりくりがつかぬでしょうと私は申し上げているんです。

それで、要するに大蔵省の歳入の主たるものは個人の所得税、これは大体目測どおり入っている。一番問題なのは法人税、印紙税それから有価証券取引税、これが見込みよりもずっと少ないんです。大蔵省は、景気に左右される収入というものはできるだけ低く抑えて、そういうことに左右されない間接税をもって歳収の大部分を補うと、こういう思想だと思ふんですが、この点に關してはいかがですか。

○政府委員(小川是憲) 事実として申し上げますと、確かに法人税の税収というのは景気によってよく振れます。振れますが、長い目で見ますとかなり経済の伸びに対して安定的でございます。有価証券取引税とかあるいは相続税、個人の所得税の中でも土地の譲渡所得税といったようなものは、いわゆるバブルの時期に一時だけ大変大きく上がりました。したがって、そういうものが取り戻されて、長く十年、十五年を見ますと、委員がおっしゃられたような形で経済とある一定の関係で大体長い目で税収は入ってまいります。大変変動する税が税体系の中に入っているから、それをより減らして安定的な消費税にする、と、そういった目的で消費税の議論をお願いしているというよりは、やはり税体系というのは、いろいろな税の組み合わせによって変動するものも

ございますし、非常に安定的なものもございす。その組み合わせによって税というのは税構造をつくっておくということが重要であると存じます。

もとより、所得税と消費税の場合には、消費税の方が景気に對してより安定的であるという特性は持つておりますから、その税構造がより安定的になる結果をもたらすことは事実でございます。ただ、税収構造を安定化するという目的だけで消費税を御議論いただいている、あるいは御提案をされているということではございません。

○星野朋市君 経済成長率はここら辺でかなり曲がり角に至つておる。大蔵大臣が昨日閣議で報告されて、新経済計画をつくるというのをもそこに見点があらうと思ふんですが、私は今までのような形の延長線上で物を考えることは間違つていふと思ふ。

最後にお聞きしますけれども、今度の税制改正の中に見直しという条項が入つておまして、見直しというのが法律になるのは非常におかしいんですが、この見直しの内容について総理とそれから大蔵大臣の見解に私は多少の差があると思ふんですが、この内容についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(武村正義) 見直しの内容については、もう法律で明確に見直し項目も挙げてあるわけでございます。社会保険にかかわる福祉、それから行政財政改革、それから租税特別措置の是正、それから消費税にかかわる課税の適正化、財政状況と華がつておりますから、この点では総理と違ひは全くないと思つております。

○国務大臣(村山富市) 今、大蔵大臣から答弁がありましたように、附則の条項というのはちゃんと法律に附則をつけて決まつておるわけですから、決まつたことを忠実に実践していくという意味で大蔵大臣と違ひはございません。

○星野朋市君 終わります。

○白浜一良君 本題に入る前に、最近の金融問題につきまして二点だけ確認をさせていただきたい

と思ふわけでございます。

御存じだと思いますが、一つは、最近よく言われております金融の空洞化の問題。私もこれは書物で読んだ知識でございますが、日本株の取引がロンドン市場で東京証券取引所の売買高の二三%も取引されているという実態があるわけですね。

〔委員長退席、大蔵委員長西田吉宏君着席〕
それから、東京証券取引所に上場している外国企業、これはピーク時が百二十七社、今は二十社減つて百七社、金融の空洞化という一つの事例の現象面でございますが、叫ばれているわけでございますが、総理と大蔵大臣、この現状をどのように認識されているか、まずお伺ひをしたいと思います。

○国務大臣(武村正義) 御指摘のように、最近、産業の空洞化の言葉と並んで金融市場の空洞化というふうな言葉が使われるようになりました。東京はロンドン、ニューヨークと並んで資本市場における世界三大市場の一つと言われてきたわけでございますが、東証外国部における上場企業数が少し減り始めていふということや、ロンドン市場での日本株取引がふえていふというふうな現象をとらえて資本市場の空洞化というふうな言い方がなされてきているわけでございます。

率直に今大蔵省もこの状況を調査し分析をいたしているところでございますが、調べてまいりますと、必ずしも一様に空洞化という表現が本當に正しいんだらうかと。一番大きい背景としては、全体としてやはりこういう資本市場、証券市場の国際化というふうな流れがございます。ロンドン市場で日本株の売買がなされて、それは結果的にはほとんど日本の証券会社を通じて、あるいは日本の証券会社にはね返ってくる取引になりますから、ほとんど取引の面では影響がないという見方もあるわけでありませう。

○白浜一良君 そうじゃないというの
○国務大臣(武村正義) そうじゃないというの
は、ここの取引が単純に向こうヘシフトするからマイナスイなすんですけれども、たまたま株の場合

はディラーの関係でそういう現象になるんです。また、東証の扱いが減つてきているのもいろいろ精査して調べております。確かに減つてきております。これをどう見るか。

日本の証券市場全体が最近は一億二億株前後ぐらいでございますが、あのバブルに比べれば本當に数分の一、あるいは極端に言えば十分の一ぐらいにダウンしています。そういう状況に對しては外国の企業も扱ひ量が減つていふ、あるいは数が減つていふ、こういう現象ととらえることもできているわけでございますが、何かどんどんもう逃げていっている、空洞化しているというふうな全部をとらえるのはどうだろうか、分析の結果、こういう議論をしているところでございまして、いろんな複雑な要因が絡み合つていふことを私はあえて申し上げておきたいわけでありませう。

しかし、この現象面、まだ始まつた状況かもしれないんですが、ここは重視をして、どういう対策が必要なのか、これから私どもは真剣に考えていかなければいけないというふうな思つております。

○国務大臣(村山富市) 大体問題点は今大蔵大臣から御答弁があつたとおりだと思ひますけれども、御指摘のありましたような現象というものもこれは見逃し得ない事実であります。しかし、それは単純にそれだけでなくて、その背景には複雑な要因もあるというふうなことは思ひますけれども、そうしたもう一つのことを十分検討した上で、真剣にやっばり対応していく必要がある問題だという認識は持つております。

○白浜一良君 複雑な要因がある、それはあるでしょう。あるでしょうけれども、東証の取引高が減つていふのは、これはやっぱりお金の流れというのには景気、経済に一番シビアなんです。だから、先ほどもいろいろ研究しておつたやいまだけれども、いろんなことを指摘されている学者とか評論家の方がいっばいいますけれども、これはやっぱり重大な問題として大蔵省としては扱つてもらわなければ困ると思ふわけでございます。

そこで、いろんなことをおっしゃっている方がいますが、二、三点ちょっと内容的にお聞きをしたいわけですが、一つは、東京市場はデリバティブが弱い、こういう指摘があるんですね。日本のいわゆる都銀、長信銀、信託、総資産の一・八倍、東京でのデリバティブの取扱高というのとは、ところが、ニューヨークでは上位十行で平均して資産の十四倍と。非常にこのデリバティブが弱いという指摘をされている点があるわけですが、この点はどのように認識されますか。

○政府委員(西村吉正君) デリバティブ取引の国際比較というのはなかなか難しいところだと思いますが、正確な統計がないのでございませうけれども、御指摘のように、我が国の金融機関を初めとする市場参加者が、欧米の市場参加者に比べてこういう手法の活用がまだ少ないという御指摘は十分承知しております。

ただ、これは経営に当たる人たちの判断あるいは日本の金融機関等のそういう分野における特長の程度という非常に難しい問題でございまして、必ずしも行政としてどうするかということにはなじまないかもしれませんけれども、私どももこの問題には重大な関心を払って、こういう問題も含めましてたまたま金融制度調査会で検討も始めたところでございます。

○白浜一良君 その程度の答弁でございませうが、もう少ししっかりしてもらえないと困りますね。

それからこういう指摘もあるんですよ。東京市場は午後三時半にクローズしてその後余り売買に積極的でない、こういうこと。また、正午から午後一時までは昼休みになっている、だから外国の市場から連絡がつかない金融機関もあるんだと。その点、香港とかシンガポール、そちらに随分流れているんですが、非常にいいという面で向こうに流れている要素もあるんだと、こういう指摘もあるんですが、この点はどうですか。

○政府委員(加藤隆俊君) お答え申し上げます。委員御指摘のように、東京外為市場では市場参加者の間の自主的な慣行といたしまして取引時間制が採用されております。このような制度は現在世界の主要市場では例を見ないものであることから、そのあり方を見直してどうかという動きも最近市場参加者の間にございまして、大蔵省といたしまして、市場関係者の間の自主的な取り組みを関心を持って見守ってまいりたいと存じております。

○白浜一良君 それは自主的にいろいろされるのがいいわけですが、こういう問題こそ大蔵大臣どうですか、もっとしっかり商売せいで。金融市場の国際化とさっきおっしゃったでしょう。そういう意味ではやっぱり国際レベルに直したらどうだと、そういう面でも善意の御相談をされたらどうなんでしょうか。

○国務大臣(武村正義君) 委員の御指摘もあって、これはぜひ真剣に内部で検討をして、関係の機関とも相談をさせていただきたいと思っております。

空洞化と言われる中には、もう恐らくその論文にも書いてあると思いますが、日本の社会経済全体にわたってあるさまざまな状況といえますが、人件費の問題とか、英語がなかなか通用しにくいとか、翻訳に大変手間も金もかかるとか、地代、家賃が高いとか、プラス有取税の問題や取引所の手数料の問題とか、そういう問題と一体として今の問題も当然指摘されるべき一つの問題だと認識をいたします。しかし、これはやる気を出せば法律改正を要しない問題でございまして、真剣に検討をさせていただきます。

○白浜一良君 今おっしゃいましたけれども、この有取税、これは何年か時間をかけてもう一度いわれる検討し直すというのか、確かに今大きな税収の財源になっているんですね、現状では。けれども、世界の制度と比べると、日本がこういう税金が特殊にあるということが一つの大きな阻害要因になっているということも指摘されているわけ

で、もう少しきちっとした期限を決めて検討するというようなことはないでしょうか。

○国務大臣(武村正義君) 今の段階で有取税をなくするという考えは持っておりません。ただ、今も指摘をいたしましたように、日本の市場をめぐるさまざまな条件、やはり国際比較も必要であるかと思ひますし、有取税がないから非常に市場がにぎわっているということでもないようでございます。単純に一つや二つの問題だけで全体が大きく変わるというふうな発想をとるわけにはいきません。ただこれは、税としてはやはり数千億ぐらいの貴重な大蔵省の財源でございまして、そういう中でやはり判断をしなければならぬというふうに思っております。

○白浜一良君 それは、こういう大きな税収ですから簡単に云々かんぬんするわけにはいきませんが、やっぱりそういう経済の活性化ということも、金融市場の活性化ということも非常に大事なテーマでございまして、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

もう一点きょうお伺いしたいのは、銀行金利が自由化になりました、最近話題になっております城南信金のいわゆる懸賞金つきの定期預金、これがいろいろ波紋を呼んでいるわけでございますが、預金者にとって今大変な人気がある、こういう報道がされております。

それで、これは新聞報道でございまして、日銀の三重野総裁は、金利のつけ方や商品内容を金融機関が工夫するのは自然の流れではないかと非常に理解を示したお話をされているわけでございますが、いろいろ全信協なんかも非常に複雑なそういう感想を述べていらっしゃるわけで、これは当局としてはどういうふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(武村正義君) この問題は、やはり金融機関の公共性ということをしつかり踏まえなきゃいけないという認識がまずございまして、そういう公共性を持った金融機関における預金と懸賞のあり方、懸賞であれ何であれ、自由化さ

れた状況の中で金融機関の間に競争が促進されることは大変いいじゃないかという見方も確かに一部ございまして。しかし、本来競争すべきは、金利の自由化の時代でございまして、金利その他本来の金融サービスを中心に競争が展開されるべきだという主張も当然ございまして。

大蔵省としては、率直に言って今回の動きは戸惑っているわけでありまして、しかし戸惑っているだけでは済みません。省内で有識者も含めた議論の場をつくりながら、真剣にこの問題を今検討いたしております。

金利サービスそのものに入っていくような懸賞制度であれば、これはもう法律に違反するということでありまして、これはもう認識でございまして、今後いろんな形の競争が生まれてくるかもしれない。しかしそのことが、先ほど申し上げた公共性を一番たつとねばならない金融機関本来の金利を中心とした金融サービスそのものの競争よりもそっちの方が目立ってしまう、金融機関の体質そのものをゆがめてしまうというふうなことがないようにしたいかなければいけないというふうに思っております。

○白浜一良君 その原則論はよくわかるんですが、日銀総裁はそういう範囲内だと、この城南信金の場合は、そういう範囲内だと、多分これは日銀総裁の判断だと思ふんですよ。

私はそういう意味での判断を伺っているんで、原則論はよくわかっていらっしゃるんですけども、この具体例をどう思われるかということをお聞きしたいわけなんです。

○国務大臣(武村正義君) 今回の懸賞は私どももその範囲内である、当然その範囲内であるはずだというふうには思っております。ですから、違法性云々の話ではないと思っております。今、私があえて申し上げたのは、これから自由化の時代に入っていきますからこういう動きがいろいろと触発されて出てくるかなと、そのことに戸惑いを感じながら、しかし真剣にこの事態を見詰めているということでありまして。

○白浜一良君 今回の税制改革の内容に入りたいわけですが、これはいろいろ衆議院から引き続いて論議されておりますが、いろんな面から私どもは非常に中途半端だという実感を持たざるを得ないというところでございまして、もう時間がございせんが、何点か伺いたいと思つてます。

一つは、六月二十九日の現与党の三党合意、この内容を見ましても、要するに税制改革の前提として行政改革を断行するんだ、このように書いてございまして、大蔵大臣が五月十三日の衆議院本会議の代表質問でも、行政改革なくして税制改革なしということ強く訴えたいと、当然そのときはそういうお立場だったんでしようが、こういうふうにおっしゃっている。

しかし、今回の税制改革、具体的に案が出てくるわけですが、実際行政改革をやるのと決意は述べていらつしやいます、具体的なことは何も出ていないわけ、スケジュールが多少出ているぐらいで、これも特殊法人のことだけですか。だから、そういう具体策がないんじゃないか、やっぱりこういう批判を受けてもしようがないと思ふんですね。

大蔵大臣、みずからのこの代表質問での発言もあるわけですが、どうでございませうか。

○国務大臣(武村正義君) 行政改革と税制改革の關係につきましては、基本的に今も同じ考えであります。特にこれからの税制改革の基本は、やはり日本の高齢化社会の進展、それに伴う福祉の財政需要にどう税制が対応していったらいいのか、ここに一番大きな問題があると私は認識をしてまいりました。これは恐らくどの議員も、国民の多くも共通の認識だろうと思つております。

私も三党の議論もそこから始まったわけですが、年内税制改革実現という一つの旧与党の目標であり、新村山内閣も総理みずからが年内実現に努力いたしますと、こうおっしゃったことを重んじながら、どう短時間で全体を整理してい

くかということになったわけでありまして。

その結果、非常に中途半端と一刀両断におっしゃっていただきますが、そういう中でまずは減税対応を基本にした五％の一体処理を提案させていただく。しかし、これでは我々も行政改革の具体的な成果はまだ示すことができておりません。同時にまた、将来の福祉需要に対しても明確な数字の議論が詰まっております。そのことは十分認識をしております。税率を、今回も五％と上げるのを留保して、そしてむしろ今回は分離にして、一年ぐらい置いてから決めようかという主張も随分あったんです。それではしかし年内実現の約束にもとめてはならないか、また租税法主義の責任論からいっても、非常に先延ばしするようなそういう姿勢に見られるのではないかと。

そういう論議の中で、やはり今回はとりあえず三・五兆円対応、最終的にはそれにプラス五千億円の福祉財源を見つけてございまして、そのことを基本にして五％の一体処理の案を御提案申し上げております。しかし、附則にはつきりそのことを書いて、行政改革や福祉の問題はこの二年間でさらに精力的に詰めて最終の整理をしていこう、こういう考えにまとめたさせていただいてるわけですが、恐らく羽田政権が続いていても、細川政権が続いていても、こういった数字をその短時間で明確に示すことはできなかったんではないか。事実、六月いっぱいとの与党の立場では、当時の与党のまとめがございまして、そこでは明確な数字が上がつていないことを考えますと、私も私もそう思っております。

○白浜一良君 総理に具体的に伺いますけれども、これは特殊法人に限って申し上げます。十一月二十五日まで所管の法人の見直し状況を総務庁に中間報告する、こうなっております。それで、この二十五日の中間報告で余り芳しいという報告がなかったと、今いろんな案を省庁に振っているわけですから、この中間報告が総理から見られては十分じゃない、こういう判断をもしされた場合は、そういう総理のリーダーシップを

ずつとつけていかれますか。

○国務大臣(村山富市君) 総務庁長官からそういう目標を各大臣に指示をいたしております。私の方からは、この年度内に特殊法人については見直しをして結論を出す、そのためにそれぞれの省で決意を固めて取り組んでほしいということを強く要請をいたしております。そのとおりに実践されるものだと、私はそういうふうに思っております。

○白浜一良君 ちょっと違ふんですけれども、いいですわ。中間報告が出て、内容が不十分だと思つたらそういう指導性を発揮されますかと私は聞いていただけであつて、やめます、それはもういいですわ。

それで、非常に具体的なことを聞いて恐縮なんです。先日もこれもマスコミ報道されていたんですが、特殊法人の役員になられていた方、これは非常に天下りの人も多いわけですが、三年間で二千万のいわゆる退職金が出てくるケースがあるらしいんですね。三年間で二千万、多いか少ないかは非常に判断は難しいと思う。難しいと思いますが、国民の目から見るとこういう実態というのはどんなふうに見えるかと総理は思われませんか。

○国務大臣(村山富市君) これは決して国民感情としてはいいものではないだろうというふうに私も認識をいたします。

そこで、特殊法人の役員について、昭和五十四年の十二月十八日に閣議了解で役員選挙基準の運用方針というふうなものも決めてやっていると、これは以前からずっと問題になってきている問題であるというふうに思いますので、そういうことも含めて私もやはり見直しをする必要があるというふうに考えて、今検討をやっているところだというふうに御答弁を申し上げたいと思ふんです。

○白浜一良君 ちょっと具体的なケースを私聞いてるわけ、この二千万の方の話を聞きましたけれども、もう一つは、各法人によりまして在職

年数に比べて退職金の額が物すごく違ふんですよ。それは固有の歴史があるから違ふというの自然なんです。政府関係のそういう団体だという面から見れば、それは極端な差があるのはまづいんじゃないかと、国民から見ても、なぜだろうと。要するに、実入りのいい団体と実入りの悪い団体があるのかと素朴に国民から見ても思わざるを得ないものがあると思う。この資料から見ましたら倍近く違ふところもあるんですよ。この辺ももう少し、それこそきちっと国民から見てもわかりやすいように指導される必要があるんじゃないかと私は思ふんですが、これはいかがですか。

○政府委員(伏屋和彦君) お答え申し上げます。

特殊法人の役員は、いわゆる特定された任期以内において法人の経営に対して重要な責任を負うという意味で、民間企業の役員と同じような性格を有しているわけでございます。そういう意味で、それぞれ支給水準につきまして、民間企業役員の退職の支給水準との均衡にも配慮して決定しているところでございます。特に、具体的には昭和五十三年度におきまして、民間企業役員の退職金実態調査の結果に基づきまして約二〇％の引き下げが行われまして、現行の支給水準は、それぞれ勤務期間とかいろんな状況がありまして、一般的に民間の企業役員の退職金の水準と比較いたしまして決して高いものではないと考えております。

○白浜一良君 私はそんな聞いていないんですよ。高いか低いか、それは国民から見たらどうだと私は先ほど聞いただけの話であつて、それはいろんな判断がある。だけれども、単なる民間団体だったらいいますよ。政府関係の特殊法人ですよ。それでこれだけばらつきがあるというのはいかしくないじゃないかと、このことと私言っているわけ、もう少しきちっと整理すべきじゃないかと、総理、そういうことを私言っているんですよ。

○国務大臣(村山富市君) 私が実態を正確に認識しているわけじゃないから、今ここで軽々

に答弁はできないと思ひますけれども、しかし言われている意味は一般論として理解はできますし、これは与党がつくっておりまうプロジェクトチームの中でも、見直しをして検討すべき項目だといふ今検討もされておるところでありますから、こうした趣旨も踏まえてさらに検討を進めてまいりたいと思ひます。

○白浜一良君 よくわかりました。今いろいろ検討されている中にもテーマとして入っていると、そう理解します、おっしゃられましたからね。

時間がありませんが、最後、ゴールドプランのことでいろいろきょうも議論されておりますが、大蔵大臣、来年一千億、再来年が二千億上乗せされますね。これは要するに従来のゴールドプランの上乗せ分と、こう考へていいわけですか。そうですね。

○国務大臣(武村正義君) そういう理解もあるかもしれませんが、幸い、御承知のように今地方があれは保健福祉プランを挙げていただいております、その状況をにらんで厚生省が最終的には判断をしていくことにならうかと思ひますが、ゴールドプラン、新ゴールドプランに当然かわる内容でございすけれども、私どもは即新ゴールドプランという認識はとらないで、とりあえず来年は一千億、再来年は二千億という金額をこの消費税施行の一つの前提として予算的に配慮をしていくという決意をいたしているところでございす。内容的には特別養護老人ホームとホームヘルパーに焦点を合わせていきたいと思ひています。

○白浜一良君 今の答弁を聞いてもよくわからないうんですが、要するに上乗せされているわけですから、わざわざこれは上乗せされているわけですから、来年一千億です、再来年は二千億です、それで新税制になる年からは四千億です、と、こうおっしゃっているわけだから、これは従来のゴールドプランの上乗せ分と考へるのが私は普通だと思ひます。

です、決まっています。今検討されているというのはよくわかります。だから、将来決まるべきこの新ゴールドプランのこの一部と考へていいわけですね。

○国務大臣(武村正義君) 将来間違いなく新ゴールドプランが確定いたしますから、先行することになります、その時期には一部がそういう形で先行実施されているというふうにご理解いただいと結構です。

○白浜一良君 もう一つ確認したい。これは厚生省のマターになるかも知れませんが、いろいろ地方自治体からヒアリングしましたね、この新ゴールドプランをつくるために全国の地方自治体から、それが要するに計画集計値というふうに集計されているわけですね。これをベースに新ゴールドプランというのは厚生省が試算としてまとめたわけですね。まためたわけですね、まだ決まっていますけれども、ですから、全国の自治体からとられたこの集計値というのはやっぱり今後いろいろ新ゴールドプランを策定される場合の貴重なやっぱりデータなんですよ。

地方自治体でいろいろ声を聞くのは、データを出したけれども、それがきちと将来こうなっていくベースになるかということをよく聞くんですよ。新ゴールドプランを策定する場合に全国から聞いたわけですから、当然そういう貴重なベースとしての材料でしょうね。そう考へていいんですよ。

○政府委員(阿部正俊君) 若干御説明いたしますが、私どもが考へましたニューゴールドプランといひますのは二つの側面があるかと思ひています。

一つは、先生御指摘のように、地方の市町村が中心になりましてつくりました老人保健福祉計画というものの積み上げ、これをベースにして、現実動いておりますゴールドプランというのをどういうふうにかこれらフォローしていくのかという側面と、それからもう一つは、将来をにらみまして、いわばサービスの水準をよりよくしたりと

か、あるいは施設の基準をより拡充したりとかというところとか、あるいは今まで入っていないかった項目についてプランの中に取込んでいくとかということがあるかと思ひますので、必ずしも市町村が計画したものかどうかというところだけではございせん。

ただ、私どもとしては、現実にはゴールドプランで動いていますので、それをフォローすることはやはり基本的には必要なことではないかと思ひています。

○白浜一良君 自治大臣、この点で、通告しておりませんが何か所感ございすか。

○国務大臣(野中広務君) 私は衆議院でも申し上げたわけですが、私も、細川内閣で編成され、羽田内閣で成立をいたしました平成六年度の予算で、それぞれ地方公共団体あるいは地方の社会福祉法人が要請をいたしまして厚生省のヒアリングを受けました新規採択の分で、平成六年度は補助金が二割より出ておりません。八割は平成七年度に繰り越しということ、まことに福祉に冷たい前政権であったなと思ひておるわけがございまして、これから私どもはそれを埋め合わせる持ていかなくてはならないという非常に厳しいものを持ておると存じております。

○委員長(西田吉宏君) これにて白浜君の質疑は終了いたしました。

○統制弘君 具体的な質問に入ります前に、村山総理大臣におかれましては今回のAPEC、大変御苦労さまでございまして。

さて、私は実は三十八年間都庁に勤めておりました。この議席を得るまで三十八年間は文字どおり都政一筋でございまして。そういう関係から私は地方自治の推進に対して大変重大な関心を持っております。そしてまた情熱も持っております。そんな立場から、村山総理大臣に対して地方分権の推進に關して基本的な姿勢を一点だけ伺ひさせていただきます。

昨年の六月に衆参両院で全会一致で地方分権の推進に關する決議がなされました。私はあの決議

の瞬間に大変な感動を覚えたわけでありまう。それはどういふことかといへば、ちょうど十七年前の昭和五十二年九月二十九日に、議案第二二六号をもって、地方自治法第二百五十条は地方公共団体に地方債発行の自由を認めず、これを自治大臣の許可にからしめていたのは日本国憲法が保障する地方公共団体の財政自主権を著しく制限するものであり、違憲・無効なものといふべきであるとして、最高裁判所に対し起債許可制度の撤廃を求める訴えの提起を東京都議会に求めました当時の私は事務責任者であります。自來この議論は今なお東京都議会の中で熱心に続けられております。

この三月十八日の都議会でも、総理大臣の後輩に当たる社会党の大場暢子さんが同じような質問をされました。当分の間と言ひながら既に四十年以上も過ぎているじゃないか、地方分権と言ひながら今なおこういう制度があるのはおかしい、こ

ういふふうな熱心に訴えられたのであります。私は、何としても、村山総理が今の総理大臣であるときに、やはりこの二百五十条の撤廃を含めた地方分権の推進に對して情熱を燃やして、この基本法をおつくりになる際にそれをぜひ取り上げていただきたい、このことを強く訴えたいと存じます。総理の所信のほどをお伺ひ申し上げます。

○国務大臣(村山富市君) 地方分権につきましては、行政改革の大きな柱であり、この内閣に与えられた課題だと受けとめて真剣に取り組んで推進してまいりる決意であります。現に、行政改革推進本部の中に地方分権部会というものを設置いたしまして、そしてそこで地方分権の大綱の根幹をつくっていただく、そして次の通常国会にできればこの地方分権を推進する基本法ぐらいは出したいものだ、こ

ういふことを目標にして今一生懸命取り組んでおるところでありますから、御指摘のようなことについても真剣にこれからやらなきやならぬ課題だといふふうにご認識をいたしてございす。

御指摘のございました地方債の問題につきまし

では、言われる意味はよく理解できるんですけど、その地方債を地方財政計画の中でどう償還財源を裏づけていくかといったような意味では、国の財政とかかわり合いもずつとあるものから、したがって、一方的にもう国とは関係なしに地方で単独に決められるようにするという事については、そう簡単にやれない背景もあるということについては御理解をいただきたいと思うんです。

現に、平成五年の十月二十七日に臨時行政改革推進審議会の方から答申も出ているわけですから、その答申を見ますと、「地方債の許可制度を弾力化・簡素化し、その運用に当たり個々の地方自治体の起債に係る国の関与を最小限度のものとする」とも、「地方債市場の整備育成を図る。」、こういう答申もいただいておりますから、こうした答申も踏まえてこれから十分検討しなきゃならぬ課題だということに思っております。

○統訓弘君 村山総理も武村大蔵大臣あるいは野中自治大臣も、それぞれに地方自治に携わられた方々ばかりであります。したがって私は、今総理のせつかくの御答弁ではございますけれども、やはり何としても二百五十条の廃止を強く訴える。そしてそれが地方自治の原点だと。そして、戦後をぜひ終わらせていただきたい、このようにぜひ御努力をお願いしたいと存じます。

そして、先ほど実は鎌田、岩崎両委員の地方消費税に対する質問がございました。その中で、武村大蔵大臣の答弁を聞きながら、総論では確かに賛成だ、しかし各論の分野では若干問題がある、消極だ、という意見がございました。

例えば、当分の間、これは一体どのくらいを考えているんだという質問に対して、文字どおり当分の間は当分の間だと、こうお答えしながら、百年を超えてはならぬと、こんなお話があったように私は伺いました。それではちょっと大きな問題があるんじゃないだろうか、こんなふうに思いましたけれども、大蔵大臣の所見はどうでしょうか。

○国務大臣(武村正義君) 私が申し上げたかったのは、国と地方の税制全体の議論の中でこの問題については時期が決まってくるのではないかと。幸い地方分権、今総理がお答えをされとおりでございます。こういう形で事務、権限をどうシフトしていくか、当然財源をどう地方に移譲していくかという、この議論をきちっと仕上げるのと地方分権は成就しないわけではございまして、そのときがもう目前に迫っているわけではございます。

そういう中で、国、地方全体の財源論あるいは税制の相互の分担、そんな議論の中でこの当分の間というの、一定の展望が見出せるのではないかと、そういう感じが申し上げたので、前段の、当分の間は当分の間、最後の、百年を超えるようなことがあってはならないと言ったのは、まあ冒頭と最後の私流の表現として御理解をいただきたい。中身、真ん中で申し上げたことが私の基本的なこの問題に対する考え方でございます。

○統訓弘君 ありがとうございます。
○委員長(西田吉宏君) 統訓弘君の質疑は終了いたしました。
○吉岡吉典君 日本共産党を代表して質問を行います。

まず、この法案には見直し条項というのがありまして、この法案をきちんと正確につかんでおかないと、消費税率の引き上げが実際に施行されるそのときの消費税率は、いっどういう手続を経て、段取りを経て最終的に決定されるかお伺いします。これは総理にお伺いします。

○政府委員(小川是君) 条文ですので御説明をさせていただきます。
今回御提出いたしました法律案におきまして、平成九年四月一日から消費税率を五%として施行する法律案を提出いたしております。附則第二十五条の「検討」の規定は、それに先立つ半年前までにここに規定されているような検討を加え、必要があると認めるときには所要の措置を講ずる、つまり税率が変わることがあり得るという

規定でございまして。したがって、法律として確定した平成九年四月一日から五%という法律を御提出している次第でございまして。

○吉岡吉典君 総理、そうしますと、税率が最終的に何%になるかということが決まるのは平成八年九月三十日だと、そういうことなんですね。

○政府委員(小川是君) 法律の規定いたしましたのは、平成八年九月三十日までにもし必要があれば所要の措置を講ずるということではございまして、所要の措置が講ぜられれば、講ぜられるか講ぜられないかは必要があるかどうかという判断でございまして。八年の九月三十日までは所要の措置によって税率を、この規定によって措置が講ぜられることがあり得るということではございまして。

なお、念のためでございますが、当然これは納税者、事業者、消費者、国民にかかわることではございまして、もしも所要の措置が講ぜられるときには、八年の九月三十日までに立法措置が講ぜられて立法が行われているということをご想定いたしていただきたいと思います。

○吉岡吉典君 これまで衆議院で議論されてきたところを讀んでみますと、五%というのはとりあえず決めたというように答弁もいろいろ行われております。そういうことを見ますとこの法案というものは、結局は何%になるのか、最終的な税率というものはまだ確定しないままのものだということに考えざるを得ないわけですね。とりあえず決めたということであり、また議論の中では予断はないというように議論も行われております。

私も改めてお伺いしますが、予断というべきか予断というべきか、動かないだろうという予断、あるいは動く可能性があるという予断、そういう何らかの予断はあるんですか、総理。

○国務大臣(村山富市君) 今言われたそういうものをすべて含めて予断は持っておりませんということではございまして。

○吉岡吉典君 そうすると、見直し作業をやった施行の半年前に最終的には決まると。その見直し作業の結果は、予断もないわけですから、上がるか下がるか、そういう可能性は大にあると。下がる可能性もあるかどうかという議論もやられていまして、下がることはないと思っております。しかし、法律の建前からいえば動く可能性はある。その動く中では上がる可能性も法律の仕組みとしてはあると、そういうふうな考えでいいですか。これは総理に聞いた方がいいと思うんです。

○国務大臣(村山富市君) 今お答えいたしましたように、この法律は平成九年の四月一日から消費税率を五%にさせていただきますということになっていくわけですね。しかし、本来行政改革やら、あるいはその見直し条項の中に書かれておりますようなものを真剣な議論をやって、それを確定した上で税率というものは決めるべきではないか、こういう意見もあつたことですから、そういう点も含めてこれから平成八年の九月までに十分そうした検討も加えた上で結論を出していくのではないかと、この意味で附則にある見直し条項を入れてあるわけでありまして、そういう点につきましては私はそのまます直に御理解いただくことが一番いいんじゃないかと、そういうふうに思っていますから、その見直しの結論については予断を持って私どもは今考えているわけではございませんと、この申し上げているわけではございません。

○吉岡吉典君 予断はないけれども動く可能性はある、そういう法律になっているということだけは明らかになりました。そうしますと、今の答弁からしても法律の仕組みからしても、この税率というものは上がる可能性を持った法律だと、そういうふうには私は受け取らせていただき、質問を進めます。

実施する法律がどうなるかわからない、最終的には今後決まる、こういうことが明らかにしたわけではあります。そういう最終的に何%の税率で施行するか決まらないままの法律というのは、私は少なくとも初めてお目にかかりました。もちろん、一定期間施行した後に見直すという意味での見直し条項を持った法律というのはこれまでも

ありました。大蔵省に聞いても、こういう施行前に見直す規定の法律というのは知らないとおっしゃっていました。

内閣法制局にお伺いしますが、このような例を持った法案というのはありましたか。

○政府委員(阪田雅裕君) お答え申し上げます。過去の立法例を私どももつばさに調べたわけでございますので、確かことを申し上げるという自信はないわけでありまして、少なくとも近年におきましては、今回のこの改正法案にありまして、新しい法律の規定あるいは既存の法律の改正規定にしまして、それらの規定の施行に先立って広い意味でのいわゆる見直しを行う、こういう趣旨の規定が置かれた例はないというふうに承知しております。

○吉岡吉典君 内閣法制局によっても前例のない法案だということです。

前例がないということがいい方向なら私は問題ないと思いますが、この場合には税率が幾らになるかがわからない、最終的にはまだ決まっていけない、そういう法案なんですね。それを受け取る側から見れば、一体どこへ落ちつくのかわからない。衆議院段階での答弁では、まだ作業の途中だというような答弁も大蔵大臣はなさっております。それで総理大臣も、見直し作業を終えてからの方がいいという議論もあつたし、私もそう思ったが、しかしこういうふうにしたんだと、そういう答弁もなさっております。

そうすると、この5%という数字というのは一体何物ですか。どういう根拠で出されたんですか、総理。

○国務大臣(村山富市君) 今御審議をいただいております税制改革の法案の中身というのは、これはもうたびたびお話し申し上げておりますように、所得税の累進構造の緩和をする。とりわけ中堅サラリーマン層に対して重税感が強いから、そこをなだらかに手直しをして、そして平均的なサラリーマンの減税措置を講じて生産意欲を阻害しないようにしていこうと。これはやっぱり社会を

支えていく大きな力ですから、そのところは一番重点的に考える必要があるというので所得税の累進構造をなだらかにしたということが一つですね。

それからもう一つは、景気浮揚のために一般的に二兆円の減税をやつて、そしてさらに継続的に景気が上向きになっていくような措置を講ずる必要があるというので、その規模の減税をやつたと。減税をやつただけではいけませんから、したがって福祉に対する配慮もして、それなりのやっぱり手立てを講ずる必要があるというふうなことも考へて、当面考えられる範囲でいろんな角度から検討した結論として出されたのが今回御審議をいただいている法案であります。

それを踏うためには、ぎりぎり詰め切つたところで、国民の皆さんに御無理を申し上げることにありますけれども、平成九年から消費税率を5%に上げていただくということによって御了解いただこう、こういう意味でこの法案を出してあるわけです。

しかし、これまでの議論もございましたように、国民に消費税率の負担をかける以上は、国も行政ももっとみずから身を正して削るべきじゃないか、こういう強い意見もございますから、そうした国民の声を素直に受けとめて、そして政府もこれから本格的に行政改革も真剣に取り組んでいこうと。その取り組み組んでいった結果によって、また結論が恐らく変わることもあり得るかもしれないけれども、現状から判断をした場合には、平成九年の四月から消費税率は5%に上げさせていただきますというところでお願いしているわけでありまして、その点はそのように御理解を賜りたいというふうに思います。

○吉岡吉典君 一応5%と出しているわけですが、それは最終的な税率ではないということにはもう既に決つてしまつておられる。だから何%になるかわからない、そういう前例のないもの、内容の固まつていない、確定していない、そういう法案は私は非常に無責任な法案だと思います。

先ほど論議がありました。5%だと思ひ込んで選挙をやつた後、見直しをやつたらやっぱり上げざるを得なかつたという結果も起こる余地を持つたそういう法律ですよ。

先ほど総理は大変声を荒げて反論されましたけれども、意図を私は言うのじゃない。法律の仕組みがそういうことが起こり得る法案、私はこれはやっぱり欠陥法案だと思います。こういう法案は私はもう廃案にするしかないと思います。しかし私は、この問題はそういう法案だということにして、次の問題に進みます。

論議の中でも明らかになったことですが、この法案で確定している具体的な中身というのは税制改革作業の第一段階のものだということでした。その第一段階で固まつている中身、これ大蔵大臣。

○国務大臣(武村正義君) 先ほど来おっしゃつておられますが、私どもは、政府委員もお答えをいたしましたとおり、5%でまずこの法案は提案をいたしているわけでございまして、この法案を通していただければ5%で確定するということでございます。

しかし、見直し事項を置かしていただいたのは、私は税制改革に取り組む政府・与党の意欲といひます。姿勢をここで明らかにしている、しかもむしろ大変税制改革全体を長期的な視野から真剣にまじめに取り組もうとしていることがこの附則条項に表現されているというふうに御理解をいただきたいと思います。

なぜならば、先ほど来ずっと御議論もございまして、行政改革は一体どうなんだ、あるいは福祉の将来の財政需要はどうなるんだ、こういう指摘は繰り返してお出しをいただいているわけでありまして、国民の多くもそのことに大きな関心をお持ちでございます。私どもはこの二年間そのことに責任を持って取り組んでいきたい。消費税に關しては上げる要素とむしろ抑える要素、両面にございますけれども、プラス・マイナス両面を真剣に詰めて最終的な判断をさせていただきたいとい

うふうに考えているところでございます。

○吉岡吉典君 見直し事項が施行前にあるから問題にしているんですよ。実際施行されるまでにこの数字が変わるかもしれない、わからない、そういう法案だから、今のようないことをおっしゃるのなら、そういう作業を終えてから出すべきですよ。だから私は無責任な法案だと、こう言っているわけです。

今、第一段階の問題についてお答えがなかったから、私の方から大臣に確認を求めますけれども、衆議院段階での論議の中で、今度の法案はさつきおっしゃつた一部福祉に上積みする措置もありませんけれども、基本は三・五兆円の制度減税、それから二兆円の定率減税、これと、その財源を消費税率引き上げと赤字国債、これは二十年間国民の負担をお願いする、そういう内容を持ったものだ、そういうふうにお認めになって

いますか、そう確認してよろしいですか。

○国務大臣(武村正義君) 今のお話で欠けておりますのは、その中で五千億円福祉の財源を捻出したしているということでございます。三・五兆円の減税、そしてつなぎ国債の償還財源、それにプラス五千億円の福祉財源、こういうフレームで考えてまいりました。

○吉岡吉典君 既に論議の中でも確認されていることではあります、今も大蔵大臣お認めになつたように、第一段階で具体化されているところによれば、一部の四千億円ですが、福祉に充てるという問題がありますけれども、基本は減税の財源をどう生み出すかということが確定して提出されているものですね。

そこで問題になるのは、消費税の上に国民は二十年間赤字国債の分担保でこの減税の財源を生み出すことを求められるわけですが、その減税がだれに恩恵を及ぼす減税であるかということが問題です。それいかんによって、先ほど総理がおっしゃつた活力ある社会になるかならないかというところにもかかわってくると思います。

この法案の欠陥についてのいろいろな試算が民

間の調査機関でも行われておりますし、私どももいろいろ試算を行ってきました。その試算によれば、既に我が党が明らかにしてきたところであり、消費税率五%としても確実に減税になるのは一千万円、それ以下の九割を占めるサラリーマンは増税、年収二千万円の場合には百六十万円も減税になると。ある局長は、審議の中で自分の年収は二千万円、百十五万円の減税になる、こういうふうな試算を自分でなさった報告も行われておりますけれども、一千万円以上は確実に減税になるが、しかしそれ以下は減税どころではなく増税、こういう結果であります。

そして、これは消費税だけではありませんが、それに年金の改革が行われた。年金の保険料、これの引き上げも決まったわけです。これを計算に入れてみますと、保険料が大幅に引き上げられる結果、消費税率がアップされる一九九七年には年金保険料が一七・三五%になり、例えば朝日でも紹介された住友生命総合研究所の試算だと、年収一千万円以下なら負担増、二千万円なら七十四万円の負担増、これも高額所得者は負担が減るが一千万円以下は負担がふえると、こういう結果になっております。

年金保険料を含めた私どもの新しい試算によると、この住友生命総合研究所の試算と違つてこういうふうになります。年金保険料の負担増は年収七百万円以下約八万三千円。ほとんどのサラリーマンはこの保険料の引き上げで減税など吹っ飛んでしまします。そして、年金保険料を合わせた消費税率五%でも一千万円以下は負担増、一千万二百万円です、これは負担増です。それ以上にならないと負担が減らない。これが私どもの試算でそうなっています。

そうすると、総理、中堅サラリーマンもみんな負担増ですね。この税制改革の結果、大いにみんな元気が出して、活力出して働くということにならないと私は思います。総理も少なくとも今度の税制で増税になる者と減税になる者両方があるということはお認めになると思いますが、どうです

か。

○政府委員(小川是善) 今回の税制改正の影響につきましても既に試算をお出ししておりますので、まずそれだけは御説明をさせていただきたいと思ひます。

確かに、年収四百万円、五百万円クラスの方は、現在納められている所得税、住民税の額からいたしまして、最低税率が既に前回の税制改革で大幅に下がっているといったような事情もございします。したがって、消費税率がフルに五%入ってまいりますと若干負担増をお願いしなければならぬところでございします。しかしながら、六百万円、摩率的に若干プラスは出ますが、おおよそ六百万円を超える給与収入の方ににつきまして、お出ししている資料のとおり、消費税率の引き上げが行われまして、全体として見ますと、緊縮課税の緩和によりまして税制改革としては軽減が行われるという姿になっているわけでございします。

○吉岡吉典君 総理。

○国務大臣(村山富市君) 私は、この席でたびたびお答え申し上げておりますように、今回は中堅サラリーマン層の重税感を解消するという意味で三〇%を二〇%に下げたわけでありまして、けれども、これは六十二年から三年にかけて税制改革をやりまして、そのときには比較的所得の低い層の皆さん方に減税をしているわけですから、その減税の経過を踏まえて全体としてごらんになつていただかないと、今度この部分だけやったことは比較的所得の高い者に減税をして下の者は増税になるじゃないかと、こう言われまして、これは全部減税をすればまたそれだけの金がかかるわけですからどこかで補わなければいけませんので、午前中議論しておりますように、できるだけ、各層に対して可能な限り公平、公正が期せられるような、そういう税体系というものをつくる必要があるという意味で今回の是正をさせていたのだと。

そのかわりに、やっぱり課税最低限も引き上げ

てそれなりの方々に対する配慮もする必要があるのではないかと。同時にまた、福祉年金をもらっている人やらあるいは児童手当をもらっている人やら等々につきましても、平成九年から消費税率が上がりますとそういう手当の上がる分が一年間おくらますから、したがってその分の配慮をするために、そういう方々には一時金ではありますけれども一百万円なり、寝たきりのお年寄りに対しては三万円なり手当でもしていこうと、こういう配慮もしておるわけです。

したがって、私は、何もかもそれは安からうでいけば一番いいんですよ。一番いいに決まっておりますけれども、しかし、これだけ高齢化してあるいは少子化もして社会的に福祉が大きく期待されるような時代になって、だれが一体負担をしていくのかということになれば、可能な限りやっぱり生産意欲を高めることを前提にしながら十分世の中を支えていける力をつけていく、同時に、可能な限り公正、公平な課税をして、社会的に公平を期していこうではないかと、こういう観点からいろいろ検討していただいで出した結論であるということについては、私はぜひ御理解をいただきたいというふうにしてあります。

○吉岡吉典君 今回のことでは増税と減税があるという歴然たる事実があるから前回とつながないと言及できなかった、これはそういうことだとまず私は申し上げます。

前回と今回とおっしゃった。前回、何回か積み重ねられた税制改革の中で所得税、個人住民税の減税があったことは事実です。しかし、そこだけおっしゃる。そこに問題があるわけです。

その税制改革、今総理がおっしゃった税制改革は、そういう所得税、個人住民税だけでなく、その税制改革の基本は、最高税率の引き下げ、そして累進税率の刻みを少なくすること、最高税率七〇%から五〇%、十五段階の刻みを五段階にしないで、そしてマル優の廃止、そういうふうなものでしたわけですから、これは金持ち優遇税制だといって社会党も反対したんですよ、この税制

改革には。社会党も反対した税制改革を今総理は持ち上げている。これは私はほんでもない態度だというふうに言わざるを得ません。

増税と減税、それはだれかが負担しなくちゃならないと総理はおっしゃったんですね。今度の税制改革では一千万円以上、また二千万、三千万になれば膨大な減税になる。その減税を九百万以下、一千万に満たない大部分の負担がふえる人が、消費税とそれに加えて赤字公債の負担まで二十年間押しつけられる、それで高額所得者の減税を負担する、税率がもし上がって七%になると三百万円の年収の人でないと負担が減らない、こういうのが私どもの試算です。

それに加えてもう一つ、大蔵省がことし五月「税制改革に関する機械的試算」というのを出版した。これと全く同じ方法で計算してみますと、これは二〇〇〇年の数字ですが、二〇二五年にこの間決まった年金の国庫負担の二分の一の引き上げを仮に含めて計算すると、消費税率が一八%にならないと赤字と、こういう計算に、これは大蔵省の計算方法と全く同じ計算でなるんですね。

ですから、消費税に頼るということに財政運営の重点を置かれるということになると大変なことになるといふことを私は申し上げておかざるを得ません。

総理どうですか、こういうの。

○国務大臣(武村正義君) 吉岡委員のお話を伺っていますと、なぜか一千万円以上は非常に利益を受けて、一千万円以下は、九百万円以下は損をするということをおっしゃっておりますが、これは政府委員もお答えし、資料もお配り申し上げておりますとおり、私どもの平成十年のプラス・マイナスの試算では七百万、六百万がラインでございします。ましてや、前回、六年前の税制改革を合算してみるときには、もう御承知いただいておりますように、標準世帯四百万の家庭では実に七〇%の大減税、税率の減で見ればですが七〇%の減税になっています。一千万前後ですと三六%ということ、今回と前回の両方の所得税減税を合算してみ

るときに、低所得者に非常に厚い形の累進税率の緩和、減税になっていることも十分御認識をいただきたいと思っております。

したがって、前回の改正を合算してみる限りはすべての階層にとって減税が上回るという計算もあるわけでございまして、そこへ社会保険料のアップも一緒に御議論をいただいておりますが、確かにそのとおりでありますけれども、これはまさに年金という受けるサービスと、そしてそれに對する御負担との関係の問題としてお考えをいただきたい。社会保険料も公共料金も何もかも全部、それは悪い条件を全部足せばどんどん膨らんでいきますので、そこは少し整理して議論をしていきたいと思ひます。

○古岡吉典君　前回も今回も課税最低限云々というようなことがありますけれども、これは当たり前前なんです、自然増があるわけですから。ほっておけば増税になるわけです。それをきちっとそのときどきに手当てをしておかなくちやならない、当たり前のことをやったわけで、そこだけ取り出して減税率が大きいという議論をなさっても話は通じないわけです。

いわずにせよ、大蔵省によっても増税になる部分が大きくある、大蔵省の計算でも七割ぐらいは増税になると私は思います。そういう税制を出しておいて、これは中堅層、中堅サラリーマン減税だ、あるいは高齢者対策だというふうなことを言っても、それからまた総理がおっしゃるように、そういう本当に働くところ、私らの計算では一千万ですよ、それでは生産意欲が出ない税制だと言わざるを得ない。そうなるかならないか、これはこれからの税制改革がどう行われようかという問題の中で一層はつきりしてくることですから、それは引き続いて論議したいと思います。

私は少なくとも申し上げておきたいことは、この法案は第一に公約違反の法案だ、第二に法案の体をなしていない、第三に国民の圧倒的多数に負担を求めて高所得者の減税を支える、そういうところでもない法案であり、廃案にすべきだということ

とをもう一度申し上げて、質問を終わります。

○委員長(西田吉宏君) 吉岡古典君の質疑は終了いたしました。

○西川潔君　よろしくお願いいたします。

私は、村山総理に御質問するのは初めてでございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

総理大臣、長旅お疲れさまでございました。まずお伺いしたいのは、総理が常々おっしゃっておられます「人にやさしい政治」というのはどういう政治なのかというのを僕は素朴な疑問としてまず一問目したいと思います。

○国務大臣(村山富市君) なかなか一口で言うのは大変難しいんですけども、先ほど来答弁いたしておられますように、例えば、世の中には強い者もあれば弱い者もある、健康者もあれば障害者もおられる。そういう方々がお互いにいたわり合つて、そして人間として平等に公正に生きられるような社会、お互いに人間として生きることにくもりを感じられるような、そういう社会を目指していきたいものだというふうに考えております。

○西川澤君 私のもう三十年近くずっと老人ホム、刑務所、そしてまた体の御不自由な方の施設とかを回らせていただいて、村山さんが総理大臣になったときは実はほっといたしました。無所屬です。とこちらの方で二院クラブにお世話になっておるのですけれども、優しい人だな、きつと一生懸命やってくれるだろう、これからの歴史の中で、そしてまた今までの国政を考えて捨て石になつて違ふ日本をつくってくれるのではないかなという期待を持っておりますし、ファンになりました。

私的な分野の組み合わせをどのようにお考えになっておられるのか、またその方向性について伺いたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員お話がございましたように、これから高齢社会に入っていく、老後の生活あるいは医療すべてを公的サービスで賄うということは大変なことだと思えますね。したがって、公的にサービスを提供できる範囲は一体どの範囲なのかということも、しっかり新ゴールドプランの中では確定してもらい必要がある。

そして、その足らざる分はどうして、家庭的に尽くせる範囲はどの範囲か、あるいは民間のサービスとしていろいろ提供できるような面はどの面があるのか、あるいはまた、例えば民間の保険会社のようにいろいろな新しい年金の保険をつくってありますけれども、また医療のカバーができるような保険制度もつくってありますけれども、そういう私的な保険によってどの程度の分野を賄っていただければいいのかというようなことをやったりきちとして、そして全体として本人の自助努力も含めて公的サービスの分とあわせて老後が安定できる、こういうような仕組みというものをつくっていかなくてはならないかというふうには私に思っています。

しかし、社会保障制度という前提から考えれば、最低の基準ぐらひは公的に保障できるぐらひなのはきちとする必要があります。とはいっても、給付水準をどの程度に維持するか、それを負担する財源というのはどういう形で賄っていくかということをお互いに真剣に検討して、国民の皆さんが納得できるような結論を出していくことが大事ではないか、それをこれから真剣に八年の九月末日までやっていくのではないかと、こういうことで今政府は取り組んでおられるわけでありまして、そういうふうには御理解を賜りたいというふうに思います。

○西川潔君 僕も大臣の目をしっかり見まして今答弁を聞いているわけですが、本心に脂っ

くなくないというんですか、ぎらぎらした、さもあるんだけれども、そういうふうに見られがちな部分があるんだけれども、そういう力強い答弁をいただいて、本心にしっかりと頑張っていただいたいと思えます。

次に、今回の税制改革では減税と消費税率の引き上げという組み合わせとなっているわけですが、けれども、減税を行ったとしても課税最低以下にある方々にとっては、朝からも出ておりますが、余り恩恵がない、この組み合わせが公平であるとは思えないという方々もたくさんいらっしゃるわけですね。

消費税が何に使われているんだらう、ここに不安を抱きながら我々も納めているわけですから、むしろそれが使われても医療や年金、福祉を支えるために社会福祉、社会保障の充実に充てるべきではないか。つまり目的税というふうには僕は常々、前の予算委員会でもお願いしたんですけれども、福祉に使ってもらうという目的税に対しては総理大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(村山富市君) 先ほど野末議員の質問に私は答えただけですが、例えば国民年金を考えた場合、毎年毎年、年金の掛金が上がっていく。その割合に給付は、六十五歳からもらう金にしては遠い話で、これじゃ余り魅力がないという掛捨てになるような方が大変ふえていく。したがって基礎年金の部分についてはある程度国庫負担をふやして、そして二つの一ぐらひは国庫で見ると、これじゃ余り改善をしていってらうか、そうでない基礎年金は根底から崩れる心配があるのではないかと、こういうことを申し上げた。そして、政権についてみたらよくわかったでしょう、野党のときには無責任なことだ、こういうお話でしたけれども、決してそんなことではなくて、やっぱりそこは僕はこれから検討する課題として真剣に考えるべきだと思えます。

そして、国民の皆さんにわかりやすくするために、これだけの負担をした、この負担をした金はこういふところに使われているということが目に

見えるようになることが一番いいと私は思うんです。思うんですけれども、しかしそういたしますと、その使われる部分の需要がずっとふえていけばふえていった分だけまた負担をしていかなければならぬ、こういう関係がまた生まれてきますから、したがってどこまで負担が可能なのかという点も考えなければいけませんから、そういう点は総合的に判断をして給付水準と負担の水準というものは見合った形にする必要がある。

しかし、いずれにいたしましても、可能な限り国民の皆さんに納めた税金の使い道がわかるように、理解できるようにするような仕組みというものはこれからも透明度を高めて、真剣に考えていかなければならぬ問題だということに私は思っております。

○西川潔君 僕も目的税にすればということの勉強をさせていただいておるわけですが、それともわかりません。揮発油税等々を見ますとよくわかるんです。

そこでお願いしたいんですけれども、それでしただけで、例えば目的税というふうな形といたことで僕はお願いしたいんですが、新ゴールドプランを例えば法制化する。それが担保される、我々国民にとりましてはなるほど。地域の医療施設だとか福祉施設だとかということに使われる、町の中が見えてわかってくる、学校が変わる、ノーマライゼーション、健康者も障害者を持った人たちがみんなが町で仲よく暮らせるというふうな、消費税の目的化をするということ、新ゴールドプランを法制化するというような考えを持っていただけないものか。これは総理大臣と大蔵大臣にも伺いたいと思います。

○国務大臣(武村正義君) 新ゴールドプランにつきましては厚生省が案を提案いたしておりますが、これを基本にしながら、今後政府の中で真剣に議論をしていきたいと思っております。

計画ですから、法制化せよというのはいくつか、私どもの頭の中には法制化までは今念頭

にないわけですが、いずれにしてもオライズする、政府が正式に公式にこれを認めるという作業が必要でございます。そのために真剣に詰めをしたいと思います。以上です。

○国務大臣(村山富市君) この新ゴールドプランというのは十年を目ざした計画ですね。そこで、これから老人が、寝たきりのお年寄りがどういふふうな数にふえていくだろう、それから家庭で介護をしようとする数にふえていくのか。家庭で介護される場合に、それは子供さんがみんな働きに出ていけばお年寄りだけ残されるわけですから、したがってそういう全体の動向を見た場合に、ホームヘルパーというものがどの程度必要になるのかというふうなことを積算して十年計画を立てようというわけですから、これを全部法律で決めてしまおうというのは、これは世の中も変わっていく面もありますから、なじみにくい面が私はあると思っております。

だけれども、やっぱり計画的に物事を進めていくということは大変なことですから、したがって十年計画なら十年計画を新しいプランとしてつくっていただいて、それを単年度、単年度の予算編成の中で財源を充当していく、こういう作業の詰め方をやる以外にはないと思えます。しかし、これはやっぱり展望を持たなくてはなりませんから、したがってこれからこうなっていくと、よという展望を国民の皆さん方の前に明らかにして、そして希望を持って取り組んでいただけるようなそういう仕組みというものを考えていきたいものだというふうに思っております。

○西川潔君 ありがとうございます。

全国いろんなところで声をかけていただいてまいりますけれども、そういう要望が多い。目的税というのはやっぱり無理であろうというところは私たちが重々わかっているんですけれども、せめてこういう今言いました法制化、新ゴールドプランをというふうなことでお願いするわけです。完璧にというは無理でしょうけれども、今答弁を

いただきます。

本当に現実、にさっきホームヘルパーのお話も出ましたけれども、大変皆さん方が困っておられます、やっぱり今は人の愛に、そしてボランティアに真心をいだいてというようなお声も多いいんですけれども、橋本龍太郎さんが大蔵大臣のときでしたか、質問をさせていただいて、国の制度としてはホームヘルパー制度というものに対してお金はお出しておりませんでした。地方自治体では少し異なる部分がございますけれども、お願いをいたしまして国の制度としておつくりいただいて、そして一時間約八百六十円、そのころでございますが、地方も半額を負担する、そして国も約半額を負担するというところでおつくりいただいて、大変全国の皆さんが喜んでおられます。

そしてまた、そういう皆さん方が、ボランティアだけではなかなか出かけることができません。潔さんがそういう福祉のことをおっしゃっているから出かけはしたいけれども、いわゆるパートから得ている収入を捨ててまでは行けない。主人の入ってくるお金はちゃんと家のローンに回して、子供の教育費に回して、私のパートの収入はたまに国道沿いのレストランに出たりとかみんなで娯楽を楽しむということのお金に使うから。でも、これから将来の自分のことを考えますと、福祉も十二分にやりたい気持ちちはやっぱりたくさん全国の方々がそういう真心は持っていらっしゃいます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、二十一世紀に向かっての国と地方の役割についてお伺いをします。

政府では、年内に地方分権についての「大綱方針」を策定することとされておられますが、今後の国と地方の役割分担の見直しをどういった方向性で取り組んでいくお考えであるかお伺いします。

○国務大臣(村山富市君) お互いに責任の分野を明らかにして、国が受け持つ責任の分野と地方自治体が受け持つ責任の分野とをどういった方向性で分野というものを明らかにする必要がある。地方

が責任を持ってやれる分野については、地方が単独に主体的な権限で財源の裏づけもあって仕事ができるようにしていこう、こういうところに私は基本的に地方分権を進めていく考え方があって、はないかと思うんです。

今、現状を考えてまいりますと、これは大ざっぱに言つて、例えば六割五分ぐらい国に金が入つておる、地方には三割五分しか入っていない。逆に仕事は、六割五分ぐらい地方がして、そして国は三割ぐらいしかしていない。それが交付税やら補助金等で地方に財源が充當されていく、こういう仕組みというものは是正をして、それぞれの知事なり市町村長も選挙で選ばれている方ですから、ですから地方自治の権限というものをそういう意味でもっと強化して、そしてその地方、地方に応じたローカルのな色彩を持った特色のある町づくりができるようなことにした方がいいんじゃないかという考え方で地方分権というものが議論されておる。

私はある意味ではもう時の流れだと。ですから、今の政府としても、まあ次の通常国会ぐらいには地方分権を推進する基本法ぐらいは出して、そして具体的にこの地方分権が推進できるようなことにしていこうというので、今努力をいたしておるところであります。

○西川 澤君　現在、福祉分野を初めていたしまし
て、住民の生活を支える行政サービスのほとんど
は自治体が担っているわけですが、住民にとつ
ても地方自治体が最も身近な存在であることは、
これはもう言うまでもありません。

そういたしますと、住民にとってみれば、それぞれのニーズに対してどういった行政サービスを行っていくかを国で決めていくよりも、むしろそのニーズを自治体とともに住民が考える、これの方が非常にわかりやすいのではないのでしょうか。福祉も、二年ぐらい前でしょうか、責任の移譲ということで随分喜んでいらっしやいます。

そこでお伺いしたいんですが、将来はその費用と負担についても地方自治体と住民によって決め

ていくシステムのように考えていってはいかがで
しょうか。この点については大蔵大臣と自治大臣
にお願いします。

○国務大臣(武村正義君) 本当に大事な点だと思
います。負担とサービースとおっしゃいました。今
回の税制改革もそういう視点に立つて議論が煮詰
まってきたと思います。

福祉に、比較的サービースについて全国民の皆さんが理解をしていただきやすいテーマです。なぜならば、もう間違ひなくお互い年をとればおじいさん、おばあさんになるわけです。必ずそういう存在になるわけでありますだけに、たとえ四十代、二十代の若い人でも、やはり高齢化社会なり老後ということとは自分の問題だと。今家にいるおじいちゃん、おばあちゃんの問題じゃない、自分の将来の問題だという理解を持っていたら、それじゃどうしたら一番お年寄りが元気で幸せに過ごしていただけるか、人生の最後をどうして幸せに全うしていただけるか、その一点で議論に参加することができると思うのであります。

今回、私は、みんなで支え合う日本と申し上げたり、年をとつても元氣が出る日本をつくつていきたいというふうなことを申し上げてまいりましたのも、結局いろいろ議論していきますと、それは最初は金の問題、負担の問題は金持ちから取ればいいじゃないか、大企業から取ればいいじゃないか、そういう議論もあつたと思うんです。ある種、高度成長の時代はそういう議論も一面許される面もあつたかもしれません。しかし、こういうふうな経済も落ちついてまいりますと、まして特に福祉の問題であるだけに、国民全体の問題としてこれを議論をし、私どもは世代間の公平とか、あるいは社会の構成員が広く負担し合うとかいうちよつと難しい表現を使つておりますが、みんなどの程度負担してみんなの老後をしつかり支えていくのかという議論になつてきようかと思つております。

そういう意味で、今のお言葉、負担とサーピスという今の問題指摘を私は受けとめさせていただ

きました。

○国務大臣(野中広務君) 西川委員から御指摘がございましたように、地域福祉なり地方の実情に合つて住民に一番身近なところでやっておる地方公共団体がやはり地域の実情に精通をしておるわけでございますから、そういうところで住民のニーズに合つた福祉行政というのはやっていくべきであり、またそれを担っていく責任があると私も存ずる次第であります。

ただ、それを果たしていくためには、それを賄うに足る税財源を必要とするわけでございまして、地方に安定的な税財源が与えられなければ、総理が先ほど申し上げましたように、現在のようないはば、地方が仕事は七割負担をし、あるいは、税財源は三割、こういう状況、財源の方は国が七割、地方が三割といういびつな状態というのはこの際変えなくてはならないと、そう考えましたときに、今回税制改正に伴いまして地方分権なり、あるいは福祉ビジョンの確立の前に地方消費税の導入というのが新しい施策として入れられたことは、私は大きな弾みをつけることになったというように認識をしておる次第でございます。

○西川澤君 短い時間ですので早口になって申しわけございませんが、次に進みたいと思います。

次は、地方消費税について伺いたいします。

今回、地方消費税が地方の独立財源として新設されたわけですが、ただ一般国民といたしましては、単に消費税率が上がるだけで、中には、五パーの消費税に加えさらに一％地方消費税がつくとほとんどの人は思っていらっしゃるんです。深さん、余分に地方税としてまだ取られるのといつて、僕らしゅっちゅうこれを言われるので、いや、そうではありませんと、私ら本当に内閣の役目を全国でやっております。その意味で、国民には地方消費税ができたとしても単に負担がふえるだけの声が多いというのが本当に事実でございます。

きまして、消費譲与税ではなく地方消費税がより

よいものとして考える、つまり違いは何なのかということを自治大臣の方から全国の方にひとつわかりやすいように。

○国務大臣(野中広務君) 西川委員、それぞれ福祉の施設等をお回りになりまして大変温かい行動をやっていたらいておることを私も目の当たりでいたしました、感謝をしておる次第であります。

そういう点で今の御指摘があったのであらうと思うわけでございますけれども、今度の税制改正におきましては、消費税率四％、地方消費税一％という御理解をむしろいただきたいと思うわけでございまして、従来の消費税の中から地方譲与税として国の税から地方が譲り与えられてきたわけでありまして、これを今回は地方独自の税として地方消費税として創設することになったわけでございます。

これはすなわち地方の独自税源でございますので、地方の都道府県の議会で条例として議決をするわけでございます。けれども、その賦課徴収につきましては、納税者の事務便宜等を考えまして、この際国において一緒に賦課徴収をしていただくとしたものでございます。しかし、税務署からそれぞれの都道府県に国を経由しないでこの税は入ってくるわけでございまして、そしてその二分の一は市町村に交付をいたしまして、それだけでは足りませんのでなお交付税率を引き上げることになったわけでございまして、地方財政の充実をしていただくことになったわけでございます。

さらに、住民税の減税を考えますときには、なお地方の市町村財政はまだ賄い切ることができないと思っておりますので、都道府県民税の中から一部市町村に充当をしなければならぬであろうというようにも考えて、今回の税制改正を契機に、地方財政の安定的な、特に府県税というのは法人課税に重点が置かれておりますために景気に左右されて非常に不安定な税源でございまして、安定性を持ち、伸長性を持った地方消費税が導入されるという意義はまさに私は大きいと考えております。

次第でございます。

○西川潔君 二分前になりましたので次の質問に参りたいんですけれども、中途半端になってしまふと思ひます。

今、自治大臣にも御説明いただきましたが、我々も十二分にその部分も把握はいたしておりますが、この二分間を使いまして、皆さんによく聞かれるんですけれども、潔さん、今後払っていく年金なんかは、今払っている年金、将来もらえるんだらうかと。あるところも試算しておりますが、今八歳の子供がずっと大人になり、そして掛金を掛けていきます。自分がいたときには、例えば百万円掛けるとすると、九十万円しか返ってこないというような試算のところもあるわけでございます。

総理大臣と大蔵大臣そして自治大臣、簡単に結構ですが、これからの日本の見通しと、我々が納めたものが本当に確実に返ってくるのかというのを全国の皆さんに安心できるような御説明をいたしたい、私の質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。総理大臣から。

○国務大臣(村山富市君) 西川議員は、きょうもそうですけれども、いろいろ大衆の場に出て物を言う機会が大変多いんで、そういう場を活用してできるだけ正しく認識していただけるように御協力をお願いしたいと思ひます。心から感謝を申し上げます。

老後はどうなるのかということに対する不安が一番やっぱり強いと思ひますから、先ほど来議論もいたしておりますように、医療と年金と福祉と、あるいは住宅も含めて、しかも健康で働ける間は、単に財政的な問題だけではなくて、健康、気分の問題からも、やっぱりこれだけおれは生きていることによって社会の役に立っているという

ことも生きがいの一つになると思ひますから、そういうことも含めて、総合的に老後が安心できるような世の中をどうつくっていくかということに私どもは大きな政治の課題として取り組んでまいりますということだけは申し上げておきたいと思ひます。

います。

○国務大臣(武村正義君) 福祉の日本をつくっていくためには、安心のできる日本にしなければなりません。そのためには、国のベースになりますような財政とか税制とか、そしておっしゃるような年金制度とか、そういうものをしっかり構築して、国民の皆さんに将来うそをついたと言われるようなことが絶対ないように私どもが頑張っていくかなければいけないと思っております。

○国務大臣(野中広務君) かけがえのない一回きの人生でございまして、生きとし生けるものが生きていくことを感謝し、喜び、そしてお互いに支え合える世の中というのを構築していかねければ、口で福祉を幾ら叫びましても、現実に委員がおっしゃったように大変困難な、民族が経験したことのないような高齢化社会を迎えるわけでございます。それを支える人たちは少ないわけでございまして。そういう中において私どもは、福祉施策全般について、お互いに痛みを分かち合い、そして血を出し合い、支え合っていく、そういう決意を持たなければ、言葉だけが踊っては世の中を支えていくことができないと、こんな認識でございます。

○西川潔君 期待をして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○委員長(西田吉宏君) 以上で西川潔君の質疑は終了いたしました。

本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十七分散会

平成六年十一月二十五日印刷

平成六年十一月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局